

昭和50年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582-4419

政策資料

No.240

《復刊135号》
1986年9月1日

衆・参議院選挙声明・政策特集号

日本社会党政策審議会

衆・参議院選挙声明・政策特集号

目 次

巻頭言	村沢 牧	1
四党首共同声明		2
政局について		2
党 声 明		3
内外ともに破綻した臨調行革路線		4
税制の争点について		5
申し入れ		6
あらためて同日選挙の争点を訴える		7
中曾根首相発言に対する党の見解		8
衆・参同日選挙にあたって		9
中小企業のための党の緊急政策		10
21世紀の課題を先取りする「四全総」の策定を急げ		11
土曜日を親と子のふれ合いの日に		14
野党協力で中曾根内閣にトドメを		15
衆議院選挙の公示にあたって		16
「中曾根政治」を問う自社両党首公開討論についての提唱		17
生産者米価要求で野党共闘を提唱する		19
障害者雇用促進のための「レインボーセンター」設立の提唱		20
公開討論申し入れに対する自民党的回答		22
日本を守る国民会議の教科書問題について		22
豊かな森林(みどり)を21世紀にひきつぐために		23
半島、離島の振興対策について		25
国民合意の国鉄再建について		26
健康を守るために「食品等表示法」の制定		28
動燃事業所の事故について		29
地域社会資本整備緊急3ヶ年計画の提唱		30
「二重の貧困」・南北格差解消への緊急提言		32
申し入れ		34
やさしい社会をめざして		35
環日本海漁業民間協議の提唱		37
核軍縮を進め、共通の安全保障確立のために		38
申し入れ		40
ローン減税等3つの緊急住宅・宅地対策		41
わかりやすく、生活でき、運用に参加する年金制度を		42
北洋漁業の救済対策について		44

宍道湖・中海の豊かな水と自然を守るために	45
「生涯余暇活動」の推進のために	46
緊急アピール	48
いまこそ、大胆な内需拡大を	49
申し入れ	51
緊急十大減税政策	52
高度情報化社会に向けて国会の新たな役割	53
公開質問書	55
四党共同声明	56
公開質問書について	56
中曾根政治終えんのために全力を	57
投票日にあたって	58
党声明	58

(資料)

各党こう戦う	59
7党の減税案	61
中曾根政治を問う自・社の10大争点	62
国会の新勢力分野	64
衆院選の確定得票	65
参院選の確定得票	70
比例代表区のドント式計算による議席配分	72
両院選の都道府県別当選者数と得票数・得票率	74
社会党の衆院選得票数・率の推移	78



政策活動の抜本的転換を

村沢牧
政策審議会副会長

衆・参同日選挙は、社会党の完敗で終った。

結果になった原因を、厳粛にまた徹底的に総括し、欠陥を克服し、教訓を生かして再生を図らなければならぬが、その一環として、党の政策の内容、広報宣伝はどうであつたのか、今後の政策活動はいかにあるべきかの再検討が求められている。

今回の選挙は、中曾根首相と自民党的争点ばかりの中での論議の深化がみられず、ウソツキ論争、かみ合わない大型間接税批判などに終始し、例えば、「強い国家より、やさしい社会」、やさしい社会の内容を国民にわかりやすく提示し、理

解と共感を得たとはいき難い。

選挙戦でとりあげるべきテーマは数えきれないほどあつたが、わが党が明確な争点づくりに欠けていたこと、政権構想も不鮮明であつたことなど、政策と宣伝の内容力量が不足していたことはいなめ

然し、今後の経済や財政を展望すると、多数を占めたとはいえる自民党政権にとって、円高問題や貿易摩擦、財政再建などの重要課題、マイナス材料が山積しており、それが前面に出てくることも事実である。

自民党が大勝し、中曾根首相が危険な自民党政治に対決し、護憲、平和、国民生活擁護をめざすわが党のビジョンと、社会の変化や技術革新が進む中で、それに合致する具体的な政策と運動を早急に構築しなければならない。

こうした中で、日本社会党が、

以上述べたようなことを実現するためには、なんとしても党の政策審議会の機構を強めなければならず、いままでのようないくつかの政審会議のあり方では期待されるような政策活動は望めない。

選挙総括を契機に、政策機構の強化を強く訴えるものである。

(参議院議員・むらさわまさき)

が党の主張を国民にわかり易く、大胆、明快に打ち出すこと、そして今後国会論争が空洞化されるとがあるとき、広報宣伝活動を活発にして、国民の理解と共感を得ること、また政策を運動に結びつけ、いくつかのテーマをとらえて大衆運動、地方議会闘争、国会闘争に連動させ、この政策、法律は社会党が実現したという目に見える実績をつくり上げることが必要である。

当面、一〇四国会の与野党書記長、幹事長会談で、減税を柱とする合意事項の実現を図ること。円高不況対策、税制改革、福祉対策、地価対策など、従来の政策をさらに充実させるために直ちに取り組まなくてはならない。

特集

衆・参議院選挙声明政策特集号

この衆・参議院選挙、声明・政策特集は、選挙期間中に党の委員長・書記長によつて発表されたものすべてと、申し入れ等選挙関係資料を収録したものです。

一九八六・五・二二

昭和六一年年五月二二日

四党首共同声明

われわれは、衆議院定数是正問題にたいして、違憲状態を早急に解消するため、党内事情を乗じて議長調停を受けとめ、その成立に協力した。しかるに中曾根首相は、憲政の常道、議会制民主主義をじゅうりんし、終始解散権を恫喝の手段として乱用し、政局を混迷させてきた。

しかも、いつたん、議長調停をもつて消滅した同日選挙を再び企図し、われわれが強く要求した緊急円高対策を無視して一片の大義名分もない、まさに私利私欲、党利党略の立場に立つた解散のための臨時国会の召集を強行しようとしている。われわれは中曾根首相のこのような暴挙を絶対に容認することはできない。

社会党、公明党、民社党及び社会民主連合四党首は、ここに議会政治の危機に際し、一致結束して中曾根首相の憲法に挑戦し国民の信託に背反する同日選挙には断固反対することを声明する。

政局について

日本社会党
公明党
民社党
社会民主連合
江塚竹石
田本入橋
五百義政
月郎勝嗣

一九八六・五・三一（石橋委員長談話、於水戸）

一、中曾根首相は、三選の野望をいだいて、今まで一貫して衆議院の解散を模索してきたが、通常国会ではこれを果たすことができず、ついに臨時国会の召集に踏み切らざるをえなかつた。

だが、通常国会での解散と臨時国会での解散は、本質的に違う。通常国会でめざされた解散は、中曾根首相のイニシアチブのもとで、自らに力をつける解散であつたが、野党四党は結束してこれ

を阻止することによって、その企図を封じた。

中曾根首相は、やむなく臨時国会での解散を画策したが、これ

は、その力が弱まつたうえでの解散だ。心にもない「三選」なし

を約束して解散を手にしたのは、その弱まりの証拠だといえる。

二、今日までの経過が、中曾根首相がウソにウソを重ねた解散劇である。

野党党首会談では、「決して解散はない」、「臨時国会はありえない」と公言し、宮沢総務会長には「三兆円規模の大型の予算補正」のえさをあたえ、異論を封じた。

三、中曾根首相は、臨時国会の中で、野党からはもちろん、自民党内からさえ高まつていてる円高不況対策について、立法措置をも含め、たとえ申しわけ的であれ、提出する構えだとみられていたが、これも引っ込んだ。

これによつて中曾根首相が強行しようとしている臨時国会が、ますます解散のためだけの、しかも、衆議院という公器を使って自民党の党利党略を実現する手段と化してしまつた。

四、社会党は、解散のための国会開会ではなく、まさに深刻の度を深めている円高不況の対策のための臨時国会の開会が必要だと考へてきた。

しかし、六月二日の臨時国会の性格が、ここまで明らかになれば、党としても重大な決意をせざるをえない。

五、中曾根首相は、事実上の死に体であり、これをよみがえらせないよう、とどめをさす必要がある。自民党を過半数割れにおいてこまないかぎり政治の流れは変えられない。そのためには、衆・参選挙での勝利をかちとることであり、まず、党の奮起と野党の結束、そして広範な国民大衆の支持と協力をかちとる以外にない。

一九八六年六月二日

党 声 明

日本社会党

一、本日、中曾根内閣は、恥知らずなウソと力づくによって「臨時国会」を召集し、いっさいの会議を開かないという異例・不当な状態のもとで衆議院の解散を強行した。わが国憲政史上に最大の汚点を残す暴挙である。

これは、円高不況に苦しみ、先行き不安になやむ国民に対する政治の責任を自ら放棄した中曾根首相の権力政治の正体をさらけだしたものである。

わが党は、この中曾根内閣の暴挙に対し、国民とともにきびしく抗議する。

一、中曾根首相は、衆参同日なら勝てる」と思い上つて、憲法違反の同日選挙を押しつけ、「安定多数」獲得の名のもとに、新たな強権政治の体制を作ろうとしている。この強権政治によって、大型間接税導入をはじめとする大増税、歯止めのない防衛費急増、憲法改悪をめざす反動政治をエスカレートさせようとしている。

平和と安定を願い、大幅減税、社会資本のための財政出動を柱とした内需拡大政策への転換を求め続けてきた国民は、こうした動きを断じて許さないであろう。

一、わが党は、今回の選挙を通じて野党各党と固く手をたずさえ、中曾根首相と自民党に、痛撃を加えるため力のかぎり奮闘する。同時にこの選挙を長く続いた自民党一党支配に終止符をうち政治の刷新と政策の大転換を実現できる絶好の機会とする決意であ

る。

戦後一貫して憲法擁護をつらぬいてきたわが党は、いまこそ先行き不安を解消し、明るい希望のもてる明日の政治をきずくために、国民の熱いご支持を訴える。

一九八六年六月二日

一九八六年六・一〇（鳥取談話）

内外ともに破綻した臨調行革路線 —行革審最終答申批判と五つの政策転換—

日本社会党
書記長 田辺 誠

一、行革審は、本日、最終答申を行つた。今回の答申は、地方財政における留保財源の抑制、地方自治を無視した市町村合併、医療保険における自己負担の強化など国民の行政改革に対する期待とは、もはや全く無縁なものとなつてゐる。そればかりか、国際収支の大幅な不均衡について、最終答申が「危機的状況」と指摘せざるを得ないことが示すように貿易摩擦と急速な円高、O E C D 報告でも指摘された都市政策の「貧困」、円高不況による経済の「失速」等々によつて、国際的にも国内的にも明らかに破綻したといえる。したがつて行革審の再設置を求める動きが、行革審はもとより、一部もあるが、わが党は、これを認めない。

二、こうした破綻にもかかわらず中曾根内閣は、二つの嘘をもつて

これを隠蔽・糊塗しようとしている。

一つは、大増税隠しの「バラ色減税」である。年間所得七〇〇万円位までのサラリーマンに対し、大幅減税を説いてゐるが、この裏には高額所得者への減税と年間所得四〇〇万円以下のサラリーマン等に対する増税が隠されているばかりか、税収減に対する補填措置としての「大型間接税」の創設がセットとなつてゐることを忘れてはならない。「増税なき財政再建」の嘘もこれに由来している。

二つは、「小さな政府論」のゴマ化である。国民の租税及び社会保障負担率は五六年度の三二・八%から六一年度においては三六・一%、そしてこれをさらに約一〇%高い四五%程度に引き上げようとする一方で、G N P に占める国・自治体の財政支出の割合は、二六・一%（六一年度）と行革が開始された五六年度に比べ四・三%も引き下げられている。これは、臨調Ⅱ行革審、中曾根内閣が喧伝している「小さな政府論」が如何にゴマ化してあるかを示してゐる。まさに国民にとつては、負担は「大きな政府」、サービスは「小さな政府」にはかなならず、しかも、その乖離は軍備に吸収されていると言つても過言ではない。

三、このような破綻とゴマ化にも関わらず中曾根内閣が、依然、行革路線を強行しようとするのは、何より「強い国家」を企図しているからにほかならない。

すなわち、国家安全保障会議の設置による「危機管理」、「国家秘密法」の制定策動、地方分権を掲げながら自治体への指揮監督権を強化しようとする地方自治法改悪案の国会提出（国の代執行権強化）等々の動きは、その端的な例である。これによつてわが国の民主主義は、新たな危機に直面してゐる。

四、わが党は、特定の社会集団の代表が、政策・決定・執行過程を密室において独占する悪しき「審議会」政治を打破し、国民の代

表たる国会が政策を決定する憲法政治の復権・強化に全力をあげる。そしてこれまで主張してきた「平和・福祉・分権」の行政改革を実現するため、次の五つの政策転換をはかる。

(一) 軍拡と摩擦の国際経済から、国民の生活・分化の国際化と平和連帶

軍備の増強をストップし、国民的平和活動を強めるとともに、内需中心の経済構造への転換をはかることによつて、国民の生活・環境基盤を国際水準までに引き上げる。

(二) 弱者切り捨てから、老人、女性、子供の安心・安全・生きがいの保障

高齢化社会の下で発生が予想される様々な社会矛盾を事前に解決し、いわゆる社会的弱者が生きがいを持つて、安心・安全に暮らし、成長しうる社会的条件を保障する。

(三) 画一化・集権化から、深く地域に密着した分権・創意の行政中央集権化を排し、地方分権による住民の自主的かつ創意性ある地域振興をはかる。

(四) 不公平と負担の拡大から、公平な負担とサービスのバランス保障

税および社会保障の負担を軽減し、公的なサービスの充実による負担とサービスの社会的公正をはかる。

(五) 政治
利権集団政治から活力ある国会・自治体議会の生き生きした政治

社会的利益団体による政治から、国会と自治体議会の調査、立法能力の強化、活性化をはかり、生き生きした政治をめざす。

税制の争点について

日本社会党
書記長 田辺 誠

一、中曾根中閣は、政府税調をつうじて「シャウブ勧告以来の税制大改革」と称する作業をすすめている。しかし今日までのその「括的な税制改革」の全体像を示さず、「減税」だけを言つていてので国民は「減税と引き合せ増税」の結果、結局は国民の税負担率を高める実質増税の意図がかくされているのではないかと深い疑惑を抱いてきた。事実、中曾根中閣の掲げる（増税なき財政再建）が完全に破綻し、そのための「緊縮・耐乏」政策も限界にきているなど、中曾根流経済運営を続けるかぎり、大増税必至の情勢とみなくてはならない。

二、高齢化時代を迎えての財政需要の増大、防衛費増大などによる財政窮迫のもとで、福祉削減や増税以外に選択の余地はないといふのが中曾根内閣の意図であるが、わが党はこれに反対し、もう一つの選択を唱えてきた。すなわち、防衛費の抑制と共に大幅減税の断行による経済の活性化をまず実現し、さらに福祉の増進、社会資本の拡充など内需拡大をつうじて新たな社会経済成長の展望を開くべきであり、その展望に立つてこそ財政再建の道も求めることができると主張してきたのである。

現在、高齢化・国際化に直面しているわが国民経済の最大の課題は、内外の要請にこたえる内需の拡大であり、内需拡大策の第一の柱は、国民の可処分所得の増大——消費需要の喚起——経済の

したがつて、私はこの際、大型間接税導入の是否、マル優制の存否の問題にしばつて、与野党間の公開討論を提唱する。

活性化を政策的に誘導することである。この政策目的を明確にして現行税制を抜本的に見直し、不公平税制を是正すると同時に、国民の税負担軽減のための大幅減税を断行することは、まさに今日の緊急課題といわなくてはならない。

三、私は、そのような観点から、税制改革に当たっては、①低・中所得層の負担率を軽減する。②生活に必要な経費には課税しない、

③社会福祉のシビル・ミニマム、④民主・公平に徹する、という四つの原則をつらぬくことが、国民の願いにこたえる道だと考える。

四、ところで、八日の与野党テレビ討論において、藤尾自民党政調会長が、大型間接税導入、マル優制度撤廃の意図を明言したことはきわめて重大である。中曾根総理はあわてて「慎重な態度」をとれと注意し、竹下蔵相も「予見をはさんだ発言はしない」などと取りつくろいに懸命になつてゐる。

中曾根首相らが藤尾発言であわてふためいたのは、今回の選挙戦に臨んで「選挙前は減税、選挙後に大増税」の欺まん策をつらぬこうとしてきた思惑が破られることを怖れたからである。その意味では、藤尾発言は、中曾根首相らがひたかくしにしようとしている「政策争点」を国民の目にあからさまにした絶好のテーマであつたともいえる。しかし、もはや国民の目をあざむくことはできない。

大型間接税は、①その逆進性からみて明らかな大衆課税であり、②消費者物価の全般的上昇につながり、③複雑な事務手続きの負担を中小企業などに強要する、などの欠陥をもつ悪税である。また、庶民の小額貯蓄を狙い討ちにするマル優撤廃も断じて許しがたい措置であるが、それらを推進する意図が与党の政策責任者の口から国民の目の前で公言された事実をわれわれは見逃がすわけにはいかない。

申し入れ

貴党の藤尾政調会長が八日放映のNHKテレビ討論の場で、マル優制度の撤廃、大型間接税導入の意図を示す発言を行つたことは極めて重大である。

貴党と政府は、今まで税負担の「軽減・合理化」については公表してきたが、その財源をどうするのか、増税策を探るのかとらないのかについてはまつたく口を閉ざしてきた。そのためには国民の間では、選挙前は減税を唱え、「選挙が終われば増税」が強行され、結局は国民の税負担を高める大増税政策が用意されているのではないか、という疑惑と不安がひろがつてきていた。今回の藤尾発言によつて、国民はいつそうの不安にかられている。

国政と国の基本政策の選択を争う衆参両院選挙がこれから始まるとしているが、国民が最も深い関心をよせる税制改革問題について争点をあいまいにすることは許されない。

したがつて、われわれは藤尾発言のマル優問題、大型間接税問題に関して、貴党の態度をあらためて確認するため、公示前のできるだけ早い時期に与野党間の公開討論を要求する。藤尾発言はテレビで国民に直接示されたのであるから、公開討論も当然テレビによつて行われるべきである。

右について、「態度未定」とか「検討中」といったあいまいなことではなく、国民に明白にわかる態度を示すことが必要であり、貴党

の積極的な応諾を望むものである。
右、申し入れる。

一九八六年六月一二日

日本社会民主党
社会民主連合
公明党
中曾根康弘 殿
藤尾正行 殿
総裁
政調会長

一九八六年六月一四（於・宮崎）

あらためて同日選挙の争点を 訴える

日本社会党

国民のみなさん！

かつてない重大な意義をもつ衆参両院同日選挙が数日後に火ぶた
を切ろうとしている。

一、今回の選挙は、内外にわたる中曾根政治の破綻と選挙の争点を
おおいからしく、国民をあざむいて自民安定多数の獲得、「新保守主

義」の定着をめざして、強引に仕組まれた同日選挙である。

この「自民安定多数」とは、自民一党支配の強化であり、中曾

根首相のめざす増税と防衛費の歯どめなき増大、憲法改悪の道を開くものであり、これによつてあらたな権力政治を実現しようとしているのである。

(一) 中曾根首相が「安定多数」を求めるのは、何よりも中曾根内閣の政策破綻を強権によつて取りつくろうとしているからである。自民党的藤尾政調会長は、「マル優制度の廃止」を明言し、大型間接税についても導入の方向で検討していることを明らかにしている。中曾根首相はこの問題が争点になるのをおそれてまい化を図つているが、この選挙戦のなかで黑白をつける必要がある。

(二) 国民は、さきのG5（五ヶ国蔵相会議）の協調介入による円高デフレの深刻な影響にさらされ、全国各地に被害が広がり失業率は二・九%という戦後最高を記録している。このため行革推進の本山といわれた経団連さえ、景気浮揚のための弾力的な対応を打出し、行革審も「臨時、緊急の対応」措置として財政再建路線の一時棚上げを容認する方向にある。六五年度を目標にした財政再建の破綻は、いまでは大蔵省さえ認めている。政府はなお、これまでの財政・経済運営の路線に固執するのか、景気対策に財政出動を拒み続けるのか、明確な回答を迫らなくてはならない。

(三) 教育改革についても、得意の臨調方式をとつてきたが、これは教育荒廃打開の課題を逆手にとり、教育の自由化の推進をとなえながら、その実は、エリートと非エリートの選別と教員の管理強化にすりかえてきた。これによつて教育荒廃を助長してきたことは明白である。

また、中曾根首相は、国会を無視して、今日まで行革審、臨審、靖国懇など、国会の外に私的、公的な諮問機関を設け、

自らのブレーンを寄せ集めた密室政治を多用してきたが、これ

も戦後の憲法政治を否定する中曾根政治の特徴である。

(四) 中曾根首相は、今日までの保守政権が、公約してきた武器輸

出三原則や非核三原則、防衛費の対GNP比1%の枠組みさえ

とりはずし、「西側同盟」を口実に、米第七艦隊との合同演習や

核持ち込みの容認など危険な軍拡・改憲路線を走っている。そ

の一方で年金、福祉・医療が圧迫され、国民生活が犠牲にされている。この危険な軍拡に歯止めをかけるためにも、中曾根政治に終止符をうたなければならない。

三、われわれは、まさに中曾根政治の破綻が国民の目に映るようになつたときに、同日選挙をむかえたといつてよい。

政策の優位は、明らかにわが党と国民の側にある。

今回の選挙戦は、中曾根首相がニューリーダーを巻き込んで、「政権交替ゲーム」の様相を呈しているが、われわれはいわゆるニューリーダーの政治が、中曾根政治とどれだけ違うのか、国民と共に厳しく監視していく。

いよいよ選挙公示が数日後に迫った今日、わが党は、あらためて今回の選挙の争点を明らかにし、中曾根首相のかかげる「戦後政治の総決算」か、わが党のかかげる「中曾根政治の総決算」かの二つに一つの選択を求める決意である。

選挙の結果は、二一世紀にむかって、国の指針と国民生活の基盤を左右する重大な影響をもつことになり、したがつて、かつてなく意義深い歴史的な選挙である。

国民の皆さん！

戦後最低・最悪の危険きわまりない中曾根政治にトドメを刺し与野党伯仲から逆転を実現して、国民参加のもとで、希望のもてる明日の政治を創るために、わが党への熱いご支援をおねがいしてやまない。

一九八六・六・一六

中曾根首相発言に対する党の見解

一、中曾根首相は、野党の選挙協力に関連し、野党は、政治担当能力なしと中傷し、「当分、自民党政権でやっていくしかない。」と決めつけたが、これは、公党の總理、總裁としてあるまじき言動である。

一、政党政治のもとでは、政策をもつて争わなければならぬことはいうまでもない。

しかるに中曾根首相は、野党がそろつて要求している大型間接税導入の是非、マル優制度の存否についての公開討論に眞面目に対応しようとせず、藤尾発言の打ち消しに狂奔してきた。

この上にたつて、野党の政権担当能力問題を云々することは政党政治にとつて重大である。

一、中曾根首相は、野党が政権担当能力に欠ける理由として政策のくい違いをあげるが、自民党が前回の選挙で過半数割れすると、一夜にして新自由クラブと野合した事実をどう説明するのか。

一、首相が、野党の政権担当能力に言及するなら、選挙の争点かくに走り廻るのではなく、国民の関心のある重要政策について、与・野党間で、正々堂々と公開討論をおこない国民の審判をあおぐべきである。

このため、さきに野党が要求している税制問題での公開討論の実行を、重ねてもとめたい。

一、(一) 中曾根首相は、「大型間接税導入は考えていない、マル優も撤廃しない」と言っているが、首相の「考えない」という発

言がまつたくあてにならることは、今回の解散のいきさつでも明白である。もはや言葉だけでは国民は誰も信用しない。

(二) 問題は事実である。中曾根内閣の四年間に、鳴り物いりの「行革」による緊縮財政のもとで国の借金（国債発行残高）は毎年一〇兆円づつ増え、本年度残高は一四三兆円におよぶ見通しと公表されている。「増税なき財政再建」路線の破綻は明白である。このなかで減税をやり、内需拡大のための社会資本投資をやると主張する以上、その財源をどうするのかを明白である。この点で説得力のある説明がないかぎり、

今回総理の否定発表発言は単なる『争点かくし』のウソといわざるをえない。

一、わが党の委員長訪韓問題にふれて「韓国にいける政党になつてもらいたい」とよけいな干渉をするが、こばんでいるのは、中曾根・全ラインではないのか。それよりも、政権政党の総理が、現に存在している共和国（朝鮮民主主義人民共和国）を訪問できない理由をききたい。

一九八六年六月八日

衆参同日選挙にあたつて

日本社会党

一、本日、参議院選挙が公示された。中曾根内閣が国民をあざむいて、「自民安定多数」を回復し、権力政治を定着・拡大させるため、強引に仕組んだ衆参同日選挙の火ぶたが切られたのである。中曾根首相は、平和憲法を否定する「戦後政治の総決算」を唱え、国

内外の批判をかわしながら、軍事大国の道をひらく力の政治を開している。三年余の中曾根内閣は「財政再建」を口実に医療・教育・福祉を切り捨て、軍事費だけを大幅に増大させてきた。また、最近の急激な円高デフレは、深刻な不況を全国各地に広げ、国民は出口のない不安と不信・いらだちをつのらせている。今回の同日選挙は、この中曾根政治にきびしい審判を下す重大かつ歴史的な選挙である。

一、わが党は、「強い国家より、やさしい社会」をスローガンに掲げ、
①医療・年金・福祉の充実と生活安定、②大幅減税と積極財政による景気回復、③信頼しあえる社会と自治の創造、教育の再生、
④軍縮・平和の推進などを重点に、堂々たる政策論争を通じて中曾根政治と対決し、国民各層とともに、希望と夢の持てる政治づくりに全力を挙げてたたかう。

一、今回の選挙で「自民安定多数」を許すならば、大型間接税導入とマル優廃止の大衆増税、軍拡・改憲路線の強化、福祉と自治体行政の縮めつけなどが、国民の上におそいかかることは必至である。わが党はこの同日選挙で勝利し、与野党伯仲から逆転の実現によつて、中曾根政治を「総決算」し、人間性と創造性にあふれた政治、経済、社会、文化、生活をよみがえらせる、新しい連合の政治を築く決意である。日本社会党は、暮らしの安定・安全、信頼を求める国民とともに前進することを誓い、広範な国民のご支援を訴える。

以上



中小企業のための党の緊急政策

日本社会民主党
副委員長 武藤山治

減税、福祉の増進、社会资本投資の積極的拡大を柱とする内需拡大策への転換を求め、それを基本とする中小企業・地域経済の全般的活性化の道を追及している。同時に、当面緊急の円高不況・中小企業対策として、つきの諸施策をただちに実施することを強く要求するものである。

一、円高不況の影響は日ましに深刻さを加えている。特に輸出中小企業は海外での競争力をうしない、これまでの市場を韓国、台湾など中進諸国（N I C s）にうばわれ始めている。また、輸出型産業の下請け中小企業は、単価の切下げ、受注量の削減、あるいは取引停止など、大企業による足切り、整理でショック・アブソーバ的役割を強いられている。さらに輸出ではなく国内需要に頼つてきた中小企業の場合も、アジアN I C sからの輸入商品との競争で厳しい市場環境に直面させられている。

わが党は昨年来以降、全国各地にしばしば円高実態調査団を派遣し、また各業界団体からの聞き取り調査をも実施してきた。その一連の活動をつうじて、"円高地獄"に苦悩する中小企業のナマの声を肌に感じとっている。多くの業者は、為替レートが一九〇〇円程度に復帰しないかぎり、とても経営の安定は望めないと、苦境を訴えているのである。

二、この状況に対して、政府は「特定中小企業者事業転換対策臨時措置法」の制定、中小企業むけ融資金利の引下げなどさまざまな対策を進めている。しかし、それらはいずれも不徹底であり、中曾根内閣自身が、昨年秋の「協調介入」以来自ら招いてきた円高の影響に対して、責任ある対策をこうじたものとは到底いえない。

三、わが党は、中曾根内閣に対してその失政の償いをせまり、大幅

- (1) 円相場の早期安定を図るため、国際協調に留意しつつもドル買い、円売りの逆介入を強力にすめること。
- (2) 前記「臨時措置法」について弾力的に運用し、①金利の引き下げ、②対象業種の拡大、償還期間の延長等を実施すること。
- (3) 中小企業金融機関の融資について貸付け条件の大幅な緩和、公的保障の措置等をこうずること。
- (4) 公定歩合の引き下げが急速に末端金利に連動するよう措置すると共に、中小企業の既往分の債務についても、低金利の現状に見あつた金利引き下げの措置をこおずること。
- (5) 円高差損を理由として親企業から圧迫されている中小企業を守るために、独禁法および下請代金支払遅延等防止法の運用を強化し、親企業に対する監視・指導を徹底すること。
- (6) 中小企業むけ官公需の増大を図り、特に円高不況の影響を受けている中小企業に対し優先発注を行なうこと。
- (7) 六一年度公共事業の上期集中執行に当たつては、円高不況地域に重点配分を行なうこと。
- (8) 業態改善、業種転換を希望する中小企業者に対する適切な窓口相談を行なうと同時に、そのための研究、試作、市場調査等に関しては最終的には国の責任で大幅な助成措置をこおずること。
- (9) 中小企業の設備投資に際して大幅な減税措置（本年度一、五〇〇億円増）をこおずすこと。
- (10) 以上の施策を推進するため国の予算措置や要するものについ

ては、選挙後ただちに与野党協議に基いて大型補正予算を編成し、九月までに臨時国会で成立させること（その予算規模は二兆円以上の建設国債発行を含め四兆円程度とする）

(1) 従来の中小企業対策がタテ割り行政のもとでバラバラな姿とされ、また、中小企業専任大臣すらないという現状を早急に打開するため、わが党が前国会に提出した「中小企業庁設置法」を成立させること。

一九八六・六・二〇（於盛岡）

せぬまま、ひたすら地域経済とそれを支える基盤ともいえる地域福祉・地域文化の切り捨てにまい進している。その具体的特徴を挙げれば以下の五つが指摘できる。

(1) 空洞化した「定住圏構想」

福田・大平総理から引き継がれた「三全総」は、地域を重視し、定住圏構想によって地方に期待を持たせ、各都道府県にモデル定住圏の設定及び事業計画の策定を促したが、五七年の中曾根総理誕生以来これらの計画・事業はストップしたままである。そればかりか、情報化の進展により、東京一極化構造の進行と地方中核都市への地域内集中化傾向が進み、過密・過疎は経済的・文化的に逆に深まっている。

(2) 五年たつても策定されない「四全総」

「三全総」については、五六年にフォロー・アップ作業と称し、その改定、すなわち「四全総」への転換が決定された。しかし、中曾根内閣は、従来の国土総合開発計画における策定手法であるマスター・プランの提示とそれに対する討議という政策過程を経ることもできず、いまだに「四全総」を策定できないでいる。まさに中曾根内閣は歴代自民党内閣においても開発計画と経済計画の両方を持たない稀有な存在となっている。

(3) 地域振興補助金のカットと実態なき半島振興

中曾根政治は、政治理念を得意としているかのように喧伝されているが、それはまったく幻想にすぎない。すなわち、「改革」を唯一の題目として唱え、五七年の「改革特例法」以来、過疎・離島・山村等地域に対する地域振興補助金の削減に腐心し、六〇年度、六一年度においては社会保障関係の国庫負担金をはじめ、二年間で実際に一兆七五〇〇億円もの地域に対する補助金をカット

み台とする一部大企業の利益保障と中央集権的政治支配の強化にほかならない。すなわち、内需拡大を推進すると称しているが、肝心の地域経済の振興策については総理就任以来何ら具体的な政策を提示

一、中曾根内閣の地域切り捨て五つの罪

日本社会民主党
委員長 石橋政嗣

二世紀の課題を先取りする 「四全総」の策定を急げ

・・・・・高齢社会と国際化に積極対応し、

地域経済・福祉・文化の育成を・・・・・

もしていないこと等をみれば明らかであろう。

(4) 地域と国民の足を「解体」する国鉄の分割・民営

中曾根政治の地域軽視は、国鉄の分割・民営に象徴されている。

北海道・東北・四国・九州をはじめとする地域の経済・文化を支えているのは国鉄であり、今後の高速交通時代の到来においても、その基礎をなすのは全国ネットワークをもつ国鉄である。それを

中曾根内閣はズタズタに寸断することを最後の政策的公約に掲げているばかりか、国鉄用地や国有地の売却に関わる様々な利権集団の暗躍とそれへの闊与を噂される中曾根内閣の本質は冷酷にしてダーティーといえる。

(5) 石炭・林業等地場産業の切り捨て

中曾根総理は、サミットをはじめもっぱら外交によつて点を稼ごうとしているが、その総理の点数稼ぎのために地域経済は大きな犠牲を強いられている。花と緑を強調する一方で、乱開発を推進し、営林署の統廃合や間伐の著しい遅れ等にみられるように林業を切り捨て、総理自慢の私的諮問機関の一つである経構研報告では石炭産業の完全な切り捨てを主張するなど、地域経済への配慮など徴塵もない。

このように中曾根政治の地域軽視の姿勢は既に明確であるが、他方自民党のニューリーダーと呼ばれる人たちの中でも中曾根総理と違うと言いかれる者がいるであろうか。竹下大蔵大臣は、「財政再建」の旗印のもとに地域振興・社会保障予算を切り捨ててきた責任者であり、宮沢氏は積極財政を主張しているが、そもそも大平・鈴木内閣において地域振興策と「三全統」をお題目に終わらせたことをみれば、その政治基盤の本質に疑問を感じざるえない。安倍氏に至つては外交についての言動は勇ましいが内政・経済については貞のごとくといって良い。

過密・過疎問題を含め、地域の停滞を一貫してもたらしてきた自

民党に対して、地域の経済・文化の振興に期待できるものではなく、自治体・住民が自民党政治に対する批判の声を大きく挙げなければ地域は破壊の一途を辿るばかりである。

日本社会党は、真に地域の活性化につながる「四全総」の早期制定を提唱する。

二、社会党の提案

(1) 六つの指針

国土の荒廃と停滞する地方圏の経済・文化の振興のため、わが党は、以下の六つの基本指針に基づき、「四全総」を早急に策定すべきであると考える。

- ① 東京一極構造に歯止めをかけ、多元（地域が総合的機能をもち）、多極（北海道から沖縄まで各プロック圏域の均衡的発展をめざし）、複合（地域が横に連帶する）的な国土の均衡ある利用を追求する。
- ② 高齢社会・二一世紀にそなえ、社会資本の計画的整備を進め、福祉・文化型の社会資本整備に質を転換する。
- ③ 自然の保護のみならず森林等の積極的拡大を図り、国民の身心の健康を保全する。
- ④ 土地の社会的有効利用の促進など国民共有資源の社会的有効活用を進める。
- ⑤ 地域を犠牲にする政府の不当な介入を排し、自治体主導と住民参加にもとづく地域計画の策定を図る。
- ⑥ 国際化への積極的対応と地域社会の健全な発展を推進するため地域文化の育成を推進する。
- ⑦ 過去の開発計画は、拠点開発・全国ネットワーク・定住圏・田園都市などキャッチフレーズのみ仰々しく、その内実は乏しいも

のであつた。わが党は、キャッチフレーズに腐心し、政治的に利用するのではなく、今後の国際化・高齢社会に備え、経済・行政を地域横割りに改革し、縦割り行政・経済の弊害を是正し、地域がバランスのとれた総合的発展をめざす「地域福祉・文化生活圏」の建設を提唱する。

- (3) 各ブロック計画策定と高齢者・ハンディ・キャブト中心の都市づくり
自民党政治は、過疎の実態を意図的に覆い隠し、高齢者や障害者にたいしても特殊的事情として施設中心の救貧型施策を進めてきた。わが党は、ノーマライゼーションの思想を踏まえ、過疎地域の正常化と高齢者や障害者が安心して社会参加できる社会の建設をめざす。そのため、開発計画においては、北海道・東北・北陸・中国・四国・九州沖縄等の地域総合開発計画の策定とその積み上げによる「四全総」の策定を提唱する。

また、都市づくりの今後の指針として「福祉型都市基準」の策定を進めるが、その柱として高齢者・障害者が安心して住まい、安全に外出でき、快適に健康を保持できる住宅・交通・保健医療体制の整備を追及する。

(4) 社会資本投資の重点配分

わが党は、地域総合開発計画の策定を提唱するが、その裏付けとなるのはハード面においては社会資本の計画的整備であり、以下を重点としてその整備を進める。①高速交通への対応としてコミュニケーションの整備、地域間連絡網としてのバイパス整備及び地方交通線の維持とリニアモーターカー等新交通システムの導入、②情報システムの地場産業への活用によるテクノ・バイオと地場伝統産業の結合、③下水道・廃棄物処理システムの確立によるリサイクル型資源利用の推進、④高齢社会に対応した住宅整備と防災都市づくりの推進、⑤みどりの積極的大拡大と水・大気・土・自然

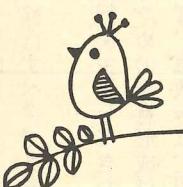
景観の保全。

なお、以上のような社会資本の計画的整備と質の転換を推進するため、財政の分権化を進め、地方税源の拡充・交付税の充実・地方債発行権限の強化など地方財源の強化を図るが、それとともに地域の金融需要に応えるため、公共投資資金のプールと地域金融機関を活用した地域金融の整備を進める。

また、「四全総」における社会資本投資の目標を一〇年間で二五〇兆円とする。

(5) 地域と国際交流の直結

以上が、わが党のめざす「四全総」の基本的枠組みであるが、今後は、国際化の進展により、地域が世界情勢と直結せざるをえない実態を直視し、従来の国内にのみ視点を置いた開発計画を世界との結びつきを重視する内容に転換する必要がある。そこでわが党は、「四全総」の課題の一つとしては民間外交・自治体外交の推進による外交の窓口の地域への開放の推進を提唱する。また、国際交流を政府のみに委ねるのではなく、住民と自治体が主役となつて進めることにより、平和と文化と経済の相互発展の実現をめざす。



一九八六・六・二〇（大分談話）

土曜日を親と子のふれ合いの日に

—「学校五日制」の提唱—

日本社会党
書記長 田辺 誠

一、「学校五日制」の意義

(1) 今日、子ども達は過密な授業に追われ、点数序列主義の中で日々を過ごし、また、自主性や創造性の芽をつむ管理主義の下で学校生活を送ることを余儀なくされている。社会問題となっている「いじめ」の根はここにあると言つても過言ではない。

また、親の側も国際的に指弾を受けている長時間労働の中で「会社人間」となり、親子の対話を欠いている。このことが家庭の教育力の低下を招き、ひいては「非行」の要因とさえなつてゐる。そこでわが党は「学校五日制」を実現し、週休二日制とあいまつて、土曜日を「親と子のふれあいの日」にすることを提唱する。先進諸国で学校六日制をとつてゐるのはわが国ぐらいのものであり、また、完全週休二日制の未確立についても同様である。学校五日制についていえば、イギリスでは百年前の一八七〇年代から歴史は古い（フランスも一八八二年以来五日制であるが、水曜日を休日としている）。わが国では、週休二日制の実施の困難さの口実の一つとして学校が六日であること、逆に学校五日制反対の口実に土曜日も親が働いてゐることがあげられるが、国際的にみて、いつまでもそれが許されないばかりでなく、ゆとりある教

える。

(2)

わが党はかねてより「学校五日制」への移行を主張してきたが、二日制の移行と相まって「学校五日制」に移行すべきであると考える。

「学校五日制」への移行を本格的に検討するための合意形成は、十分可能な段階に至つてゐると考える。例えば、臨教審は、四月に出された第二次答申で、「週休二日制に向かう社会のすう勢を考慮しつつ、子どもの立場を中心にして、地域の役割を改めて整理し見直す立場から、学校の負担の軽減や学校の週五日制への移行について検討する」と述べている。また、本年一月の参議院本会議におけるわが党の質問に対し、中曾根首相は「教育過程審議会の結論を待つて処理したい」旨の答弁を行ない、それを受けて文部省の教育課程審議会は、今秋に予定されている中間まとめて基本的方向を盛り込む予定と伝えられる。しかし、五日制導入のかわりに、夏休みの短縮など授業日数は変えないとの意向とされるが、本末転倒の議論であり、こうした五日制では意味がない。

更に、「学校五日制」にむけての実践はすでに始まつてゐる。北海道教職員組合は一〇年以上も前から五日制へ向けての運動を開き、大きな蓄積を重ねてゐる。その中で土曜日は教科をなくし、父母の参加のもとに演劇、合唱、新聞づくりや、児童会・生徒会の自治的活動など、多彩な活動が行なわれており、五日制となつた場合、地域において社会教育・文化活動をいかにすすめるかの展望をもつに至つてゐるといえる。また重要なことは、こうしたとりくみを行なつてゐる学校では「いじめ」や「非行」がないという報告や逆に学力も向上してゐるという報告がなされているということである。

したがつて、教育過程審議会は、こうした貴重な実践を十分汲みあげるべきである。

二、「学校五日制」実現へ向けて

(1) 「学校五日制」は、単に学校を休めばいいということではない。

この日は週休二日制と相まって、親と子がふれ合い、スポーツ等の諸活動のなかで、家庭の教育力を回復するとともに、子ども伸び伸びとした発達を促すものである。また、異学年の地域集団を中心とした活動も重要となる。

(2) 「学校五日制」への過渡的段階としては、先に述べた北海道の実践にみられるように、教育課程の再編成によって土曜日は教科をはずし、父母の参加も求めながら、多様な活動を行ない、五日制への準備段階とする。また、問題のある「ゆとりの時間」は、これによつて不必要となる。

(3) 五日制への移行は、週休二日制への移行と同時並行的に考えることができる。まず五日制については、(1)一年間は教育課程等準備の段階、(2)二年目から二年間は、土曜日は教科なしの日で、諸条件整備、(3)四年目から「五日制」に移行——となり、一九八七年度を初年度とすれば、一九九〇年から「学校五日制」に移行できる。

他方、完全週休二日制については、労働団体はもとより、世論の一一致するところであり、わが党は労働基準法を改正し、早急に完全週休二日制を実現することを主張している。

三、「学校五日制」をめぐる諸条件

(1) 五日制へ移行するためには、学力水準を低下させず、逆に過密に陥らないために、教育課程の再編成を必要とする。そのため教職員代表を加えた民主的な「学校五日制検討委員会」を設け、先の北海道教職員組合の実践等を参考にして編成する。

(2) 土曜日に地域で子どもが有意義に過ごすためには、児童館や図

書館、スポーツ施設などの施設の整備、父母や教職員の参加と援助、社会教育指導員の配置など、諸条件の整備があわせてすすめられる必要がある。

(3) 土曜日が休日となつても、「塾通い」を加速させるのでは意味がない。先に述べた「落ちこぼし」を出さない教育内容の精選を柱とする教育過程の編成とにわが党が主張している「高校の希望者全員無試験入学制」への入試制度の改革も不可欠となる。

一九八六・六・二二（鹿児島談話）

野党協力で中曾根内閣に

トドメを

日本社会党
書記長 田辺 誠

一、参院選につづき、本日衆院選が公示され、いよいよ同日選の火ぶたが切つておとされた。

この同日選は、中曾根内閣と自民党が、自らの政治の破綻を合理化し、選挙の争点をおおいかくし、国民を欺いて自民党的安定多数を実現して「新保守主義」を定着させるために強引に仕組んだものである。

わが党はこの選挙戦を通じて、増税と福祉切り捨て、歯どめのない防衛力増強、さらに憲法改悪への道を切り開こうとする、戦後最悪の危険極まりない中曾根内閣にトドメを刺したい。そのために、全党火の玉となつて選挙戦をたたかいぬくとともに、さらに対党と協力して保革伯仲から逆転を実現し、新しい政治の展望

を開いて行きたい。

一、この政治決戦の中でわが党は、鹿児島第三区を党の最重点選挙区と決定した。

上西候補は、前回の選挙でみなさんのご支援により、苦節一二年、五度目の挑戦で初めて当選を勝ち取り、長期にわたった自民党の議席独占を崩すことができた。自民党的党利、党略による今回の議員定数是正により、当選挙区は残念ながら定数二名とされた。わが党と上西候補にとつては、率直にいつて誠に厳しい、そして苦しい選挙戦である。

文字どおり、自社対決の選挙区となつた当区で、上西候補が議席を維持することができるかどうかは、中曾根体制総決算への道を開き、ニュー社会党が政権を獲得できる党に躍進できるかどうかを決めるもので、何としても上西候補の必勝を期したい。

一、厳しく、苦しい選挙戦で、上西候補の勝利を確かなものにするには、より幅広い選挙民の支持をうることが必要である、このため、候補者をもたない他党の協力を心から要請したい。社会党と公明党との選挙協力については、すでに五選挙区で合意が成立している。当選挙区については、現在なお、わが党から協力を要請して話し合いを続いている。

わが党としては、公明党との間で何らかの形で協力が得られるようさらに要請を続けたい。

一、畜産農家がいま大きな関心を寄せており枝肉の格付け基準の改訂問題については、昨年上西議員が国会でとりあげ、改訂の早期実施を政府に迫つた。農水省畜産局長はこれに対し、(1)枝肉切開部位の統一、(2)脂肪交雑基準の緩和、(3)歩留まり基準の導入などについて、一部は本年度中に、一部は来年度に実施に移す旨約束した。

ところが、最近、業界内からこれに強い抵抗が出てきて、実施

が遅れるのではないかと急惧される状態になつてきいた。この問題で、私は農水省に対して確實に実施するよう迫つてゐるが、選挙後も上西氏を中心に党としてさらに早期実施のために努力して行きたい。

一、わが党の畜産は加工畜産といわれるよう輸入飼料の価額動向に左右されるところが大きい。にもかかわらず、昨年来の急激な円高による輸入飼料の値下がりは、実際の国内飼料価額に対し、適正に反映していない。わが国畜産の体質を強化するために、円高メリットを輸入飼料価額に適正に反映させることが必要である。このため、選挙終了後、党の畜産対策委員会に「飼料等農業用諸資材価額対策特別委員会」を設置して対策を進めたい。

一九八六年六月二日

衆議院選挙の公示にあたつて

日本社会党

一、本日、衆議院選挙が公示された。

一八日の参議院選挙公示以来、中曾根首相は、自らの政治成果と称するものをいたずらに誇示し、他方でわが党をはじめ野党を中傷し、自らの失政については口をにごす等、国民をあざむく言動にのみ腐心してきた。しかし、このような策謀にもかかわらず、国民は冷静に中曾根政治の実態を見つめ、日増しに中曾根批判の声を高めている。

二、わが党はこの国民の良識を確信して、中曾根首相の意図する強権政治、増税政治、軍事大国化と改憲の政治を打ち碎くために全

力をあげている。衆議院選挙が火蓋を切つたことによつて、闘いはいよいよ正念場である。

三、わが党は今回の同日選挙にからず勝利して自民党を過半数割れに追い込み、中曾根政治を「総決算」する。それによつて円高不況をはじめ当面の国民的緊急課題に打開の道を開くと同時に、二一世紀にむかう平和な国と安定した国民生活を確立し、やさしい社会を創る連合の時代を実現する決意である。

以上

一九八六・六・二二（鳥取談話）

「中曾根政治」を問う自社両 党首公開討論についての提唱

日本社会党
委員長 石橋政嗣

一、中曾根首相は、今回の選挙は「戦後政治の総決算」を国民に問う選挙であると強調した。私もそのこと自体に異存はない。首相が「総決算」に国民の支持を求めているのにたいし、私は逆に、「中曾根政治の総決算」に国民の支持を求めているのである。

二、野党各党首の第一声を聞く限り、大筋で中曾根首相の個利個略、自民党の党利党略の「同日選挙」に対する批判で一致し、野党間の非難中傷は、かつてなく影をひそめている。これは私が四月八日、鹿児島で提起した「反中曾根包囲網」を強めようという呼びかけと合致するものであり、歓迎する。私はさらに七月六日の投

票日まで、この与野党対決の姿勢を持続するよう重ねて呼びかける。この野党結束が「同日選挙」で自民党を過半数割れに追い込む、その後の政局に与える影響が大きいからである。

三、「同日選挙」で、三年有半にわたる中曾根政治について国民に審判を求めるためには政治的争点を、すんで国民に提起する責務があろう。したがつて私は野党第一党の責任において公開の党首討論を提唱したい。討論のテーマは次の諸点を重点にするのが適当と考えられる。

(1) 日本列島不沈空母化、シーレーン防衛、三海峡封鎖、日米共同作戦計画など、首相が強く主張してきた日本の平和と安全にかかる諸問題。

(2) 政府が、昨年きめた「中期防衛力整備計画」は、すでに防衛費の対GNP比一%枠の突破を前提にしている。他方、首相は一%枠を守りたいといつてはいるが、内外から一%枠は、平和国家日本のメルクマールとされてきた。あくまで一%枠を守るのかどうか。

(3) 中曾根首相は、円高メリット論をとなえているが、メリットは強者、デメリットは弱者にかたよつてはいる。この社会的不均衡をどう調整するのか。また、首相は、世界から求められてきた輸出主導の経済構造の歴史的転換をどのように具体化するのか。

(4) 首相は、行財政改革を最大の改革テーマとしてきたが、その基本目標である「財政再建」は破綻している。中曾根首相就任時に九五兆円であった国債残高は今や百四十五兆円になる見通しだが、財政再建の展望はあるのか。増税なき財政再建をどうするのか。

(5) 中曾根行革は「自助努力」の名のもとに、国民の負担を高める一方、医療とくに老人医療、年金、教育費など公的福祉を後

退させ、自治体と住民負担増をはかつてきた。これは、国民にとって負担は大きく、サービスは小さい政府になるのではない。

か。

首相は権力的な「大きく強い国家」の道を歩み、しかも好みのブレーンを重用した諮問委員会、審議会の乱用による政策決定、執行の密室化は議会制民主主義と相容れないが、どうか。

(6) 首相の教育政策は、父母の教育不安を逆手にとった教育への政治介入である。教育は国家百年の計に立つべきであるにもかかわらず、首相は教育改革の方向を、エリートと非エリートの選別、教員の管理強化にすりかえてきた。また首相が強調するような大学入試制度の部分的な手直しや道徳教育導入で、現在の教育荒廃が克服されるとは思えない。教育改革はどうあるべきか討論したい。

(7) 首相の税制改革は税体系を間接税中心にかかえることを通じ、国民の租税を引上げる大衆増税である。マル優、大型間接税をめぐつては与野党間で政審・政調会長レベルの公開討論の実施について協議中であるが税制全般について討論したい。納税者の重税感も税額の問題にとどまらず、それが公平かつ公正でサービスとの均衡がとれていなければ解消できまい。

(8) 靖国公式参拝問題は、首相の戦後総決算のポイントになつてゐる。すべての戦争犠牲者を追悼し、平和・不戦を明確にするのは当然である。首相は昨年八月十五日の公式参拝後、中国、韓国、アジア諸国の反対があると秋・春季例大祭に欠席した。今年の八月十五日をどうするのか。

(9) マルコス疑惑が立証したように、日本の対外経済援助は被援助国の独裁を支え、貧富の格差を拡大させ、これら諸国から厳しい批判にさらされ国際的にも日本の経済援助の在り方が問われている。にもかかわらず、近年、マルコス援助をはじめ韓国、

パキスタン、トルコ、中東、中米などレーガン戦略に即した「戦略援助」「安保援助」の傾向を強めていることは問題である。したがつて、日本の経済援助は質量ともに根本的な再検討が迫られている。この点についても首相と討論したい。

(10) 摘糸工連事件が起き、改めて政治倫理の重要さが問われているが、政界浄化、政治倫理の確立にどう取組むのか。

四、私は、以下十項目を指摘したが、問題はそれだけではない。首相は、今回の解散の理由の一つとして、衆院の「違憲状態の解消」を強調し、あたかも護憲論者であるかのように振る舞つている。「違憲状態」は、国会決議にもあるように、今回の是正を衆・参両院の抜本是正につなげてはじめて解消されるのである。この点で、立法府を構成するわが党にも責任があるが、自民党總裁でもある首相は抜本是正を、いつ、どのように提出するのか問いたい。

補正予算問題をはじめ財政・経済の運用・政治姿勢をめぐつては、首相と自民党幹部との間に意見のくい違いが目立つ。政権党内がこのような不一致を放置することは審判すべき有権者を困惑させ、政治不信を助長することになりかねない。いつたい首相は、どのような負けじめをつけるのか。

五、この自社党首公開討論は可能な限り多くの国民に知らせることが必要である。



生産者米価要求で野党共闘を提唱する

日本社会田辺誠書記長

一、米価をめぐる主な情勢

自民党政権は一九八六年（昭和六一年）産生産者米価について、同日選挙終了後、米価審議会に諮問して七月中にも決定する意向を示しているが、この決定に当つては米の豊作づきを理由に生産者米価の引き下げが企図されており、また、ポスト三期減反として減反政策の強化、減反奨励金の削減を行おうとしている。

ことしの生産者米価をめぐる動きは、行革審でさきの臨調答申をさらに具体化するものとして①食管制度の基本的な見直し、②コスト逆ザヤの縮減、③米価の段階的引き下げ、④自主流通助成の縮減と自流米流通の拡大、⑤米の集荷・販売における競争条件の導入、⑥転作奨励金の廃止などをとりあげているが、すでに自民党政権は部分的に採用しており、これが全面的に実施されれば「米政策の全面改悪」となり、日本農業の中心である稻作は崩壊の危機にさらされることになる。

一方、農水省は農産物の長期需給見通しの改訂、ポスト第三期減反による減反拡大（現行六〇万ヘクタールを七〇万ヘクタール以上に）などの方針を近くまとめてることにしているが、このなかで「農業縮少」「減反政策の強化」が明確に出されるものとみられ、これと

のかかわりで食官制度の大幅後退が必至となり財界の主張する「米の部分管理」につながるような間接統制化がすすめられるようになる。

生産者米価は、物価、賃金、農業用諸資材が値上がりするなかで一〇年ちからも実質的に据置かれてきてくる。また、米過剰を理由とした減反政策が十数年もつづけられ、その結果、米作農家の所得は低下し、農家の固定負債は増加し、稻作経営は極度に困難となる。

こうしたなかで全日農は、今年の生産者米価について「最低統一要求価格として六〇キロ当たり二万五千円」「全国農協中央会「現行米価（六〇キロ当たり一八、三九八円）以上」要求し運動を進めているが、農協組織内部では、この要求価格をめぐって農協組織が生産費所得補償方式で算定した「六・二%引き上げ」を要求すべきだとする県組織が続出している。

わが党は国民の主要食糧である米を安定的に供給し、稻作生産者の経営を維持するために次のよきな取組みを行なう。

一、農業、農民団体の要求統一をはかり、一九八六年（昭和六一年）産生産者米価は生産費所得補償方式によって算定し引き上げるべきである。要求米価実現のため、全野党共闘を提唱する。

一、食糧自給率向上のために、食管制度の充実強化をはかり、三期対策以後の減反政策は中止し、水田の積極的利用のために飼料米、工業用米など米の多目的利用を積極的にすすめる。

一、食糧備蓄制度を確立して、国民の主食糧である米麦、飼料穀物などを六カ月分を備蓄する。

一、党は以上の課題を実現するために、解散によつて廃案となつている「農産物の自給促進と食糧備蓄法案」「総合食糧管理条例法案」を再開国会に提案する。

一、農民の要求米価や関連する諸要求の実現、消費者米価値上げ反

対、安全な食糧を安定的に確保する農業、食糧政策の実現をめざす運動をすすめる。このため、七月に予定される米価審議会にむけて政党、農民団体、関連労農団体、消費者団体に働きかけ、地域、職場からの運動をつみあげるが、選挙中も話合いをすすめる。

一九八六・六・二三（佐賀談話）

ような状況は、過去五年間をとつても、ほとんど改善されていない。

一九八一年の国際障害者年から六年、一九八三年に国連が「行動計画」を決定してから四年にもなるというのに、わが国の障害者雇用をめぐる状況がこのようにほとんど改善されていないことは、きわめて重大である。

わが党は、このような状況を改善するため、次のような対策を推進する。

一、ME技術の積極的活用

最近のマイクロエレクトロニクス（微細電子工学）や情報通信技術の発展はめざましく、障害者の就労可能性を飛躍的に高めている。

そこで、このようなME技術の発展を障害者の雇用促進に積極的に結びつけることとし、そのための基礎的条件づくりとして、次のような措置を講じる。

(一) 障害者用ME機器の開発の奨励

障害の態様に応じたME機器の開発・導入を奨励し、このため必要な助成措置を講じる。

(二) ME化の進展に対応した公共職業訓練の拡充

身体障害者職業訓練校はもちろん、他の公共職業訓練施設における訓練内容をME化の進展に対応したものに再編・拡充するとともに、障害者の受講機会を拡大する。このため、公共職業訓練施設へのワードプロセッサー、コンピュータ等のME応用機器の整備、指導員の再教育、ME関連訓練科目の増設及び障害の態様に応じた訓練課程の創設などを計画的に進める。

(三) ME応用機器の操作関連業務への雇用促進

プログラマー、オペレーター等ME応用機器の操作関連業務についても重度障害者の雇用率を設定し、この分野への雇用促進を

障害者雇用促進のための 「レインボーセンター」設立の提唱

日本社会党

委員長 石橋政嗣

障害者も健常者とともに「ふつうの市民」として生きていく社

会——これが、わが党の主張する「やさしい社会」の重要な要素である。障害者も人間としての尊厳を認められ、社会の構成員として尊重され、積極的に受け入れなければならない。しかしながら、現状は、障害者に対する社会的差別は根強く、しかも「競争社会」の中で、障害者が「厄介もの」扱いされがちである。

障害者に対する社会的差別は、雇用についても同様であり、障害者が働く機会を求めて、なかなか得られないのが現状である。むしろ、激しい競争の中で、障害者の就職は、ますます困難になつている。身体障害者雇用促進法は、民間企業は障害者をその雇用する労働者の一・五%以上雇用するよう努めるべきことを定めているが、同法制定以来二六年を経過した今日もなお、未達成企業が四六・五%にものぼり、全体の雇用率は一・二六%にとどまっている。この

図る。

二、「レインボーセンター」（仮称）の設立

障害者雇用がなかなか進まない原因として、各企業において、障害者が就労する具体的職務及び障害者受け入れを前提とした職務編成の開発が進んでいないことが指摘される。また、障害者がいったん雇用された場合でも、共に働く労働者を含む受け入れ側に、労働面に限らず障害者の日常生活上の悩みについて、十分な理解と必要な配慮や援助がなく、障害者みずから退職を申し出る結果となるような場合が少なからず見受けられることも見過せない。これらの問題を解決するためには、現在の労働行政の組織体制や機能は質量ともに不十分である。

そこで、障害者の雇用促進とその定着化を着実に推進するための機関として「レインボーセンター」（仮称）を設立することとする。同センターの構想の骨格は、次のとおりである。

(一) 設立と運営

「レインボーセンター」は、各都道府県ごとに、障害者団体が中心となって設立し、運営するものとする。

(二) 活動内容

「レインボーセンター」は、就職を希望する障害者または現に雇用されている障害者及び障害者を雇用しようとする企業または現に雇用している企業の依頼に応じて、関係行政機関と連携・協力しつつ、障害者雇用に関する各種の情報提供及び個々のケースに応じた相談、アドバイス、定着指導等にあたる。

(三) 専門家の協力

「レインボーセンター」は、右の目的を達成するため、就労経験のある障害者、雇用経験のある企業の労使双方の担当者、学者・専門家等の「協力員」を委嘱する。

四、国及び地方公共団体の援助

国及び地方公共団体は、「協力員」への謝礼その他「レインボーセンター」の設立・運営に必要な財政上その他の援助をするほか、障害者雇用に関する職業カウンセラーその他の専門家を積極的に養成するために必要な措置を講じる。

三、「レインボーパートナーシップ」（仮称）の推進

一九八一年の国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」を雇用の分野において実現するためには、現行諸制度ではきわめて不十分である。右のような施策のほか、①障害者雇用対策の対象を、障害の種類や程度を問わず、すべての障害者に拡大すること、②障害者雇用対策の対象から除外されている業務について、これをできるかぎりなくしていく方向で見直すこと、③公共的障害者雇用事業所の設置や障害者雇用に係る賃金補助制度などを内容とする「保護雇用」制度の創設、④障害者への最低賃金法の適用の検討、⑤障害者が自主的に運営する作業所、企業等への公的援助制度の確立、⑥官公需について、障害者雇用事業所に優先的に発注し、障害者雇用率未達成事業所には発注してはならないこととすること、など、障害者雇用に関する現行諸制度の抜本的見直しが必要である。

このためわが党は、「国連障害者の十年」の前期最終年を迎えるにあたり、党内に障害者問題に関するプロジェクト・チームを設置し、障害者団体や労働団体等と協力・連携しながら、障害者雇用に関する現行諸制度の抜本的見直しを早急に行ない、障害者雇用促進に関する「レインボーパートナーシップ」（仮称）を策定する考えである。この計画に基づき、「国連障害者の十年」が、わが国においても実りあるものとなるよう最大限の努力を払うこととしたいたい。

公開討論申し入れに対する 自民党の回答

日本を守る国民会議の教科書 問題について

日本社会党
書記長 田辺 誠

去る六月一二日申入れのあつた公開討論については、日時、テーマ、方法等に關しわが党の意見を提示し、その具体化について相互に検討してきた。

しかるに、昨日、社会党から新たに、重要政策等に關する党首公開討論の申入れがなされ、わが党はその際、追加すべきテーマ、交錯討論方式等の条件を付し、これに応諾したところである。

従つて、これが実現されるならば、前に申入れのあつた公開討論の意義は、實質的に削減するものと考えるので、その旨回答する。

昭和六一年六月二二三日

自由民主党政務調査会

日本社会党
公明社
民連合
殿

も恥すべきものである。

家永訴訟にみられるように、また、「侵略」を「進出」に改ざんするなど外交問題にまで発展した先の教科書問題に示されるようには、憲法と教育基本法に立ち、平和と民主主義を發展させる立場からの教科書づくりには厳しい干涉・規制が加えられたが、「日本

を守る国民会議」の教科書には極端に甘い姿勢で臨んでいることは、現行の検定制度が偏行していることを如実に示している。

三、この教科書は、一貫して古い「皇国史觀」に立ち天皇制にウエイトを置いて執筆されている。また、明治以来の「富国強兵」政策を美化しており、それは、教育勅語の意義、日清・日露戦争以降の帝国主義戦争の本質、朝鮮・台湾の植民地支配、「満州国建設」の欺まんと一五年戦争、敗戦と天皇の役割—等々に具体的に現われている。

また、日本国憲法はGHQの圧力で「やむをえず、これを政府案とし」とし、いわゆる「押しつけ憲法」の主張を憶面もなく展開しているのである。

四、また、この教科書が堂々と検定をパスしたことは、「戦後教育の見直し」をすすめている中曾根政治の具体的な現われであると考える。

わが党は、改憲・軍事大国の道に沿つた中曾根流「教育改革」に強く反対する。

教科書制度については、憲法のもとで「自由発行・自由選択」の原則を守りつつ、つぎの民主的改革を進めるものとする。

(1) 検定は、憲法と教育基本法に基づいた客観性をもつた簡明な検定基準によるものとし、恣意的判断を排除する。また、「修正意見」はなくす。

(2) 片よつた人選、文部省の恣意的な人選に指摘される「教科書図書検定調査審議会」については、委員は関係学会、教職員団体、その他教育界から公正に選出されるようその基準を明確にし、文部省から一定の独立した行政委員会的なものに改組する。また、専門の検定調査官は置かないものとする。

(3) 検定は「公開の原則」に立ち、検定の経過と結果を公開することとする。また、そのため全過程を録音できることとする。

(4) 採択地域については、義務教育諸学校では現行の郡市単位から市町村単位（特別区、政令指定都市は区単位）にする。また

採択については、現場教師が最終的に採択権をもつこととする。採択は、市町村の自由裁量に委ね、例えば、父母など住民代表も参加する「採択委員会」を設ける等の検討を行なう。市町村教育委員会は採択に関する事務手続を行なうものとする。

(5) 教育現場が教科書を身近に閲らんし、比較、検討できるように、教科書出版社はすべての義務教育諸学校に見本本を送付することとする。

(6) 教科書展示会は一般に公開するものとし、広く意見を求める。

一九八六・六・二十四（長崎談話）

豊かな森林（みどり）を二一世紀にひきつぐために

日本社会党
委員長 石橋政嗣

今日、地球規模での緑資源の枯渇が問題化しており、森林を守り育てることが国際的にも国内的にも緊急、切実な課題となっている。というまでもなく、森林は単に木材生産するだけでなく、水源のかん養、大気の浄化、自然災害の防止など国土保全機能のほか、自然環境の維持、レクリエーションなど保健休養の場の提供など国際的にとつて不可欠な資源であり、はかり知れない効用をもたらしている。二一世紀に向けての人類の課題は平和な国際環境づくり

と森林資源の再生・充実による環境問題の解決だといわれている。しかし、いま、わが国の森林・林業、そして山村をめぐる現状はかつてない厳しい状況におかれている。わが国の全森林面積の四〇%に当る一〇〇〇万ヘクタールは戦後の荒廃した森林の復旧と将来の森林資源の充実のために森林・林業関係者の造林努力によつてつられた人工林である。これら人工林は三五年生以下の樹齢の若い育成途上のものが大部分であり、こんご間伐、保育など適切な管理を通じて有益な森林の育成をしなければ、森林のもつ公益的機能は壊滅的打撃を受けることとなる。

一方、これら森林の育成・管理を担うわが国の林業は、木材需要の七〇%にものぼる外材輸入の圧力のもとで、住宅建設の停滞等による国産材の需要不振、深刻な山村の過疎化による林業労働力の減少と高齢化等のため森林資源の保全管理能力は著しく低下し山の荒廃はすすんでいる。国有林も民有林同様、外材主導による木材価格の低迷、木材需要の減退、しかも資源的にも若年幼令林をかかえ、保安林、国立公園等施設上の制限等による収入減に加え、さらに高金利の借入金利子の返済等によりかつてない経営の危機に直面し、国有林そのものの存立基盤を失いかねない。中曾根内閣は緑は大切だといいながらも、やることは「花と緑の博覧会」だけである。

わが党はさきに発表した「二一世紀の課題を先取りする四全総の策定」にもとづき、国民のための森林を守り育てるために、第百四国会で全会一致により本会議で決議した「森林・林業・林産業活性化決議」を生かし、森林・林業振興対策をここに提唱するとともに、広範な国民を結集し森林・林業政策の転換をはかる国民運動を提唱する。

一、森林（みどり）を守り育てるために

森林・林業の危機的状況を開拓し、森林資源の充実・公益的機

能の拡充、豊かな山村づくりと地域林業の振興、外材の輸入調整、国産材の活用、林業労働者の雇用拡大、林業関係中小企業対策など従来の林政の方針を抜本的に改め、財政措置を含めた総合施策をすすめる。

(1) 森林の公益的機能を充実・発展させるために長期的、計画的な森林資源の維持、培養と適正な森林管理のために森林計画制度の充実、人工林の除伐・間伐の促進、林道網の整備、保安林の保全管理の充実をはかるとともに、とくに都市周辺の森林の乱開発の規制を強化する。

(2) 地域林業を総合的に推進するために、「地域林業振興協議会」を市町村単位に設置し、林業のもつ多角的機能を生かし、国有林・民有林を通じて積極的な活用をはかり、植林から製材、木工にまで及ぶ山村経済の活性化をはかり、あわせて林業関係労働者の雇用の創出と安定、労働条件の改善などをはかる。このため、国会解散によって廃案となつたわが党の「地域林業振興法案」「林業労働法案」を再会国会に提出する。

(3) 都市に森林公園を増やすために、都市における国有地の民間払い下げに反対し、交換分合等により、都市に一定規模の森林公園を配置し、住民のいこいの場とする。また、都市周辺の森林を維持するために乱開発を厳しく規制するとともに、固定資産税、相続税の減免措置を行う。

(4) 世界の森林（みどり）の復活のために国連開発計画（UNDP）、国連食糧農業機構（FAO）など国連機関を通じて資金・技術等積極的に協力する。

一、国民に親しまれる国有林づくりへ

(1) わが国の森林・林業の中心的存在である国有林野事業の使命・役割を総合的に發揮させるために、機構・要員を確保する

とともに、国民共有の財産である林野・土地の売却等には反対する。

一九八六・六・二十四（鹿児島県鹿屋談話）

(2) 国有林野の公益的機能を發揮するために、民有林、公有林との有機的機能を充実させ、営林指導の一環として組織、要員、技術を活用し、市町村と協力、地域林業振興に積極的役割を果たすようとする。また、国有林野事業の財政確立のため、国有林野事業の公共、公益的機能のために必要な経費は一般会計で負担し、長期借入金については、利子補給、借入条件の緩和をはかる。

一、「みどり基金」の創設

地域の森林・林業の振興のために、これまでのタテ割補助行政を見直し、森林・林業補助金を総合化し、「基金」として国も積極的に参加し、地方自治体、企業、国民の参加のもとで「みどり基金」（仮称）を創設し、民主的運用をはかる。

一、森林（みどり）を守り育てる国民運動の展開

以上の課題を実現するためにわが党は、国民各層、各団体（自然保護団体等）、労働団体、学者、文化人に呼びかけ、全国、地方で「森林（みどり）を守り育てる国民運動」を開催する。

一、全国でも有数の半島県であり、多くの離島をかかえている鹿児島県にとって、離島振興法に加えて半島振興法が昨年の第一〇二国会で成立したことは誠に喜ばしいことであつた。

半島地域の声に応えるためわが党は、党の「地域振興対策特別委員会」で、半島振興法の党案の作成に努めると共に、財政的な裏付けの全くなかった振興事業内容の薄い自民党案に対して、財政措置を裏付けることを強く求め、さらに半島振興計画の内容を豊かにするために、自民党案に対し「鉄道、バス交通」「山林の保全及び育成」「加工及び伝統産業」「医療の充実」などを計画内容に加えることを要求するなど、法案内容の充実とその成立促進に努力してきた。

一、こうした経過の中でわが党は、半島振興法の実効性を高めるために、①国庫補助金の補助率を引き上げること、②半島振興のために起こそ地方債の元利償還金の地方交付税の基準財政需要額への算入等については、他の地域立法との均衡を考慮しつつ、財政特例法の制定等の措置ができる限り速やかに講ずるよう努力すること——などを自民党に確約させた。また、参院建設常任委員会においても、建設常任委員会及び国土庁長官の答弁を通じてこれを確認した。

一、こうして半島振興法は成立したが、中曾根内閣と自民党は、これを確認した。

日本社会民主党
国会対策委員長 山口鶴男

半島、離島の振興対策について

の確認を放棄し、半島振興法にもとづいて計画を実施するためには必要な財政的措置は全くとらなかつた。そればかりではなく、政府・自民党は昭和六〇年、六一年の兩年度で、地域振興補助金を一兆七五〇〇億円も削減してしまつた。

わが党はこれに対して強く抗議すると共に半島振興法を真に実効あるものとするため、同法の成立過程で確認した事項を忠実に遵守し、速やかに、財政措置をとるよう政府・自民党に強く要求する。

一、半島・離島地域にとって、いま必要なことは、物的な施設としてのハードな対策と社会システムを変えるソフトな対策として次のようなものが計画されることである。

① 離島交通としての空港、高速輸送船、道路、ローカル鉄道、

バス等の整備

② 清れいな水と緑と大気という自然資源を活用した新規産業

(ハイテク産業等)の立地とそれに必要な研究機関、大学付属研究施設の充実及びそこで開発された新技術の地元移転促進のための地元との協力体制の整備

③ 地場産業の育成に必要な市場情報、流通、販売などのネット・ワークの整備

一、これらの計画をすすめるために必要な財政対策として、次のような措置が必要である。

① 現在、物的施設整備に限定されている自治体の地方債発行をソフト面にも拡大し、その償還については、同和対策事業と同じく八〇%を地方交付税の基準財政需要額に算入し、自治体の負担を軽減すること。

② これらの地域に対する新技術の開発、導入にかかる資本投資等の民間企業の設備投資については、投資減税と現行税制による減免を行うこと。

③ 社会福祉、医療、教育等の社会資本整備については、集中投資を行なえるよう、改めて補助金のカサ上げの特例を認めること。

一九八六・六・二十四（香川談話）

国民合意の国鉄再建について ——政府は国鉄法案を練り直せ——

日本社会党
書記長 田辺 誠

今回の同日選挙で、中曾根首相と自民党首脳は、次の臨時国会で国鉄改革関連法案を成立させ、分割・民営化を来年四月一日から実施すると言っているが、その中味については努めて触れることを避け、もっぱら「内需拡大の柱」として財源措置などを不明確にしたまま、整備新幹線の建設促進だけをアピールしようとしている。

この背景には、ローカル線の廃止、雇用削減の地域経済への影響、全国ネットワークの切断などに対し、地域住民の不安がますます増大していることがある。先の「三、五〇〇万人の署名」にみられるごとく国鉄の「分割・民営化」やローカル線廃止に対し、保守知事まで含む自治体から反対の意志が表明され、さらには政府案による新会社の経営見通しに疑問を投げかける見解が地元財界から出されるなど、政府の「改革案」はいまや総反撃を受けている。しかも自民党の候補者でさえ国鉄改革案の具体的な内容に触れることを避け、その自信の無さを露呈している。

一、政府が押し進めようとしている改革の内容は、すでに明らか

ように、現行の国鉄を、旅客については北海道・四国・九州のほか本州の三分割、貨物は別会社、新幹線はリースにするなど国鉄

を二四分割し、完全民営化しようとするものである。これらの措

置を推進する過程で、地方交通線の約三、二〇〇キロの廃止、二、

六〇〇ヘクタールの土地の売却、一六兆七〇〇億円の長期債務

は国民負担にし、職員六一、〇〇〇人を国鉄職場から追い出そう

としている。このことは、国民が一一〇余年にわたり嘗々と築き

あげてきた二一、〇〇〇キロメートルに及ぶ全国鉄道のネットワー

ークを切り崩し、国民共有の資産を民間に払い下げ、借金の多く

は国民に負担させるものである。「改革」とは名ばかりの「解体」

であり、地域経済に深刻な影響を及ぼし、国民と国鉄関係労働者

に過酷な犠牲を強要するものにほかならない。

しかも、政府の決定した「改革」の方向は、密室審議に終始し

た国鉄再建監理委員会の答申をそのまま追認したものにほかなら

ず、その政策決定の手順そのものも非民主的である。また、政府・

自民党がこれまで五回もの「再建計画」を国民に押しつけながら、

いずれも失敗したことについての反省はまったくないのである。

したがつてわが党は、国民と関係労働者に大きな犠牲を強いよ

うとする無責任かつ反動的な中曾根内閣の手法に対し、強く反対

するものである。

二、わが党は、先に集約した「三、五〇〇万人の署名」を基礎に国

鉄を真に「国民の国鉄」にするためには現在の国鉄を抜本的に改

革する必要があると考える。このわが党の改革法案を先の国会に

提案したがその骨子は次のとおりである。

1 国鉄に代わって公共的機能を保持する新たな事業体を国の責

任で設立する。

2 新事業体は全国一社制とし、一切の事業と資産を引き継ぐ。

3 新事業体は経営の自主性と健全経営のため株式会社の形態をとった公企業とし、事業分野を拡大する。

4 ローカル線を含む全国ネットワークを守る。

5 新事業体に対する不当な制約や政治介入を廃止し、経営を度外視した負担の押し付けはしない。

6 国民のニーズが適切に事業運営に反映するよう、事実上の最高意思決定機関としての国民各層からなる経営委員会を設置するとともに分権化を徹底する。

7 政府は、新線建設や地方交通線の維持など公共性を確保するため必要な財政負担をする。

8 累積債務は、発生要因で区分し、国の責任によるものは新事業体とは切り離して処理する。

9 職員はすべて新事業体が引き継ぐ。

三、政府の改革案に対し、国民は特に次のようなことを心配している。

1 国鉄の二四組織への分割は、分割された各会社間の利害の対立につながり、利用者に不利益をもたらさないか。とりわけ各

会社は、採算のとれないローカル線を切り捨て、国民の足の確保を一層困難にするのではないか。

2 国鉄という国民の共有財産を民間資本に払い下げ、膨大な借金を国民に押し付けるのは矛盾しているのではないか。

3 運賃や料金が大幅に引き上げられ、利用者負担は一層大きくなるのではないか。

4 新会社になれば、赤字を出さないで本当にやつていけるのか。

5 減量経営や効率だけが強調されているが、安全は大丈夫か。

6 雇用や地域経済の不安を解消できるのか。

国鉄用地はすでに利権集団の争奪の的となつてゐるが、国鉄再建にまつたく反してゐるのではないか。これらの国民の不安

や疑問を解明しないまま、国鉄再建を強行することに国民は到底納得できない。

四、中曾根首相は、選挙後の国会すでに廃案となつた国鉄法案をそのまま再提出し、来年四月の新会社発足を強引に進めようとしている。

しかし、国鉄再建問題は、国民全体に重大な影響を及ぼす問題であるだけに、その再建案は国民の合意に基づき、その理解と協力が得られるものでなければならない。このため、わが党は緊急に次のことを提唱し、国民合意の形成に努めたい。

1 政府は、この選挙期間中に示された各党の政策を誠意をもつて受けとめ、右に述べた六つの国民の不安等に十分応えうるだけの内容をもつた法案の練り直しを行い、国会に提出すべきである。こうした誠意ある国鉄改革法案を提出する姿勢が示されるならば、わが党も新たな立場で協議に積極的に参加する用意がある。

2 国鉄所有地の民間への払い下げが先行しているが、①国鉄経営の将来計画に障害とならないか、②国鉄用地は社会や経済にどのように寄与できるのか、③土地の売却によって、累積債務を解消することのはずか、④何よりもガラス張りで公正・民主的で利権の対象にさせないという保障が有るのか――

昭和三〇年の森永ヒ素ミルク事件、四三年のカネミ油症、そして有機水銀剤による水俣病、カドミウムによるイタイイタイ病などわれわれの記憶は生々しく、その後遺症は多くの社会問題となつてゐる。食物は本来、人の生命、健康を維持し増進する基本的な機能があり、自然の循環のなかで安全な食物を生産供給することが、いまあらためて問われている。

ところが最近の食品加工の進歩は、食品の基本である安全性に対する企業責任があいまいにされ、危険な食品が氾濫する結果となつてゐる。

いま食品は、人工的に加える二三〇種をこえる添加物、製造過程などについて政府も国鉄当局も信頼できるだけの説明をしていない。これが国民の疑惑を増大させてるのである。したがつて国鉄、関係省庁、自治体、学識経験者等で構成する「国鉄用地利用委員会（仮称）」を設置し、①～④を含め検討し、その結果が出るまで、土地の売却については原則としてストップする。

現在、食品の基本的な法律としては「食品衛生法」があるが、こ

健康を守るために「食品表示法」の制定

日本社会党 明 副委員長 小野

の法律の目的は「飲食に因起する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上および増進に寄与することを目的とする」とあるように食品の安全性を保障したものではなく、食中毒等の防止のための衛生対策を主目的にしている。たしかに食品の安全性を確保するような規定はあるが厚生大臣の裁量一つで決められ、その安全性についても客観的データーに乏しく、国民の不安を解消するものとはなっていない。また、食品の検査体制も全国で衛生監視は六〇〇〇人余りであり、食品業界による「自主監視」に多くが委ねられているなど、その不十分さを指摘しなければならない。しかも、膨大な輸入食品を全国の港で検査する監視員は六〇名にも足りず、実際にチェックされているのは輸入件数の五%にすぎない。輸入食品の安全性に対する不安も高まっている。

このような現状に対し、わが党は草の根市民運動などと提携して、各種の化学物質の残留毒性について「疑わしきは使わせず」の原則を確立するが、まず、消費者が自ら選択できるよう原材料及び添加物の表示をさらに明確にしたい。このため、通常国会に次のような骨子の「食品等表示法案」を提出し、成立を期することとする。

「食品等表示法案」の骨子

一、その必要性

- ① 食品等を媒介として体内に直接摂取される多様な化学物質は、どのように体外に排出され、あるいは蓄積されるのか、現代科学では充分解明されていない。
- ② 食品等に関する現行法令においては、使用もしくは残留している化学物質のすべてを表示するという原則が確立していないため、消費者の信頼と選択条件を担保できない。
- ③ 輸入食品等は、長期間の品質保持のために多くの添加物が使われる傾向があるが、現行法令には、主要原材料の産地を表示

する原則がないため、前項と同様の事態になつていて。

一、目的

体内に直接摂取されるという食品等の特性にかんがみ、その内容をできるかぎり詳しく表示することによって、消費者の信頼と選択条件の確保をはかる。

一、新たな表示三原則

- ① 使用もしくは残留している化学物質名（残留の恐れのあるものを含む）とその使用目的をすべて表示する。
- ② 主要な原材料については、原産地名を表示する。
- ③ 添加物等をいつさい使用していないものは、だれにもわかるよう統一的な表示を行なう。

一、消費者運動への協力

正直で判りやすい表示を求める消費者の運動に協力するとともに、食品メーカー及び関係する労働団体の協力を得て「正直表示食品」の生産・販売・流通を促進するよう努力する。（なお、検討を要する課題として、①本法案の対象とする食品の範囲、食品等の「等」の範囲、②食品衛生法、農林物資の規格化及び品質の表示に関する法律との調整）

一九八六年六月二十五日（岡山談話）

動燃事業所の事故について

日本社会党
書記長 田辺誠

一、二三日茨城県動燃事業所の核燃料貯蔵室が、放射能で汚染され、

国際原子力機関（IAEA）の査察官一二人が被曝するという事

故が起きた。

一、動燃事業団は、相変わらず事故を過少評価し、「健康に異状はない」として、この事故を簡単に見逃そうとしている。

一、原発の安全性について、われわれは、原子炉の構造上の安全性だけでなく、人為的なミスによる事故と大災害の危険性を指摘し、原発推進一本槍の政府・自民党のエネルギー政策を批判してきた。

一、一九七九年のスリーマイル原発の大事故、今度のチエルノブイリ原発の大災害は、人為的操作ミスから起きている。日本の原発でも敦賀原発はじめ大小さまざまの事故が起きている。

一、それにもかかわらず、政府や電力資本、動燃事業団などはただ、「日本の原発は安全だ」として、原発建設を遮二無二推進している。国内のみならず国際的な環境破壊、国民の健康からいつて、きわめて由々しい問題である。

一、この際、政府ならびに動燃事業団は、東海村の事故の原因を徹底的に究明するとともに、その結果を国民の前に明らかにすべきである。とくに今回の事故は核燃料收容器の放射能漏れが原因であり、この際、全国の原発施設を一齊に精密に検査する必要がある。

そして、「原発は安全だ」とする従来までの態度を変えて、大臣に政府の原発政策を見直すべきである。

高齢社会と国際化に積極対応し、地域の経済・福祉・文化の育成をはかるため、私は、「二二世紀の課題を先取りする「四全総」の策定」を急ぐよう、去る六月二〇日、盛岡において提唱した。このなかで、私は、①東京一極構造に歯止めをかけ、多元多極、複合的な国土の均衡ある利用、②高齢社会・二一世紀にそなえ、社会資本の計画的整備を進め、福祉・文化型への社会資本整備の質的転換、③自然保護のみならず森林等の積極的拡大をはかることによる国民の心身の健康新全、④土地の社会的有効利用など国民共有資源の有効活用、⑤住民参加に基づく地域計画の策定、⑥国際化への積極的対応と地域社会の健全な発展、地域文化の育成という六つの指針をとくに強調したわけであるが、それは円高による経済の失速に対応するためには、「四全総」を基軸に、わが国の経済構造を内需拡大を中心とした新しい社会的成长の枠組みと内容に転換させるしかないと考えたからである。

ところが中曾根内閣は、こうした私の提唱に何ら見解を述べないばかりか、現下の経済悪化にひたすらだんまりを決めこんでいる。このような中曾根内閣の無責任な態度を許すならば、選挙後には再び円が急騰することは必至といわざるをえない。

そこで私は、円高を克服し、経済の新しい社会的成長をはかるため、

一九八六年六月五日（於甲府）

地域社会資本整備緊急三ヶ年 計画の提唱

日本社会民主党
委員長 石橋政嗣

すでに提示してきた内容をさらに具体化した緊急提言を行いたいと思う。

一、地域社会資本整備緊急三ヶ年計画

(一) 地域社会資本整備緊急三ヶ年計画の実施

新しい社会的成長軌道にわが国経済を乗せ、もって「福祉・文化型地域社会」を築くため、私は、「地域社会資本整備緊急三ヶ年計画」の実施を強く提唱する。これは私が先に示した（六月二〇日、於盛岡）「四全総」の課題に基づき、その一部を緊急に先取り実施するものである。

(二) 計画期間と投資規模

計画期間としては、本年度補正予算を初年度とする六三年度までの三ヶ年とし、投資規模も本年度二兆円、以後四兆円ずつの計一〇兆円を既存の諸投資計画に上積みする必要がある。

(三) 投資内容

投資内容として私は、各地域の産業および住民の生活基盤を形成するもので、物的施設としてのハードおよび社会システム形成としてのソフトの両面を対象とするのが適切だと思う。具体的には、①都市における住宅建設と住環境の整備、②消費、食品安全等生活情報システムの形成、③新交通システム、バスロケーションシステム、国鉄ローカル線等地域交通の活性化とシステム形成、④教育・文化・スポーツ、レジャー施設整備とそれら施設の有機的活用体系の整備、⑤地域健康・医療体系の整備、⑥在宅ケア・デイケア等高齢者介助制度の充実、⑦老人、身体障害者、女性、子どもを中心の福祉型都市および都市建設の改造、⑧自然環境保全と再生、⑨地域産業を対象とする市場情報体系など地域産業育成プロジェクト、⑩資源リサイクル、ソフトエネルギー・バス等省エネルギー型地域循環体系およびそれに必要な新技术開発、等々が考えられる。

二、投資主体

これらは大型公共事業のように集中的資金投資は必要としないが、これら諸事業を地域において複合的に行うことによって持続的かつ多面的な経済・社会効果が期待でき、地域社会の振興には極めて好ましいものといえる。

三、投資資金の確保

(一) 「特別地方債計画」の策定

自治体の行う整備計画については、政府は三ヶ年の「特別地方債計画」を策定し、資金保障をはかる。また公団、公社等に対しては、政府保証の社会資本整備債の発行を保障する。

(二) 債還財源の保障

自治体の特別地方債および社会資本整備債については、一〇年間全額利子補給を行う。また元金償還については、使用料等の収入が期待できるものにはそれを充てるとともに、特別地方債については地方交付税の基準財政需要額への算入をもつて措置する。

(三) 整備計画にともなう土地取得に対する特別地方債および社会資本整備債の充当は五割以内とし、実質的投資総額の確保をはかる。

四、期待される経済・社会効果

(一) 内需拡大、社会的成長

マクロな経済効果としては、実質1%以上の成長が可能であり、これによる税収も2%近く増収となる見込みである。

また市中の余剰資金の吸収による貯蓄と投資のアンバランスも大きくなり是正できるものと考えるし、拡大均衡の国際経済の発展にも貢献するものと考える。

(二) 地域経済の低迷阻止、雇用状況の改善

地域の真の需要に沿ったプロジェクトが複合的に実施できることから、地域経済の低迷を阻止し、活性化の基盤を整えるばかりか雇用状況は大幅に改善されよう。

一九八六・六・二十五（岡山談話）

「二重の貧困」・南北格差解消への緊急提言

日本社会党
書記長 田辺誠

近年、サハラ以南のアフリカ諸国をとくに集中的に襲つた「砂漠化一千ばつ一飢餓」の悪循環は、たんなる自然現象ではない。それは、旧宗主国の影響やアグリビジネス（食糧多国籍企業）をはじめ、おりからの人口爆発とからんだ農民の階層分解や土地の細分化による農村の貧困化と、換金作物へのモノカルチャ化や農薬・化学肥料依存農業による土壤浸食・流失・砂漠化などが結合した社会・経済要因の複合的現象である。食糧援助が、その地域の耕作に適さない穀物を投入し、現地民衆の食生活を変え、耕作できない農民をつくりだしている。

この「土地なし農民」の都市への人口移動と都市自体の巨大化・スマム化がすすんでいる。こうした、農村と都市の「二重の貧困」がアフリカの経済危機の根底にある。

去る六月一日に終った国連アフリカ特別総会が採択したアフリカ復興のための「行動計画」は、アフリカの経済危機の本質が、農村と都市の「二重の貧困にあることを明らかにした。あわせて農業重建を基本とする自立・自助努力と北側先進工業国との経済協力の組合せで、この「危機」の打開を図ろうとする画期的な提起をおこなつた。

「二重の貧困」の累積が、フィリピンのマルコス前政権を搖るがし、新生アキノ政権の登場を促した。「アフリカ行動計画」やアキノ政権の経済政策に見られるように、農業の自力再建とこれに対応した先進工業国からの経済協力こそが、「二重の貧困」の解消と南北格差是正の決め手であると考える。わが党は、中曾根政権の「戦略援助」と「工業化優先の成長戦略」の転換のためにつぎの緊急提言を行いたい。

一、経済協力の基本理念・政策目標の転換

まず第一に「工業開発」から「二重の貧困」解消への転換である。中曾根政権はいま、ODA（政府開発援助）の第三次中期目標を策定し、一九九二年には一九八五年実績の倍、実績総額を四〇〇億ドル以上とすることにしている。だが、経済協力の基本理念の転換をともなわないODA倍増計画は、いたずらに発展途上国の経済的苦境をつめよるだけである。わが党はこの立場から、「アフリカ行動計画」にあらわれた農業再建を基本とする「自立政策」への脱皮に対応した「経済協力の基本理念の根本的転換」を提言したい。これは中曾根政権が進めてきた工業開発優先の「成長戦略」への協力から、農村と都市の「二重の貧困」解消を目的とし農業を始動力とする「自立経済」育成への基本的転換である。今日までの「工業開発戦略」は「二重の貧困」をたえがたいものにしたほか、先進国からの資本財・中間財の輸入増

大・国際収支の危機的悪化や巨大な対外債務累積など、発展途上国の経済危機の主因となつてゐる。これらの危機打開のためにも、基本理念の転換が急がれる。

第二に、ビッグ・プロジェクトから「伝統・中間部門」開発への転換である。

基本理念の転換は、当然、経済協力における政策目標の転換を促さずにはおかしい。これまでの日本のODA（政府開発援助）直接借款（一九六六一八四年）の最重点は、多目的ダム・発電所など電力関連（構成比一四・八%）と道路・鉄道・空港・港湾など運輸関連（構成比二四・八%）などビッグ・プロジェクトにおかれてきた。わが党は、これにかえてODAの最重点を①農業および家内工業・小規模工業など「農村の伝統・中間部門」、②大都市のインフォーマル・セクターおよび地方都市の商業・中規模工業などを「都市の伝統・中間部門」におけることを主張する。政策手段としては、①かんがい・治水・干拓など農業生産基盤の整備、②地方小都市における農産物加工の地場産業、伝統的中小企業、中規模裾野工業の育成、③都市の上下水道、教育、保健など社会・福祉関連インフラストラクチャーの整備などに重点をおく。

二、ODA倍増と立案・執行過程の改革

(一) 「二重の貧困」との闘いのためのODA倍増計画の実施

日本のODAは経済協力機構（OECD）の下部機関の開発援助委員会（DAC）加盟七カ国の中で質・量ともにもつとも見劣りのする存在である。それは対GNP比〇・三五%（以下八四年）で第一位、国民一人あたりの負担額三六ドルは第一三位、増与比率四六・一%は第一七位、技術協力比率一〇・三%は第一五位と、それぞれ主要項目で下位に低迷している。こうした現状にかんがみ、ODA倍増計画実施ならびに対GNP比〇・七%の実現は不可欠で

ある。しかし、ODAの質的・量的拡充には、わが党の提言する「基本理念」および「政策目標」の根本的転換が前提条件である。

(二) ODA立案・執行過程の根本的改革

ODAを中心とする日本の経済協力政策の企画・立案・執行・評価体制はきわめて不備である。先進工業国の中なかで複数の経済協力機関が分立し、そのそれそれが異なる担当分野にあたる複雑で非効率なシステムを維持しているのは、日本とフランスだけである。アメリカは「米国国際開発庁」（USAID）、イギリスは「海外開發庁」（ODA）、西ドイツは「経済協力省」（BMZ）、スウェーデンは「スウェーデン開発公社」（SIDA）のような国際経済協力専任省（庁）をそれぞれ設置し、基本理念、政策目標、政策手段の相互関連や国家の基本方向を明示し、さらには関係省庁と実施機関の間の総合調整を容易にしている。また、米国では基本法にあたる「对外援助法」の修正の形で個々の経済協力に、援権法案および歳出法案審議の二段階に議会が深く関与し、スウェーデンでは「スウェーデン開発公社」の理事会に政党、労働組合、学界、各種社会団体代表者の参加があつて社会的参加システムが確立している。つまり、経済援助におけるNGO（非政府組織）の役割りがきわめて大きい。わが党は、このような諸外国のシステムを勘案して、バラバラな行政を一元化するため、「経済協力庁」を設置し、一元的行政にすべきであると考える。このために経済協力の基本理念、「伝統・中間部門開発」の政策目標を明示し、国会のよりおおきな役割・権限、地方自治体や社会団体（NGO）の参加、政策立案・執行プロセスの民主・公開の原則などを盛った「国際経済協力基本法」（仮称）の制定が不可欠であり、次期通常国会をメドにその国会提出の準備作業に入りたい。

(三) ODA評価体制の整備と国会・国民の監視機能の強化

国民の監視機能の強化が求められる。わが党は、この目的にそつて前述の「国際経済協力基本法」にODA事業評価のための独立の「評価機関」の設置や、その「定期的な評価報告書」の国会への提出・審議のシステム、経済協力情報の公開システムなどを盛り込むことを強く提言する。このような評価・監視体制のもとではじめて、フィリピンのマルコス前政権の「不正蓄財事件」のような事件の再発が防止できるからである。わが党は、このような新システムによつて日本の経済協力の理念・政策指針が内外に明らかにされ、その実現が国会・国民参加のもとにおかれることを、強く期待する。

一九八六年六月二六

申し入れ

中曾根内閣は、昨年九月、「税負担の軽減・合理化の方策とその財源確保のための方策等を含めた税制改革の全体的方向」の明示を求めて税制調査会に諮問した。これに対し税制調査会も「包括的な税制改革の中でも一体として行う」ことを強調しつつ、累進構造の緩和など所得税・個人住民税の軽減・合理化および法人課税の引き下げ等の「中間報告」（本年四月）を行い、選挙終了後の七月中旬以降、「大型間接税」など「税制改革の全体的方向」に関する本格審議を開始しようとしている。

税制に関するこうした動向が示すように、中曾根内閣は、所得税・個人住民税の減税を引替に、その財源確保を口実として「大型間接税」の創設による大衆増税をはからうとしていることはいまや明らかである。

このためわが党は、「大型間接税」の創設に強く反対するとともに、

財源を全く明示しないまま減税を振りまく中曾根内閣の欺まん性を強く批判し、今次選挙における真の争点として、中曾根内閣は論争に応じるよう強く要求してきたところである。

ところが中曾根首相は、選挙戦も終盤に入ったいま、税制論争を回避する態度をますます強め、「国民や自民党員が反対する大型間接税のようなものは一切考えていない」と強弁するなど、「大型間接税」の創設を考えることはスジが通つていて」とする当の自民党藤尾政調会長発言の打ち消しに躍起となつてゐる。

わが党は、中曾根首相が、本当に「大型間接税」の創設は行わないとするならば、これを公式に国民に示すべきだと考える。すなわち、七九年（昭和五四年）国会決議を踏まえ、政府としては、製造、卸売り、小売りの各段階はもとより、あらゆる商品の製造・流通にかかる包括的、全面的な間接税の創設は行わないこと、したがつて税制改正にあたつては、これら新税の創設によることなく税負担の軽減・合理化と財源確保の方策を明らかにすることを、改めてこの選挙期間中に税制調査会に追加諮問するよう強く要求する。これこそ当初中曾根内閣が税制調査会に諮問した「公平かつ公正な国民負担、簡素でわかりやすい制度、納税者の理解と協力を得られる税制」を実現する道であると考える。

右、強く申し入れる。

一九八六年六月二六日

内閣総理大臣
中曾根 康弘 殿

日本社会党
中央執行委員長 石橋政嗣

一九八六・六・二六（於静岡）

やさしい社会をめざして

—高齢社会対策一〇年行動計画の策定—

日本社会民主党
委員長 石橋政嗣

一、高齢社会がもたらす三つの課題

わが国は、すでに老人々口が全体の一五%を超えたばかりか、今後僅か二〇有余年後の二〇一〇年以降には、二〇%を超えることが確実視されている。まさに高齢化社会から高齢社会に突入しようとしているのである。社会構成のこのような急速な変動は、他の先進諸国には例をみないものである。それだけにこれがもたらす諸問題は複雑かつ広範多岐にわたろうとしている。

第二には、老人などいわゆる社会的にハンディを負つた者を排除する社会システム（交通、住宅等）や“まちづくり”が依然主流となつていて。こうした排除システム等によつて、老人等の安心・安全・快適な生活権、交通権などあらゆる社会権が脅かされている。

また第三には、学び、楽しみ、貢献する人間としての生きがいが社会的に保障されていないことである。生きがい保障なき社会のなかで、

いまや豊かな老後の願望は、子どもや嫁に迷惑をかけたくないとする“早死に”願望に取つて替られ、さらに思いやりの心を育てるべき学校教育が、弱肉強食の世界となつてることから、社会全体の心の豊かさが失われている。

二、高齢社会対策の否定、強い国家をめざす中曾根行革

これに対し中曾根内閣は、「財政再建」を口実に行政サービスの抑制と負担増をはかる一方、国民の「自助と自立」、公的責任の民間依存をもつて高齢社会を乗り切ろうとしている。医療の自己負担の引き上げ、基礎年金制度の導入を口実とする年金給付の抑制、民間主体の都市再開発等はその証左である。加えて老人の弱みにつけ込む訪問販売等に有効な対策を講じないばかりか、逆に騙される者が悪いなどという風潮を助長するなど、まさに中曾根内閣のいう高齢化対策は、高齢社会の到来を尻目にさらに“冷たい社会”を築くものといえる。

三、高齢社会対策の三つの意義と四つの原則

緩慢なスピードにもかかわらず、着々たる対策をもつて高齢社会を迎えたヨーロッパ諸国に比べ、わが国においては、いまや時間的余裕は無きに等しい。一日の遅れは時間的にもまた社会的費用の面においても、何一〇倍かの負担を余儀なくされることは明らかである。したがつて、わが党は、早急に次の三つの理念のもとに、トータルな高齢社会対策を開始する必要があると考える。

(一) 高齢社会対策の三つの意義

ところで高齢社会対策の緊急性が求められるのは、単に人口構成の高齢へのシフトだけに起因しているのではない。それによって生じる諸問題の解決をはかるべき現在の経済・社会・政治全般が、これを十分認識し、行動していないからにはかならない。したがつて、高齢社会対策を推進することは、内外におけるわが国的位置とその

行動内容を大改革することを意味しており、その意義を列記すれば、以下三点に要約できる。

- 1 老人の住みやすい社会こそすべての人間に住みやすい社会である。

老人にとつて安心・安全・快適・利便に生きられる社会は、女性・子ども・身体障害者にとつても同様の社会であり、それはまたすべての人間にとつても住みやすい社会である。

- 2 高齢社会対策こそ内需拡大、経済構造転換のキーポリシーである。

国際収支の大幅な不均衡に対する国際批判がわが国に浴びせられるのは、単に五〇〇億ものドルをため込んでいるからだけではない。かつての高度成長の担い手であつた中・高年層を社会から追い出し、使い捨てすることによつて、社会資本の蓄積費用を国際競争力の強化に振り向けている経済・社会の在り方を問うてゐるにほかならない。したがつて高齢社会対策を軸とする内需拡大は、わが国の経済を新たな社会的成長に転換するキーポリシーであり、もつとも構造的な手段である。

- 3 競争社会、権力政治は高齢社会とは両立しない。

老人が競争社会では自立しうるものではなく、まして軍事力の増強による国際緊張が高まり、問答無用の力の政治が罷り通る社会では、社会に貢献しようとする老人は厄介者視されるのが関の山である。高齢社会にとつて、平和で思いやりのあるやさしい社会こそ不可欠な条件である。

このように高齢社会対策は、政治、経済、社会の改造と同義であり、わが党が、「強い国家より、やさしい社会」を訴えるのもまさにこれに由来している。

- 1 高齢社会対策の四つの原則

- 1 社会的諸制度の有機的複合化

定年制度と年金制度の相互のクロス、学校教育、社会教育を通じた子ども、青・壮年、老人そして社会的ハンディを負う者の相互通交流、疾病等の予防医療、寝たきり老人を生み出さない救急、

治療、機能回復、デイ・ケアおよび在宅ケア等々社会的諸制度の有機的複合化をはかる。

- 2 公的保障による世代間の負担・分任

保険主義の弊害の是正、税の公平な負担やサービスに対する応能負担の徹底を軸とする世代間の負担・分任をはかる。

- 3 自治体中心の福祉型地域・社会システムの形成

地域社会と共生する福祉施設の整備と運営、駅舎、道路、電車、バス、歩・車道など都市構造および都市施設の改修、二代ないし三代同居ないし隣接住宅など福祉型地域・社会システムを形成するとともに公的サービスを豊富化するボランティアの活用等住民の地域連帯をはかる。

- 4 社会参加の推進

シルバー産業の振興、職業上の経験、知恵を生かしたボランティア活動の推進など社会参加の機会を拡大するとともに、気楽に楽しめる広場、スポーツ、コミュニティ施設の整備と指導員の充実をはかり、心身の健康保持をはかる。

四、高齢社会対策一〇年行動計画の策定

(一) 高齢社会対策一〇年行動計画

右のような意義と原則に基づいて高齢社会対策を緊急かつ計画的に実行するため、以下の具体的対策を行う。

- 政府は、現在、「三全総」のフォロー・アップ作業と称し、その改定すなわち「四全総」への転換を決定しているが、その作業は遅々として進んでいない。このためわが党は、去る六月二〇日、「二一世紀の課題を先取りする「四全総」の策定を急ぐ」ことをめざし、マ

一九八六・六・二六（鳥取談話）

クロな視点からの提言を行つたところである。しかし「四全総」の策定を待つては手遅れとなることから、「四全総」の重要な課題を先取りするとの位置づけをもつて、「一九八八年度昭和六三年度）を起点とする「高齢社会対策一〇年行動計画」の策定をはかるべきだと考える。

(二) 高齢社会対策国民会議の設置と政府援助

あらゆる障害者団体、高齢者団体、教育・福祉団体等々が自主的に政策形成と国民的対策を推進することができる場として「高齢社会対策国民会議」（仮称）を設置するよう政府は、行財政上の援助を行う。また地域において同様の住民会議を設置できるよう自治体は援助する。

(三) 高齢社会対策行動本部の創設

高齢社会対策一〇年行動計画の立案・調整、効率的実行をはかるため、内閣総理大臣を長とし、厚生、自治、大蔵、建設、運輸、労働、文部、環境の各省庁長官を網羅した「高齢社会対策行動本部」（仮称）を設け、事務局を総理府に置く。政府は、民間諸団体が自主的に創設する「高齢社会対策国民会議」と協議し、計画の策定・実行をはかる。また同様な方法で策定される自治体の行動計画を積み上げ、政府の行動計画への反映とフィード・バックをはかる。

(四) 国会における「高齢社会問題委員会」（仮称）の常設

行政の繩張り主義を克服し、横断的行動計画を審議するため、国会に常設の「高齢社会問題委員会」（仮称）を設ける。政府は、行動計画を国会に提出し、審議・承認を得るものとし、またその実行状況を報告する。

わが党の漁業は、国民の日常生活に欠くことのできない重要な食糧産業である。

さきに行なわれた日ソ漁業交渉によつてわが国の漁獲量は四分の一に減らされるなど、一九七七年以來の二百海里体制の定着により世界一を誇つたわが国の遠洋漁業は、北洋漁業など世界の海から撤退を余儀なくされ、減船・縮小を中心とした生産構造の再編整備を行なわざるを得なくなつてゐる。

わが国の遠洋漁業をめぐるこうした情勢のなかで、わが国二百海里水域に隣接する関係諸国との善隣・友好関係を促進、互恵・平等、相互主義の原則にたつての資源の保護・管理、技術交流など漁業の分野における協力関係を積極的にすすめ、漁場の確保を図ることが重要な課題となつてゐる。

わが党は、この課題を推進するためにECのような漁業共同体の設定を追求する方針を掲げてゐる。この方針は、本来、領海を越えて移動する漁業資源への保護・管理などの政策や計画は、国際的な共同作業によるのが自然であり、合理的でもあるとの考え方に基づいてゐる。ところが日本海の場合は、狭く閉鎖水域のような自然条件にありながら日本の対岸にはソ連、朝鮮民主主義人民共和国、また韓国があり、

環日本海漁業民間協議の提唱 —日本海漁業の発展をめざして—

日本社会党
書記長 田辺 誠

さらに中国の領海に續くなど文字通りの国際水域を形成している。こうした自然的国際環境の下におかれている日本海漁業の発展の鍵は、

政治体制の如何を問わず関係国との協力関係を増進し、漁業共同体を設定できるかどうかにかかっている。

だが現状のように、わが国の政府は対ソ、対朝鮮敵視政策を続けているかぎり、政府レベルの協定に基づく漁業共同体の設定は極めて困難な課題とならざるをえない。

したがつてわが党は、この政治的状態を除去するため政府の外交政策の転換を強く要求すると同時に、当面まず日本海において、民間レベルの活動が先行した「漁業共同体」の設定をめざす活動を展開する。

この活動はさらに、ポスト二百海里体制という長期的展望のもとに北洋など各漁獲水域ごとの「漁業共同体」構想につなぐものとしたい。

一、国内の漁業団体、試験研究機関、その他関係民間団体の協力を得て、今年の秋にソ連、南北朝鮮など諸国の関係団体に参加を要請し、東京において「環日本海漁業協議」を開催する。そこで討議の柱は、共同体の設定を展望しながら、①日本海における魚類資源の生態系とその動向、②各国の漁獲努力の実態、③各国における水産物需要の実態とその動向、④資源の合理的配分（合弁、共同事業などの可能性）と漁業協力の促進、⑤資源保全のための国際的管理の在り方、⑥資源の有効利用と水産物の輸入問題、さらには加工問題などを積極的に討議したい。

二、関係国諸団体にたいしてこの趣旨の理解をもとめるため、選挙終了後、関係国に漁業代表団を派遣する。

以上

一九八六・六・二七（広島談話）

核軍縮を進め、共通の安全保障確立のために

日本社会党
委員長 石橋政嗣

世界はいま、核不戦・核軍縮への道か、それともルールなき宇宙核軍拡競争への道かの歴史的岐路に立たされている。わが党は、米ソ核軍拡競争に終止符を打ち、被爆国日本の悲願である核不戦・核軍縮を実現するため、いまここに以下の緊急提言を行なうものである。

一、核不戦・核軍縮の日本の平和外交を積極的に展開する。

1 SDI不参加による核軍縮外交の信頼性強化

中曾根内閣は三次にわたるSDI調査団を米国に派遣したほかに、SDI関係閣僚会議（五月一三日）で「SDIは非核・防衛的なもので最終的には核全廃につながる」と決めるなど、SDI参加の方針を着々と進めている。

しかし、一方による「防御」兵器の開発は、他方による「攻撃」兵器の開発を招き、ますます最新鋭の核兵器が双方に蓄積され、宇宙の軍事化を促進するだけである。そのうえ、SDIはそれを推進する側に「核先制攻撃」の誘惑を生み、SDIに対抗する側には「核先制被爆」の恐怖を植えつけ、結果的に核戦争の「敷居」を一段と低くする。SDIは、核不戦どころか核戦争遂行を、核軍縮どころか核軍拡をもたらす危険きわまりない構想である。わが党は日本政

府に対しSDIに参加しないよう強く要求する。

2 「非核宣言」「核不使用協定」とアジア・太平洋非核地帯設置

いま、ニュージーランド議会はロンギ政権提出の「反核法案」(「ニュージーランド非核地帯・軍縮軍備管理法案」)の審議を急いでいる。

これは昨年、南太平洋諸国会議が採択した「南太平洋非核地帯設置条約」を発展させ、ニュージーランドの領土・領海・領空の非核化を法制化する画期的な試みである。

わが党もまたこの機会に、従来の「非核三原則」を不動の国是として明確にするため、つぎの国会において核兵器本体の持ち込み(領海・領域の通過、寄港も含む)はもとより、核戦略のための指揮・

統制・通信を行なう「核インフラストラクチャ」の所在も許さないことを明確にする「非核宣言」を行い、それに基づいて必要な法的措置を準備する。

こうした措置を前提に、わが党は核保有国に対し「対日核不使用協定」締結を呼びかける。これらの措置は社会党がかねてから主張してきたアジア・太平洋非核地帯設置を促進することになる。

3 東アジア平和会議の創設

「平和は分割できない」という表現があるが、「データントは分割できる」というのが、一九七〇年代の歴史的事実であつたが、八〇年代に入つて変わりつつある。とくに、東アジアにおいては、平和の枠組みを樹立する好条件が生まれ始めている。すでに自治体、学術組織、友好団体レベルなどでは政治的データントの貴重な経験が積み重ねられている。わが党は、こうした好機をとらえ、日本、米国、ソ連、中国、モンゴル、朝鮮民主主義人民共和国、韓国などによる「東アジア平和会議」の創設を提唱する。

4 アジア中距離核(INF)削減交渉の開始

現在、ジュネーブで行なわれている米ソINF交渉に関連して、中曾根首相は繰り返し米政府に対し、「アジアのINFも含めたグロ

ーバル(全地球的)な削減」を求めている。わが党も、歐州INFの削減が優先されアジアのINFが放置されるような事態が生まれることを懸念するものである。しかし同時に、わが党は、中曾根首相のように「INF問題のグローバルな解決」を主張するだけで、結果的に米側に立つてINF交渉の進展を阻害するような立場に反対であり、アジア地域でのINF削減交渉がただちに開始されるよう強く米ソ両国に要求するものである。

二、米ソ首脳会談の早期開催とSALT体制の順守、核軍縮の実現を要求する

昨年のジュネーブ会談で約束された第二回目の米ソ首脳会談は、レバーガン米政権のSALT II条約不拘束決定によってその早期開催が危ぶまれているが、わが党は米ソ両国がSALT体制(SALT I、SALT II、ABM制限条約)を堅持し、約束された米ソ首脳会談早期開催に踏み切り、①SDI開発の中止、②米ソ戦略核兵器五〇%削減、③中距離核兵器全廃、④核実験全面禁止など、画期的な核軍縮を実現させることを強く要求する。

三、「核抑止論」ではなく「共通の安全保障」を

SDIは、核軍縮問題を科学技術によつて解決しようとする愚しい考え方である。科学技術は、人類を核の脅威から解放しない。それ可能とするのは、政治的英知だけである。

今日、他国の犠牲において自国の安全保障を高めることはできない。それは、相手国の対抗軍拡を生み出し、結局は自国の安全も損なわれることになるからだ。いまや「安全とは分かち合うものである」との認識が求められている。互いに同等の安全保障の権利を認め合うことができれば、国家間の不信を信頼に置き換え、それを基礎に核軍縮を段階的に進めていくことができるだろう。

わが党は、米ソをはじめ両陣営の諸国が、相互に不信と疑惑を招く行為や他国の安全の侵害の上に自国の安全を図るといった利己的行動を抑制し、「共通の安全保障」を追求して、核軍縮から核廃絶への前進をとげることを強く期待する。

一九八六年六月二八

中曾根内閣の「西側同盟」路線とそれに基づく核依存政策、SDIへの参加準備は、不戦・核軍縮と「共通の安全保障」の道に完全に逆行している。わが党はこの危険な路線と対決して闘うとともに、わが党自身の反核・軍縮・核軍縮をめざす活動をさらに強め、国内外との運動との連帯を一段と発展させる決意である。そのためには、

- (1) 核軍縮のために積極的な提言を続けている「六カ国グループ」(メキシコ、アルゼンチン、スウェーデン、タンザニア、インド、ギリシャ)は、「国際平和年」のこと八月六日にメキシコで反核首脳會議を開くことを決めたが、日本政府は来年の同会議を被爆地・広島で開催するよう働きかけるべきである。わが党も、社会主義インターの協力を得ながらその実現に向け努力する。
- (2) 「東アジア平和会議」、アジアINF交渉などの構想を実現するため、日米中ソ、南北朝鮮、モンゴルの党レベルの協議を進める。
- (3) 「アジア・太平洋非核化のための国際シンポジウム」(五・三一)の決議に基く運動と強く連帯する。
- (4) 非核自治体宣言をさらに広範に押しひろげる活動に取りくむ。
- (5) 国家補償に基づく「被爆者援護法」の早期実現をめざす。
- (6) 「共通の安全保障」の観点に立つ社会主義インターと政策交流を推進する。

申し入れ

一、去る六月二三日の四党に対する自民党政務調査会の回答は、四党が共同して申し入れた「大型間接税を中心にこれらに関連する問題」に絞った政調・政審会長レベルの公開討論の回答にはなっていない。まず、四党が共同して申し入れているこの討論を実現すべきであり、自民党に改めて回答を求める。

一、党首公開討論を実施すべきである。これは政調・政審レベルの公開討論を踏まえ、リーグ戦方式や個別方式など実現不可能な方式ではなく円卓方式など実現可能な方式によるべきである。

この党首公開討論を実現するため、与野党間で準備のための調整を早急に行うべきである。

右、申し入れる。

一九八六年六月二八日

日本社会民主党
社会民主連合
民主党
明治党

自由民主党
総裁 中曾根康弘 殿
政調会長 藤尾正行 殿

ローン減税等三つの緊急住宅・宅地対策

日本社会民主党
書記長 田辺誠

民間供給を主力とする国民の自力取得。これが歴代自民党政の住宅政策であり、住宅金融公庫融資、住宅・都市整備公団による賃貸・分譲住宅供給は、これの補完ないし過渡的な補助政策とされている。加えてこれら補完政策が、短期的景気政策のテコに利用されるため、社会資本蓄積の中心たる住宅政策は、依然として社会政策の中心から追いやられている。今日、全世帯の七割近くが「持ち家」となり、総戸数が総世帯を上回っているにもかかわらず、国民が「豊かさ」を実感しないのは、こうした政策によつて高い家賃、高ローン負担と不分な住環境のみが、国民に強要されているからにほかならない。

しかも中曾根内閣は、「自助と自立」という臨調路線をもつて、住宅・都市整備公団の業務縮小、貴重な国・公有地の民間払い下げによる民間主体の住宅供給をさらに強めようとしているのである。

わが党は、国民に対する住宅政策を国の社会政策の基本とすべく、「住宅基本法案」を先の国会にも提案し、政府の住宅政策の転換を強く求めってきたところである。またこれに基づき他の野党とともに「住宅減税」を要求してきたが、これを含め、当面、もつとも緊急な次の三つの対策の実現をはかる。

一、住宅減税・住宅ローン金利の引き下げ

(一) 住宅減税の実施

一九八六年（昭和六一年）一月以降、自己居住用の住宅を取得した者に対し、その価格の一一定割合を課税対象所得から控除する「住宅減価償却制度」を創設する。これは一九八六年度（昭和六一年度）から三年間とし、自らの居住用として 200m^2 以下の宅地・住宅取得あるいは四〇〇〇万円以下の価格の住宅・宅地取得者で、年間所得八〇〇万円以下の者について、公的資金を含むローン残高を対象とするものである。

1 住宅原価償却制度の内容

① 最初の五年間	住宅価格の一〇%
② 続く五年間	五%
③ 続く五年間	二・五%

2 住宅原価償却制度による減税額

一年目	一六・三万円	一一四〇億円
二年	一七・三万円	一二四二〇
三年	一七・八万円	一三七五〇

(二) 新規・既存住宅金融金利の引き下げ

住宅金利は引き下げられたとはいえ、預貯金等の金利との格差は依然大きい。しかも本来既借入者（既存金利）も、同率に引き下げられるべきであるにもかかわらず放置されている。しかも都市銀行は、直接住宅貸付けを行おうとはせず、住宅金融専門機関を別に作り、自行ローンよりもはるかに高いローン金利による貸付けを行つてゐる。このため、新規住宅ローン金利は、現行よりさらの一%、既存金利についても二%の引き下げが可能であることから、政府は金融行政を通して指導を行う。

二、固定資産税の負担増ストップと選択制への転換

一九八六・六・二九（愛知談話）

(一) 税額ストップ

自らの居住用の用に供している固定資産税が、土地投機等他の要因によつて年々上昇することは望しいことではない。このためわが党は、まず居住用資産（二〇〇m²以下）にかかる固定資産税については、一九八六年度（昭和六一年度）税額に据え置くことにする。この据え置き措置によつて税負担の上昇をストップしたうえで、次の二つの課税制度の確立をめざす。

(二) 選択制への転換

- 1 従来どおり評価替を行ひ、それに応じて固定資産税を負担する。
- 2 現行評価額で凍結し、現行税額を負担する。この凍結は、固定資産所有者による自己選択とし、その期間は一〇年間とする。この期間に売却した場合は、近傍類地の固定資産との差を選択時点に逆のぼつて徴収する。

以上二つの選択制によつて、居住用として利用する者には固定資産税は大幅に減額されることとなり、投機目的との不公平な税負担は解消されることとなる。

三、国・公有地の国民的管理と利用

國・公有地がどの程度、どこに存在するか国民は知らされていない。そればかりか国有財産審議会による密室的審議によつて、払い下げが決められるため、利権あさりの対象となるなど、その管理・利用は極めて非民主的である。このためわが党は、「国有地管理委員会」を国民的に設け、国有地の保有・利用状況、今後の利用方法、利用主体、利用内容を定め、国会に報告し、その承認を求めるものとする。

また自治体においても同様の委員会を設け、民主的利用をはかる。

わかりやすく、生活でき、運用に参加する年金制度を

日本社会党
書記長 田辺誠

一、高齢社会の展望と政府による年金改革の限界

中曾根内閣は、昨年「負担と給付の一元化」「年金財政の安定」「婦人の年金権の確立」をかけ、「基礎年金」の導入を柱とする年金改訂を強行したが、その内容は暮らせる年金、信頼できる年金とはほど遠いものである。

すなわち国民年金は、四〇年加入で月七万七〇〇円が五万円に、厚生年金は四〇年加入の夫婦二人で二一万円が一七万六〇〇円にと大幅に水準が切り下げられ、逆に掛金は大幅に引き上げられた。「誰でも月五万円の年金」という基礎年金は、四〇年間一月も欠かさずに掛け金を払つた場合のこととで、三〇年しか掛けない人は、月三万七五〇円にしかならないのである。しかも行革審の最終答申は「年金支給開始年齢の段階的引上げ」を打ち出し、また大蔵省財政金融研究所の報告は、さらに給付水準の切り下げをちらつかせている。

このため、わが党は「基本年金制度の導入」を含めた年金の大改革を主張しているが、当面次のような「わかりやすい年金、生活できる年金、運用に参加する年金」を提起するものである。

二、「わかりやすく、生活できて、運用に参加する年金」

改革大綱

(一) わかりやすい年金

国民の年金は、自分の年金が何歳から受けられるのか、その年金額は働いていた時の生活水準の何パーセントが保障されるのか、加入期間はどれほどのかが明示され、簡単に計算できるものでなくてはならない。ところがこれまでの年金法では、支給年齢と加入義務期間は明らかだが、「所得の代替率」（働いていた時の何パーセントが年金として保障されるのかを示す率）の規定がない。そのため、長期にわたって変わらない代替率を法で明示する必要がある。老齢年金、遺族年金、老齢福祉年金なども同様である。

(二) 生活できる年金

1、すべての国民に六五歳から基礎年金を支給する。

(1) 基礎年金額は、全勤労者の平均賃金月額（前年一〇月時点）の

三〇%とする。但し、基準になる加入期間は一〇年とする。

(2) 基礎年金給付に対する国庫負担率は、現行三分の一を三分の二とする。今後老齢福祉年金、恩給給付財源の減少分は、これを全額充当する。

(3) 現行老齢福祉年金は、基礎年金額の六〇%とする。

2 勤労者には平均賃金の七〇%を基準とした年金を保障する。

(1) 厚生年金、共済年金など公的年金による本人の月額の年金総額は、基礎年金を含め全勤労者の平均賃金（算定基礎）の七〇%を基準とする。

(2) 算定基礎となる本人の賃金が平均賃金より上下する場合は、上限、下限措置をもうけて調整する。

3 サービス業、飲食業、卸小売業等の五人未満事業所に働く者に、

厚生年金、健康保険法を適用する。

4 基礎年金の支給開始は六五歳であるが、厚生年金、共済年金は六〇歳からの支給をつづける。六〇歳から年金をとるか雇用をとるかは、本人の選択とし、部分雇用、部分年金制も採用する。

5 障害者の年金は、基礎年金（障害者加算、介護加算を含む）プラス厚生・共済障害年金とし、一級から三級まで、すべての障害者に年金を支給する。一〇歳未満の障害福祉年金は全額国庫で負担する。

6 遺族年金は、基礎年金定額プラス被保険者の所得比例年金の四分の三とし、最低保障額制を設ける。

7 離婚したときは、夫と妻の基礎年金を保障し、結婚期間中の夫の所得比例部分の年金額を二等分し、婦人の年金権を確立する。

(三) 被保険者の参加する年金

厚生年金、国民年金の資金運用に対する被保険者団体の参加を保障し、その民主的運用をはかる。

(四) 保険料と財源

1 保険料拠出の際の標準報酬等級の下限は、地域最低賃金（全国平均）の月額、日額、時間給額とし、保険料徴収ベースでは上限を設けない。但し、年金額算定ベースでは、給付費が算定基礎額の一・五倍以内に納める。

2 保険料の負担割合は、段階的に改め、最終的に事業主七、被用者三とする。

3 基礎年金の財源については、将来年金等受給者が急増することが予想されるところから、法人税等に付加することを検討する。

北洋漁業の救済対策について

日本社会党
政策審議会長 嶋崎 譲

四月の日ソ地先沖合漁業交渉、日ソサケ・マス漁業交渉は、ソ連水域に依存してきた関係漁業、水産加工業をはじめとして造船、電気、製函、運輸など幅広い関連産業に対し壊滅的な打撃をあたえている。

わが党は、選挙後に招集される臨時国会においてこれの政府の責任を徹底的に追及し、今回の北洋漁業の後始末にたいして次の項目もとづいて、政府が一九七七年度当時における閣議了解の基本方針を上回る救済措置を講ずるよう要求していく。

一、今回の漁業交渉の結果操業水域の大幅規制・一部水域の閉鎖さらには漁獲量の大削減、減船を余儀なくされ沖合底曳網漁業や底刺網漁業・太平洋小型サケ・マス漁業（以東船）などの漁業種類は、代替漁場と転換する漁業もなく、したがつて政府の責任において減船すべきである。

二、政府は、北洋漁業をめぐる現状とその厳しい将来を素直に認識し、水産資源の保護と漁業者間での紛争を回避するため、高度経済成長の過程で肥大化した生産手段の整理など日本漁業を抜本的に再編整備する必要がある。政府はこの際、一九七七年当時の閣議了解の基本方針を基礎に、これを上回る減船とともに救済対策を行うべきである。

三、減船者にたいする政府補償は次のような項目について政府交付金の算定を行なうべきである。

(一) 底刺網漁業の救済対策については、①特別救済金として年間の利益の五年分十交渉妥結（一月～四月）までの遺失利益、②経費の補填と乗組員の退職金、③不要漁船の政府買い上げ、④負債整理救済金の交付

(二) 沖合底曳網漁業については現行の許可行政を見直し、ソ連水域など外国水域の情勢と資源に見合った生産体制に移行するため、現在の一四四トン型の底曳漁船は全面的に整理し、小型化して隻数制限、操業海域を制限することが望ましい。現在底曳き業界で検討している減船隻数について政府の責任において、「水産資源保護法」に規定する減船補償制度を準用し、その救済を図るべきである。その内容は、①年間の利益を資本還元した五年分、②負債整理救済金、③交渉妥結（一月～四月）までの漁獲量減少分の補償と乗組員の退職金、④不要漁船の政府買い上げである。

(三) 太平洋小型サケ・マス以東船は、沖合底曳網漁業に準じて救済措置を講ずる。

四、減船によって職場を失う漁船乗組員にたいしては、離職者救済特別給付金の支給、国際協定締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法を適用し、雇用確保などの救済を図る。

宍道湖・中海の豊かな水と 自然を守るために

日本社会党
書記長 田辺誠

いま豊かな水と自然を誇る宍道湖・中海が重大な危機にさらされている。かつては自然のなぎさがあり、自魚が泳ぎ、毎日子供も大人も水泳していた宍道湖、透明度一〇メートル以上、海と変わらず、もずく、てん草、赤貝が特産物として知られていた中海、それらが自然の攝理を忘れた開発によつて急激に姿を変えてしまつてはならない。

社会党は今日まで中央本部、県本部、関係支部あげて「宍道湖・中海の自然を守る」立場から国会をはじめ関係地方議会で淡水化による自然破壊などを指摘してきた。しかし、中海干拓事業の七割が完了したのにしたがい、両湖の全面淡水化の実施が迫られるなど宍道湖・中海を「死の湖」「ドブ沼」化する重大な局面を迎えている。

霞ヶ浦や児島湖の例を見るまでもなく淡水化すれば宍道湖・中海の水質汚濁が進行することは火を見るより明らかである。ところが農水省は二年前に「宍道湖・中海淡水湖化に関連する水理水質及び生理生態の挙動について」（中間報告）を発表し「宍道湖・中海の淡水化は現況程度の水質をほぼ維持していくことができる」とまったく非科学的な結論づけを行ない、同時に「淡水化試行計画」（三年間）を発表した。一方、島根、鳥取両県が学者を中心とした助言者会議に調査を委

託し、農水省の中間報告を真っ向から否定する「淡水化すれば湖の汚濁はすすむ」という答申を得ている。そして昨年十一月、わが党の矢田部理議員が委員長を努める参議院環境特別委員会が派遣した「宍道湖・中海水質・干拓事業調査団報告」によつても宍道湖・中海の富栄養化（よごれ）は限界値を大幅に上回つており、事業の拙速は厳に避けるべきである」と国会に報告されている。

したがつて、このまま、多くの住民の反対をよそに淡水化が強行されると美しい自然と水を残す宍道湖・中海は取り返しのつかない自然破壊を招くことになる。自然を守り育て次の世代に引き継ぐことは国民の重大な使命である。社会党は、宍道湖・中海淡水化に反対する多くの県民と連帯して次の対策をすすめる。

一、宍道湖・中海の淡水化に反対する。

1 当面、淡水化試行計画を中止させるため、国・農水省等に強く申し入れる。

2 干陸化された土地は工業用地として使用することなく農地として活用する。本庄工区の干陸化に当たっては環境の変化を十分科学的調査を行ないオランダ等の経験に学び慎重にすすめる。

二、水質浄化と治水対策をすすめる。

1 水質汚濁の防止のために「湖沼水質保全特別措置法」の適用を早急にはかり、水質の浄化をはかる。

2 干拓事業等の進行により遊水面が減少し洪水の危険がある。したがつて、斐伊川、神戸川治水計画との整合性をはかる。

3 ヘドロの除去をすすめる。

4 住民の直接請求による「宍道湖・中海の富栄養化の防止に関する条例」の早期制定のために党中央本部は積極的な支援を行なう。

三、干拓地の農業施策の確立

1 既干拓地の土地利用計画、営農作物を明確にするため、国・県・市町村、関係住民による干拓地農業振興対策会議（仮称）を創設し、農地配分、営農モデル設計など必要な準備をする。

2 干拓地の農地配分価格は、工期の遅れから事業費が増高し、昭和五八年度試算では一〇アール一六〇万円を相当上回ることが確実であり、社会党の調査によれば三〇〇万円となっており、将来の営農の困難が予想される。そのため事業費の負担区分の見直し（現行受益者二八%）を行うか、あるいは会計制度の見直しを行う。現在われているような地方自治体への負担転嫁は避けるべきである。したがって、農地取得に当たっては長期低利融資を行ない、国が三%以上の利子補給を行なうよう要求する。（現行、三年据置き、二五年返済、六・五%）。

3 農業用水の確保

① 緊急に農業用水が必要な平田地区においては船川の水を再利用するとともに、湖中湖を造成する。

② 宍道湖東部流域下水道処理水の利用などをすすめる。

③ 農業用水の確保ができれば淡水化は中止できる。

四、漁業対策の推進

汽水湖を特徴とする漁業は年間三〇億円の収入を上げ、地域経済の重要な柱となっている。したがって汽水漁をさらに振興するため、宍道湖沿岸に漁業試験場を設け汽水漁業の研究をすすめる、同時に水産加工等の振興により地域経済を活性化する。

一九八六年三月（宮崎談話）

「生涯余暇活動」の推進のために

日本社会党
委員長 石橋政嗣

一、人生八〇年時代と「生涯余暇」

人生八〇年時代となり、人生のうち一割が労働時間、三割が自由時間という時代を迎えようとしている。そして生まれてから一生を生きがいをもつて過ごすためには、これまでの教育期→労働期→引退期という時間的な位置づけではなく、生涯労働（社会参加）、生涯学習、生涯余暇というように、労働、教育、余暇を一生を通してのものとして位置づけし直すことが求められている。

とくに、「働き中毒」として国際的に批判を受けているわが国では、クオリティーライフ（生活の質）を変える課題からいつても、余暇政策を生涯余暇の観点から促進することが大きな課題となっている。こことは国民のニーズの面からも指摘できる。

政府の『国民生活に関する世論調査』によつても、ここ一〇年の間に国民生活の力点は、①住生活、②食生活、③レジャー・余暇生活、④衣生活から、①レジャー・余暇生活、②住生活、③食生活、④衣生活と、レジャー・余暇生活が三位からトップに上がっている。そして、スポーツや旅行などを中心に、国民の余暇活動への参加が増大しているのである。

また、「余暇市場」は一九八五年で、五〇兆一九二億円と五〇兆円の

大台に達しているが、今後更に国民が余暇活動に参加することは、内需の拡大にもつながっていくことを指摘しなくてはならない。

他方、生涯余暇と生涯学習とは密接にかかわっていることはいうまでもない。それは、能力開発・教育について、会社ではなく「自分でやりたい」と勤労国民が考えているのは、「国際性・語学力」「健康・体力づくり」「文化・趣味能力」「一般教養」などであることからもうかがえる。したがって、余暇政策の基本は、こうした国民のニーズに応えて人生八〇年時代の生涯余暇の体制づくりをすすめることである。

しかし、臨調行革路線の下で数年来スポーツ・文化関係の予算が一貫して削減されている。また、臨教審は第二次答申で「生涯学習」を打ち出したが、行政の責務について一言も触れていない。このような姿勢は、まったく無責任というほかはない。

二、余暇活動推進のための三つの原則

1 参加と自発性による余暇活動

スポーツが、「見るスポーツ」から「参加するスポーツ」へと変わつてきているように、余暇活動は他人の活動を見て楽しむだけではなく、すんでん参加するところに意義がある。また、学習活動や文化活動についても同様であるが、企業や行政などに強いられるものではなく、自発性のもとにすすめられなければならない。

2 身近なところで手軽に楽しむ

旅行などは別として、国民がなるべく身近なところで手軽に楽しむことができる事が重要である。したがって、公的な施設の整備をすすめるほか、企業や学校の施設の開放をすすめる。以上のためには、自治体の役割は極めて大きい。

3 施策の総合性

余暇活動は、様々な分野にまたがつており、したがって、そのための施策は総合的な見地から行なわれる必要がある。

三、余暇活動のための五つの提言

1 余暇時間の拡大

余暇活動を拡大するためには、余暇時間が確保されることが不可欠の条件である。ところが諸外国から批判を浴びているように、わが国の労働者は働き過ぎであり、一九八三年の年間総労働時間の国際比較を見ると、イギリス・一九三八時間、アメリカ・一八九八時間、フランス・一六五七時間、西ドイツ・一六五七時間であるのに対し、日本は二二五二時間である。

経企庁の調査でも、「働きすぎ」だと答えている労働者は七五%に達し、「五年後」には「一八〇〇時間台以下」にすべきだとの意見が過半数を占めている。したがって、早急に労働時間短縮、完全週休二日制を実施すべきである。また、年次有給休暇の取得率は五五・六%（八四年）に過ぎないことからも、有給休暇の消化が必要である。フランスで施行されている「有給休暇消化促進法」を時限立法（五年程度）とし、理由のいかんにかかわらず、消化させなかつた使用者に対して罰則を果すことによって消化の促進をはかる。

また、冬（正月）、春（ゴールデンウィーク）、夏（夏季休暇）と、三つのシーズンに加え、秋にも「体育の日」を中心まとまつた「オータム・ウイーク」の休暇をとれるようにすべきである。

2 有給教育休暇制度の実現

生涯学習社会をすすめるためには、リカレントのための時間が必要

であり、国際的に制度化されつつある「有給教育(訓練)休暇」の実現を図る必要がある。わが国はILO一四〇号条約(有給教育休暇に関する条約、一九七四年採択)を批准していないが、許されないことである。これを批准し、国内法の整備をはかるべきである。そのため、政府部内に労働省、文部省を中心とした「有給教育制度検討委員会」を設置し、早急に結論を得るべきである。

また、研究者などに一部導入されている「サーバーティカル・リープ」を拡大し、一般の労働者にも一〇年、二〇年の勤続単位ごとに、三カ月～一年間の長期休暇が有給でとれるようにする。

3 ゴルフ場利用税など入場税の廃止

野球などスポーツ、映画、演劇、音楽などの入場税は、国税レベルで一九八五年度で五〇億円にすぎず、税収の面から大きな位置を占めていないだけでなく、税そのものの意味も薄れている。「舞台入場税」の免税点が八五年度から三〇〇〇円から五〇〇〇円に引き上げられるなどの措置が講じられたが、余暇活動の促進の面からいってこれらも含め入場税は廃止すべきである。

また、テニスとならんで人気スポーツであるゴルフは、大衆化しており、「ゴルフ場利用税」についてもこれを撤廃すべきである。

4 女性の余暇活動の推進

女性の職場進出、平均寿命の伸長、高学歴化などを背景に女性の自立意識は高まつてきている。「男は外で遊び、女は家で待つ」という時代は過去のものとなつた。「専業主婦」もエアロビクスやテニス、水泳などのスポーツや様々な文化活動に参加している。また、働く女性は「家事」と「仕事」の時間が増えて反面、「レジャー活動」の時間も増えている(「テレビ」「ラジオ」の時間は減っている)。

女性がさらに余暇活動に参加していくためには、①子育て期、子育

て後などのライフステージに応じて、働く女性が休暇をとれるようなフレックスタイム(柔軟な労働時間制度)、②身近で手軽に利用できるスポーツや学習のための施策の充実、③未経験者のための指導者の配置、情報提供システムの確立――をはかる必要がある。

5 ナショナル・ミニマムの確立と公的責務

「金は出さないが口は出す」という臨調行革路線では、国民が「いつでも、だれでも、どこでも、安く」余暇活動をすすめることは不可能であり、「民間の活力」に委ねることは公的責任の放棄である。そこで政府内に横断的な「国民余暇活動推進会議」を設置し、国際的な現状も十分参考にしつつ、「余暇活動のためのナショナル・ミニマム」の案をつくり、国会の審議を経て策定する。そのための公共施設の整備については「年次計画」を立て、国の責任で着実に遂行する。

(一九八六・七・一)

緊急アピール

——同日選挙の終盤にあたつて——

日本社会党在京幹部会

党中央本部は、選挙終盤の全国的な情勢の分析に基づき、全党ならびに全支持者につきの事項について、緊急にアピールする。

一、中曾根政治がかけってきた財政再建、行政改革、教育改革という「戦後政治の総決算」の三つの柱は、いずれも、すでに破綻していることが国民の目に明らかになりつつある。これはわが党の提起した「中曾根政治の総決算」が国民の間に浸透しつつあることを示すもの

であり、情勢はわが党にとって有利に展開している。このため、自民党側は、選挙争点の回避を画策し、もっぱら金力と権力を総動員して利益誘導型・派閥選挙に狂奔している。この結果、二十一世紀に向かう日本の進路を選択する重要な歴史的な選挙にもかかわらず、選挙への国民の関心はいま一つ盛り上がりを欠いている。

一、中曾根首相は、この選挙で減税をかけながら、その具体的な内容、財源をはじめ、当面の円高不況対策や財政再建についても、何一つ語ろうとはしない。とくに財政の危機に関連して、自民党の藤尾政調会長は、マル優廃止と大型間接税を導入すると発言したが、いまになって、首相はじめ自民党首脳がいかに否定しようとも、決して消し去ることはできない。

一、野党四党は、藤尾発言に関連して、政審会長レベルの各党討論を提起した。つづいてわが党は、中曾根政治を問う選挙争点たる十項目について自・社公開党首討論を提起したが、中曾根首相は、開催不可能な討論方式を逆提案し、いまだに逃げの姿勢をとりつづけている。したがってわが党は、選挙最終盤に向けて、マル優廃止と大型間接税の問題や円高不況対策を集中的にとりあげ、中曾根政治の反国民的本質と、わが党の政策の正しさを徹底的に国民の中に浸透させ、わが党の勝利を確実なものとするため、全党員と全支持者の最後の奮起を訴える。

一、情勢は有利に進展しているにもかかわらず、個別にみた場合、わが党の状況は依然として厳しい。

衆院では、全般的にみて元議員と新人の鬭闘がめだつてゐるのが特徴である。本日現在九〇名は、ほぼ票を固め切つたと判断され、三〇名がボーダーラインにあつて、いずれも自・社が激しく競り合つておらず、いま一段の奮闘が強く望まれる。

参院では、すでに前回の議席を確保したと判断されるが、「棄権阻止」には万全の体制をとり、目標達成にむかって衆参各選挙の結合

に努力するよう要請する。

一、党は、この選挙で中曾根政治にトドメを刺し、与野党伯仲から逆転を実現して、国民参加のもとで明日の政治を築くため全党一致、すべての力をふりしぶり勝利をめざして奮闘することを誓う。

一九八六・七・一（於 東京）

いまこそ、大担な内需拡大を

日本社会党
書記長 田辺 誠

一、今日、わが国の経済は、中曾根首相の諮問に答えた「経構研報告」（四月七日）すら率直に指摘したように「危機的状況」におちこんでいる。昨年秋以来の急激なドル安・円高にもかかわらず貿易の出超に対する歯止め効果は小さく、この秋にも摩擦再燃の気配が強いこと、他方、円高デフレの影響はますます深刻化して雇用不安がひろがり、失業率も戦後最高の三%台に接近していること、そのため国民総生産の伸び率は本年度一～三月期に十一年ぶりのマイナスと公表され、政府の国際的公約である「実質四%成長」の達成は早くも根拠をうしないつあることなど、いずれも本格的危機への危険な予兆というべきである。

わが党は、このような「危機的状況」の背景には二つの要因がひそんでいると考える。一つは、わが国における労働時間、労働分配率、社会保障給付などの水準が欧米諸国に比して依然として低劣で、その是正がはかどっていないことが国際的に「不公正な競争力」とみなされ、貿易摩擦激化の底流となつてゐることである。もう一つ

は、財政・経済の運営における中曾根内閣の無策と失政である。中曾根内閣は、①何よりも財政再建を口実として、福祉や国民生活や自治体への抑圧を続けてきたが、再建は進まず、国庫の赤字は毎年一〇兆円も増え続けている。しかもこの緊縮政策で個人消費が停滞し、国民経済は縮小均衡に向かい、財政基盤は逆に悪化している。

②貿易摩擦の緩和を理由に昨年秋からのドル安・円高を誘導したが、そのメリット・デメリットの偏在と両極化が生じて格差を拡げ、とりわけ円高デフレを深刻なものとしている。③摩擦を解消して国際協調を実現する経済政策の基本は、輸出中心の経済から内需中心への転換を図ることだが、中曾根内閣の施策は決定的に立ち遅れている、そのため五〇〇兆円におよぶ貯蓄が国内投資に回らず、海外流出と投機に流れるという不均衡を拡大している。

このような財政・経済の矛盾の深まりのなかで、中曾根首相はいま選挙後の大増税すらひそかに企図している。首相はその企画をかくすのに懸命になっているが、本気でマル優廃止をやめ、大型間接税も導入しない、増税は考えないというのなら、他方で公約している減税や補正予算の財源について国民が納得できる調達方法を明示すべきである。首相は苦しまぎれに、NTTやJALの政府持ち株を売却して減税するなどと口走っているが、それらはすでに法律で国債整理基金への繰入れが決まっており、首相の「財源論」は子供だましの奇弁にすぎない。

二、わが党は、中曾根内閣の財政・経済政策の数かずの失政について、選挙戦終盤に予定される党首間公開討論で厳しく追及する。同時に、

わが党の側から代替案を積極的に提示する考えである。
その骨子は当面、①大幅減税の断行、②福祉・社会資本の大胆な拡充、③円高デフレ対策の三本柱を緊急経済政策とし、その実施によって内需主導型経済への転換をスタートさせ、新たな社会経済成長を基盤に財政再建の展望をも開く、というものである。この過程

で国際間の構造的不均衡（貯蓄と投資、労働・生産条件等）を是正し、新たな国際協調体制を確立する。財政再建の達成はおよそ十年間の段階的目標とするが、その間、国民生活と経済の良好な運営は持続される。

三、問題は、当面の緊急政策を実施するための国の財源である。わが党は積極的な財政出動（建設国債の増発）、不公平税制のは正、さらには防衛費の洗い直しなど不要不急経費の節減に努め、必要ならば借り換え債等の手段をも大胆に採用する。また、昭和四〇年代末の「狂乱インフレ」の時、インフレ利得吸収のために「会社臨時利得税」を三年間にわたって徴収したことがあるが、最近の円高メリット・デメリットの両極化を調整し、過大な円高メリットを社会的に還元する目的で現行法人税について資本金五億円以上の法人を対象に、二%程度の税率を上乗せする時限立法も考えるべきである。それらの措置によって、野党の要求する二兆三千億円減税の年内実施のほか、円高不況対策や緊急の社会資本投入のために二兆円程度の財源を生みだすことは十分に可能である。

そのような考え方を基軸として、わが国経済の中・長期展望を踏まえた緊急政策（前述の三本柱）を集中的に実施することが焦眉の課題となっているのである。

四、わが党はここで内需拡大をめざす緊急経済政策の具体的な内容をつきのように提示し、選挙後に形成される新政権が補正予算に組みこむ等の措置をこおじて速やかに実施するよう全力をつくすものであ

- 1 大幅減税・可処分所得の増大
- (1) 野党が共同して要求している二兆三千億円減税の年内完全実施
(2) 人事院勧告の完全実施
- (3) 国鉄運賃、消費者米価、授業料など公共料金引上げ計画の撤回
(4) 円高差益還元の徹底（①電力・ガス料金については差益と原価

の洗い直しを急ぎ、年内に料金制度改定の形で追加還元を実施、

②石油製品等差益の生じている物資、特に政府関与物資について

国民への早急な還元をはかる。)

2 福祉増進・労働時間短縮等

- (1) 老人保健法改正計画の撤回と老齢福祉年金等の増額（当面三万円に）

- (2) 老人預金金利については本年一月一日現在の金利を保障（一千万円を限度）

- (3) 健康増進対策、難病対策、交通・災害遺児対策等の充実

- (4) 週休二日制度の年内法制化と有給休暇の完全消化を保障、週四〇時間労働制の早急な準備

労働基準監督行政の充実

中小企業退職金共済制度への助成強化

- (7) 教育環境の充実（私大経常費補助の拡充と公立文教・社会教育

・体育施設等の整備

緊急社会資本整備の計画的推進

- (1) 「緊急社会資本整備三ヵ年計画」を策定、三ヵ年十兆円規模の計画を推進する（本年度下半期分二兆円）

- (2) 右の「計画」中、住宅・住環境整備、みどり・林業対策、教育環境整備、福祉型都市改造、交通安全、地域交通整備、災害対策等を当面の重点とする。

- (3) 計画の立案、実施の主体は地方公共団体を基本とし、その資金は国の補助・助成のほか政府保障の「特別地方債」を発行する。

- 4 円高不況対策

- (1) 入策の機動的発動

- 公定歩合引下げ効果を末端金利に連動させる強力な行政指導

- 本年度公共事業の円高不況地域への重点配分

(4) 特定中小企業者事業転換対策臨時措置法の弾力的運用（①金利引下げ、②対象業種の拡大、③償還期間の延長等）

独禁法および下請代金支払遅延防止法の運用強化

(6) 中小企業むけ官公需の増大、不況業種への優先発注

5 地方財政基盤の強化

- (1) 三ヶ年の「特別地方債計画」を策定し、地方債による財源保障を行う。

- (2) この地方債については、全額利子補給を行うとともに、元利償還については、地方交付税の基準財政需要額に算入する。

- (3) 国庫補助負担金にかかる三ヵ年の特別措置を廃止する。

以上による本年度補正予算の規模はすくなくとも四兆五千億円以上の大型補正とする。わが党は、その実現のために広く政治勢力を結集して積極的に努力する。とくに自民党の経済政策は混乱を極めているので、いま政策上のイニシアチブをわれわれこそ發揮しなければならないと考えている。

申し入れ

一九八六・七・一

党首公開討論に関する貴党の態度は依然として物理的に不可能な「リーグ戦方式」にこだわり、このままで事実上の拒否に通ずるものと考えざるをえない。

一、この公開討論への国民の大きな関心に答えるため、われわれは「円卓方式」による実施を重ねて申し入れるものである。その場合、従来の「国会討論」に準じ、貴党の発言時間等について配慮する用意がある。

一、右について時間的余裕も少ないので、明日中に具体的協議を完了できるよう貴党の積極的応諾を求めるものである。

右、申し入れる。

一九八六年七月一日

日本社会民主党
社会民主連合

自由民主党
総裁 中曾根 康弘 殿

一九八六年七月二日（愛知談話）

緊急十大減税政策

日本社会党
書記長 田辺 誠

一、十大減税

(1) 所得税・住民税減税

本年度所得税一兆一二〇〇億円、住民税一八〇〇億円、計一兆三〇〇〇億円の減税を実施する。

その際サラリーマンの給与所得控除に関して、現行の一一律控除だけでなく、必要経費の実額控除との選択制（西独、アメリカ等で実施）を採用する。さらに所得減税方式としての自動車価調整制度（インディクセーション方式）の導入についても検討を進め

(8) 白色申告者の専従者控除の引き上げ

(7) 特別人的控除の引き上げ

障害者・高齢者等への特別人的控除額を引き上げ、当面三〇〇億円の減税とする。

(6) 老齢者年金減税

老齢者年金控除額を現行七八万円から一〇〇万円に引き上げ、三〇〇〇億円の減税を行う。

(5) 退職所得減税

退職金課税総額が最近五年間で一・八倍にも急増（昭和五九年度一八二五億円）している実情にかんがみ、三〇年勤続者の場合、一五〇〇万円まで無税（現行は一〇〇〇万円まで）とする措置を早急に実施する。

(4) パート減税・内職減税

主婦のパートや内職等による所得への非課税限度額を現行の九〇万円から一二〇万円に引き上げる（減税額四〇〇億円）。この措置と合わせて、夫が配偶者控除を受けられる妻の収入限度額および妻が国民健康保険、国民年金の掛金を自己負担しなくてよい収人の限度額をそれぞれ一二〇万円とする（この場合は所得税率が現行のままでも、賃金増＝税収増をともなうことで相殺されるから国は財源を必要としない）

(3) 教育減税

高校教育費の控除による一四〇〇億円の減税を実施する。同時に、保育所・幼稚園等の教育費減税（五歳児対象の場合九〇〇億円）を早急に実施する。

(2) 住宅減税

四〇〇〇万円以下で二〇〇平方メートルまでの住宅、宅地のローン減税を行う。（二〇〇〇億円の減税）

る。

中小企業・農業等の専従者控除については、記帳義務強化（昨年度以降）による納税環境の整備に見合う措置として、現行四五万円から一二〇万円に引き上げる。

(9) 医療費の全額控除

医療費の本人および家族の負担分については全額控除する。（一五〇〇億円）

(10) 設備投資減税

中小企業の設備投資減税について、特別償却、税額控除等の拡充、減税対象にサービス業の高度化投資を追加などにより一五〇〇億円の減税を実施する。
以上の緊急減税による二兆三〇〇〇億円の減税を補てんするため、必要な措置をこうとする。

一九八六・七・三（兵庫談話）

高度情報化社会に向けて国会 の新たな役割

—衆・参に「高度情報化特別委員会」の設置を—

日本社会民主党
委員長 石橋政嗣

一、高度情報化を進展させる三つの問題

(一) 高度情報化社会と呼ばれる新しい時代にむかって現在、われわれは、産業構造の急激な変革への不適応や労働需給のアンバランス

ス、ストレスや不安の高まりといった（影）の克服など、さまざまな課題や問題に直面している。選挙人名簿や住民台帳から名簿が大量に盗まれ、商品として売買されている事件、世田谷電話局火災事故にみるシステムダウン、データの誤・悪用等による社会的混乱が発生している。プライバシー保護や安全・信頼性が急ぎ求められている理由もここにある。

(二) 高度情報化の進展の現実はつきの三つの点にその特徴を見ることができる。その一つは技術先行であり、二つは企業がつくりだすニーズ先行である。三つは中曾根首相をはじめ各省庁の大臣、局長等による私的諮問機関の多用によって自らの行政権益の拡大にやつきとなつていてある。とくに臨調行革を利用して中曾根首相自ら情報の独占化による首相官邸の権限強化に奔走している点は強く批判されなければならない。こうした行政の姿勢が、技術先行と企業のニーズ先行を許す結果となつておらず、その責任はきわめて重い。国民の利益・ニーズにどう応えていくかといった課題は、まったくなおざりにされたままである。これらを許しておくことはできない。

二、国会に「高度情報化特別委員会」の設置を

(一) 高度情報化は社会、経済はもとより行政、家庭、個人に至るあらゆる分野に影響を及ぼし、これまで培われてきた価値観や制度、秩序といったものに影響を与え、新しいものへの移行を迫つてい

る。したがつて、あらゆる分野、専門、領域を越え、各省庁間の繩張りを越えた幅広い討議と、高度情報化に対する当面の課題、中長期の展望に立った対応をすすめることが何よりも必要である。とりわけ、行政の繩張り争いに対してはきびしい批判と改善・改革がすすめられなければならない。その場合、とくに立法府である国会の果すべき役割は大きい。

わが党は、総選挙後の国会に他の党にも呼びかけて衆・参に「高度情報化特別委員会」を設置するよう提案したい。

かつて、国会は物価、石炭、環境等の特別委員会を設置してきたが、これらは後追い的対応策の強いものであった。しかし、今回、わが党が提案する「高度情報化特別委員会」は、二一世紀にむかって「人間からの出発」を可能とする在り方、すすめ方について国会自らが積極的にその役割と責任を果そうというものである。このことは立法府に活力を与える肥大化する行政をきびしくチェックすることになる。

(二) 「高度情報化特別委員会」の設置意義からみて、制度の改善・改革、法律改正・立法作業にいたる事前の審議に大きな役割がある。したがつて、従来の特別委員会の慣例にとらわれることなく、参考人・公聴会制度の活用、委員相互が自由に意見を述べあえる。したがつて、在野の民間人、学者、専門家などで構成する特別スタッフの設置など、大胆に考えたらよい。

三、特別委員会で論議すべき課題とわが党の考え方

(一) 高度情報化社会の目標を明らかにしたい。

わが党は、目標について①質的向上の社会・経済改革、②安全・信頼の高い社会づくり、③公平・平等の推進、④人間の時代づくり、⑤平和利用、——の五つの点を明らかにしている。とくに、

利便さ、効率化の追求によって起きた雇用不安、システムの脆弱性、プライバシー問題など、「影」の課題を克服し、安全でかつ安心感のもてる社会づくりをすすめることが必要であると考える。

(二) 情報基本法等、高度情報化関連法律の制定・整備を促進したい。

わが党は、高度情報化社会の健全な発展のため、関連行政の一元化の在り方と利便性、経済性、ミニマムを保障する新しい調和をもとめる「情報基本法」案の作業をすすめている。この「基本法」には、わが党が高度情報化社会の目的とする内容や、その目的達成のため、企業の社会的責任、公的機能の責任、消費者保護、あるいは通信主権の確保と国際協調のあり方など盛り込む考えである。

(三) 公的機能の活性化を図り、社会的事業を育成したい。

わが党は、社会的に必要であるにもかかわらず、市場原理のメリットが期待できず、事業への参入・継続が困難な分野について公的、社会的責任で事業を育成していくことを明らかにしている。例えば、医療診断、地域気象、災害予防、公害防止、環境保全、交通調整、生活・福祉への援助などのデータバンク、情報システムなど、急ぎすすめる必要がある。

(四) プライバシー保護法、情報公開法の早期制定を実現させたい。

わが党は、すでに二つの法案を国会に提案している。企業等によって個人の情報が勝手に収集・蓄積され、システムと情報の独占化が進行しているが、こうした管理社会化を進行させてはならない。また、個人情報は諸外国にまで流出している。かつてOECD理事会は「プライバシーの保護と個人データの越境流出ガイドラインに関する勧告」を出ししているが、政府・自民党は今日までこれを放置したまままでいる。国際的視点からプライバシー保護の具体化をいそがなければならない。

(五) 高度情報化アセスメントの実施推進を具体化したい。

わが党は、技術革新の無分別な導入による人と環境にあたえる悪影響を事前に食い止めるため、政府から独立したアセスメント組織を設置すべきだと考え、作業をすすめている。

一九八六年七月三日

公開質問書

日本社会民主党
社会民主連合
社会民党委員会

貴党は、六月八日の藤尾発言を受けて四野党が共同して申し入れたマル優問題、大型間接税問題に関する与野党間の公開討論を明確な理由のないまま拒否し、国民が最も深い関心をよせる税制改革問題についての争点をあいまいにしようとした。

しかも、党首公開討論については、四野党が実現可能な方式として「円卓方式」による開催を再三にわたって申し入れたにもかかわらず、中曾根首相は、物理的に開催が不可能なり一戦方式に固執し、事実上、これも拒否した。このような態度は、政権政党としての責任を放棄するとともに選挙の争点を覆い隠そうとするものであり、有権者の関心と期待に背を向けるものである。

そこで、衆参同日選挙まであと数日と迫ったが、有権者の公正な判断の糧とするために、改めて貴党の次の点について公開質問書を提出する。四日中にご回答をいただきたく申し添えるものである。

一、選挙中、中曾根首相は野党の追及にあって、大型間接税の導

入、マル優制度の廃止をあわてて否定したが、前回選挙の時も「増税しない」と公約しながら反古にした事例があり、政府税調への明確な措置もとらない「公約」は、今回も空約束に終わる懸念が強い。

(1) 政府税調への諮問事項から大型間接税（多段階、単段階を問わず大型間接税とみなされる新税）を明確に除外し、将来とも絶対に導入しないと約束できるか。

(2) マル優制度（少額貯蓄非課税制度）についても、将来にわたって絶対に廃止しないと約束できるか。

二、中曾根首相は無責任な円高誘導の失政をどう償うのか。円高不況が深まるなかで国民の減税要求は切実である。

(1) 円高不況克服・内需拡大の観点から三月四日、与野党書記長・幹事長会談で合意した年内減税を確實に実施すると約束できるか。

(2) 税制改革に当たって、年収八〇〇万円以下の中・低所得者の税負担を将来にわたって絶対に引き上げないと確約できるか。

三、政府・自民党は老人保健法の改悪を意図しているが、このような改悪は、お年寄りの受療抑制以外のなものでもない。われわれは老人保健法の改悪は断念することを要求するが、この要求を受け入れ将来にわたって絶対に改悪しないと約束できるか。

一九八六年七月三日

自由民主党
総裁 中曾根 康弘 殿

四党共同声明

公開質問書について

一、自民党は昨三日の四野党公開質問に対し、本日、回答拒否の通告を行つてきた。これは大型間接税、マル優、老人保健法問題など、われわれ四野党と共に国民の多くが抱いている深い疑惑に對して、回答無用の強引な姿勢で応じたものである。

一、われわれは、自民党のこの態度によつて、大型間接税導入、マル優廃止、老人保健法改悪などの施策を強権的に押しつけようとする意図が明らかになつたものと断ぜざるをえない。

しかも、与野党公開討論が不可能となつた責任を臆面もなく野党側に転嫁してきたことは言語道断である。

一、国民を最後まであざむき、愚ろうする中曾根首相と自民党に対し、われわれは強く抗議すると同時に、有権者が選挙を通じて厳正な審判を下されるよう心から訴えるものである。

一九八六年七月四日

日本社会民主党
社会民主連合

昭和六一年七月四日

わが党は、選挙に際し国民の審判に資するため、各政党の主義・主張、政策等の相違点を明らかにする手段として、党首公開討論を是非実現すべきであると考え、中曾根総裁以下これに積極的に対応してきたところである。

そして、その具体的方法として、各政党の独立性、平等性、機会均等を確保し、少数者の意見をも尊重するという民主主義の大原則に立脚し、いわゆるリーグ戦方式を提案して、実施細目の検討を申し入れてきた。

しかるに、野党は、政策不在の選挙協力の矛盾等が露呈することを恐れて、リーグ戦方式についてのわが党提案の話し合いに入るとななく、あくまでも円卓方式に固執したため、党首公開討論の実施は不可能となり、国民の期待に応えることができなくなつたことは極めて遺憾である。この責任は、あげて野党にあると言わざるを得ない。

それにもかかわらず野党は、その責任を省りみることなく、昨日、公開討論にすりかえ、税制および老人保健問題についての公開質問書を提出してきた。しかし、これらのことは、わが党の選挙公約および中曾根総裁の選挙遊説における発言等で再三明らかにしているところであり、ここに改めて書面による回答は必要ないものと考える。

自由民主党

日本社会党
公明党
民社党
社会民主連合

一九八六・七・四（札幌談話）

中曾根政治終えんのため 全力を

日本社会党
委員長 石橋政嗣

一、私は、今回の選挙では、中曾根首相がすすめる「戦後政治の総決算」か、それとも「中曾根政治の総決算」か、二つに一つの選択が国民党にもとめられないと訴え、野党が、こぞって中曾根政治に砲火を集中するよう提唱してきた。これに沿って選挙争点を明確にするため、国民党に公開党首討論を申し入れた。しかし国民党は、物理的に開催不可能な方式を逆提案し、その実現を拒否した。この態度は、明らかに中曾根首相の自信のなさを示し、争点隠しをはかつたもので厳しく糾弾したい。

一、今回の選挙はかつてない野党結束のもとで展開してきたのが大きな特徴である。とりわけ六月三〇日、公明党竹入委員長が、最終盤の野党選挙協力を訴えたが、これは私の提唱を一步進めたもので、中曾根政治と野党との対決を一層くつきりとさせたものである。この提唱を高く評価したい。

私は公明党、社民連との選挙協力が実行され、大きく効果をあ

げていくよう期待したい。これによつて最終盤の選挙情勢が野党に有利に展開することを確信している。

わが党はあらゆる努力を尽くして国民党を過半数割れに追い込

み、なんとしても中曾根政治にトドメを刺す決意である。

一、国民党を過半数割れに追い込むことになれば、政局の構造は大きく流動する。そのなかでは二一世紀への転換期をのりきるため、ゆるやかな進歩のための連合政権の樹立が具体的な課題となるであろう。すなわち、この連合政府の当面の目標は、つぎの三点に集約されることになる。

第一に、憲法擁護、政治倫理の確立と議会制民主主義の擁護・発展につとめ、政治に対する国民の信頼の回復をはかる。

第二に、反核・軍縮・平和の立場から、とめどもない軍拡に歟止めをかけ、少くとも防衛費の対GNP比一%枠を堅持する。

第三に、大幅減税、積極的な財政出動を柱とする内需拡大によって国際経済摩擦の解消につとめ、国民の負担を軽減し、ゆとりある生活を保障する。

わが党は、選挙後の具体的な政権の在り方について、社・公を軸に、この三つの目標に同調する広範な政治勢力と協議をすすめたい。

一、マスコミ各社の世論調査によれば、国民党が「安定多数」を得るとの予想もある。しかし、国民の立場からいえば、この「安定多数」とは、国民抑圧の強権政治を許すことであり、中曾根首相の勝手放題なわがままを認めることに他ならない。大型間接税導入とマル優廃止の大衆増税、国家密秘法の制定、軍縮・改憲路線の強化、福祉と自治体行政の締めつけなどが国民の上に襲いかかることは必至である。日本の将来と国民の生活を考えると、このようなことが断じてあつてはならないのである。

で、貿易摩擦や円高不況、高齢化社会へのニーズの高まりと財政破綻、行政改革・税政改革の行き詰まりなどの矛盾はますます激化の様相をみせており、選挙直後から秋の政局に向けて、自民党内の政策的・派閥的対立は一層深まらざるをえない。

混迷の予想される選挙後の政局に対して、私は次のような立場に立つて対処していきたい。

すなわち、第一に、あくまでも中曾根政治を終えんさせる、第二に憲法に基づく戦後政治を継承・発展させる、第三に国民の切実な要求に応え一步でも二歩でも具体的な改革を実現する、第四に「ウソのない政治」をめざすということである。

私が提起し、培ってきた「ニュー社会党」とは、こうした政局にあつて、理想を追求するにとどまらず、政治の現実を動かす党にほかならないのである。この立場から、選挙後の首班指名にあたっては、選挙協力を行なつてきた野党間の協議に基づいて柔軟かつ現実的な共同の行動をとれるよう努力したい。

一九八六・七・六

投票日にあたつて

日本社会党

一、いよいよ七月六日の投票日を迎えました。

わが党は今回の選挙にあたつて、国民に「中曾根政治の総決算」を強く訴えてきました。わが党は「強い国家よりやさしい社会」こそ、二一世紀に向かう日本の進路であるとして、①生きがいとゆとりのある人間復権の社会の実現、②内需中心の積極財政と大

幅減税の実行、③のびのびとした思いやりのある教育の実現、④反核・軍縮の促進、⑤だれもが参加できる新しい清潔な政治の実現――を公約してきました。

一、中曾根首相は終始、争点をおおいかくし、金力・権力を総動員して、自民安定多数の獲得に狂奔してきました。自民安定多数を許すならば、国民不在の強権政治をいつそう助長し、大衆増税と福祉切り捨てはもとより、軍拡・改憲路線の強化に弾みをつけることになります。日本の将来と国民生活のために中曾根政治を断じて許すことはできません。

一、今回の選挙は、かつてない野党結束のもとで展開されました。これは中曾根政治を終わらせるとなしに、国民の不安と不满は解消できない、という国民の熱意の現われです。これに応えて、自民党を過半数割れに追い込むことは、わが党にとどまらず、野党の責務といわねばなりません。

一、わが党はこの選挙で大きく躍進し、与野党伯仲から逆転を実現して、中曾根政治にトドメを刺し、政治を刷新し、ゆるやかな進歩のための連合政府実現に向けて努力する決意です。

国民のみなさんが棄権することなく、貴重な一票を社会党に投票してくださることを切に訴えます。

一九八六・七・七

党 声 明

日本社会党

わが党は今回の選挙にあたつて、国民に「中曾根政治の総決算」

一、衆参同日選挙の結果、わが党は敗北した。わが党はじめ野党各

党の奮闘にもかかわらず、衆・参両院で自民党のいわゆる安定多数を許したことは残念であり、国民の皆さんに率直にお詫びする。

一、自民党は今回の選挙戦をつうじて、増税、福祉後退、軍事大國化など中曾根政治の危険な本質をかくし、国民の中曾根批判の声をいわゆる「ニューリーダー競演」のなかに吸収するなどの戦術をとってきた。また、二世紀への転換の潮流と、変化よりも安定を願う国民のムードを利用し、勝利をえたのである。しかし、円高不況、貿易摩擦、財政破綻など自民党政の政策の行き詰まりは明らかであり、今後の政局は決して平穏ではない。

一、わが党は「ニュー社会党」としての再生の課題に取り組んできたが、それがまだ実を結ばないうちに今回の試練を迎えた。厳しさは覚悟していたことであるが、この結果にひるむことなく、「新宣言」の路線・政策のもとに再生の努力をさらに重ねる決意である。

とりわけ党の活動領域のせまさ、選挙準備の不足を克服し、候補者の若返りと新人擁立の積極化を図るなどの改革に全力を注ぎ、休むことなく明年的統一自治体選挙の勝利にむけて全力を集め、休むことなく明年的統一自治体選挙の勝利にむけて全力を集め、

一、今回の選挙で發揮された中曾根政治に対決する野党の結束は、今後の政局に臨んでも大切に維持・発展させる必要がある。わが党はこの結束の力によつて、予想される政治反動と国民生活抑圧の動きを阻止するために戦い抜く。

わが党は今回の選挙に寄せられた国民のご支援に心から感謝し、選挙中の公約を守つてその実現に努力しつつ党の改革と再生に全力をつくすことを誓う。

一九八六年七月七日

十八日の参院選がスタートする。中曾根党が掲げる「戦後政治の終焉」の評議を問へ、衆院での安定多数を獲得し、自民党対し、新自は躍進成

〈資料1〉

実績を強調 対決色鮮明に

自 民 党

十八日の参院選がスタートする。中曾根党が掲げる「戦後政治の終焉」の評議を問へ、衆院での安定多数を獲得し、自民党対し、新自は躍進成

最大の争点は 「増税」問題

社 会 党

中曾根政治の 危険性つく

公 明 党



7 党の減税案

(単位億円)

<資料2>

	おもな内容	規模	おもな財源 (カッコ内は金額)
自民	累進税率を緩和し、所得税と住民税を合わせた最高税率（現行78%）を6割台に。サラリーマンに経費の実領控除を選択制で認める。専業主婦に特別控除。法人税の表面税率（62.8%）を4割台に引き下げ。	?	▽行革による政府経費の節約 (?) ▽徴税方法の改革 (?) ▽NTTや日航の政府持ち株売却 (?) ▽国有財産の処分 (?)
社会	課税最低限（235万円）を273万円に引き上げ。住民減税、教育減税、退職所得減税、パート減税、年金減税など。	23,000	▽有価証券取引税の税率を2倍に (8,500) ▽医師優遇税制の廃止 (1,030) ▽受け取り配当益金不算入制度の廃止 (1,780) ▽退職給与引当金繰り入れ限度額の引き下げ (1,260) ▽株式時価差益への課税 (1,900) ▽利子配当課税の税率アップ (1,400) ▽納税環境の整備 (1,500)など
公明	課税最低限の引き上げ。中間所得層を中心に累進税率を緩和。住宅、教育、パート、内職減税などの政策減税。	20,000	▽有価証券取引税のアップ (4,850) ▽貸し倒れ・退職給与引当金繰り入れ限度額の引き下げ (4,500) ▽円高差益を対象とした会社臨時特別税の復活 (2,000~3,000) ▽納税環境整備 (4,500) ▽税外収入（日銀納付金、外為資金特別会計からの繰り入れ、NTT株売却益） (?) ▽景気浮揚による増収 (3,000)など
民社	2分2乗方式の導入、課税最低限の引き上げ、税率構造の見直しによる所得税、住民税減税（15,000）。住宅、教育、パート・内職、退職所得、年金などの政策減税（5,000）。投資減税（3,000）。	23,000	▽有価証券取引税の引き上げなど (3,000) ▽貸し倒れ引当金繰り入れ限度額の引き下げ (2,000) ▽マル優の限度管理強化など (1,500) ▽脱税の防止 (3,000) ▽積極経済政策による自然増収 (3,500) ▽国有資産の売却 (4,000) ▽NTT株売却益の見込み超過分 (2,000) ▽自治体の行革による経費節減 (3,000)など
共産	所得税の課税最低限を300万円に引き上げ（18,000）、住民税も減税（7,000）	25,000	▽外国税額控除の一部廃止 (2,500) ▽株式時価差益への課税 (5,000) ▽受け取り配当益金不算入制度の廃止 (1,900) ▽退職給与引当金繰り入れ限度額の引き下げ (1,000) ▽法人事業税損金算入制度の廃止 (5,800) ▽会社臨時特別税の復活 (2,000) ▽有価証券取引税のアップなど (2,000) ▽利子配当課税の源泉分離税率引き上げ (2,000)など
新自ク	累進税率の緩和、2分2乗方式の導入、税率のフラット化、妻への減税措置、源泉所得税と申告所得税の格差是正などによる所得税減税（30,000）、法人税の実効税率引き下げ（20,000）	50,000	▽租税特別措置の原則全廃 (12,000) ▽赤字法人課税 (7,800) ▽マル優・郵貯の不正利用防止 (4,500) ▽脱税行為の防止 (2,500) ▽医師優遇税制の廃止 (580) ▽歳出の大額削減など (?)
社民連	所得控除、給与所得控除の引き上げ、税率構造の見直しなどによる所得税減税（16,200）、住宅、教育、パート・内職、老年者年金、退職所得などの政策減税（5,000）、住民税の減税（1,800）	23,000	▽有価証券取引税の6割アップ (4,000) ▽利子配当所得の源泉分離税率アップ (4,000) ▽納税環境の整備 (2,000) ▽退職給与・貸し倒れ引当金繰り入れ限度額の引き下げ (2,400) ▽景気浮揚による税収増 (8,000) ▽自治体の行政経費の節減 (1,800)など

中曾根政治を問う自・社の10大争点



首根の汚職
奴の追及を

角先生は下座して首相の地位を得ただけあって、中曾根元閣のもので金権・腐敗が薄まるとはない。表面化しないでもマルコス疑惑や懲奉連汚職、平和相手となつてゐる。(いわば山の一角であつて、特定業者を結んだ政治家が躍進するなか、政界浄化(政治修理)の確立は日本民主主義にとって急務本の民主主義)。

汚職防止へ大胆な措置

ら来て政略の講義は、前回と比
卓抜されてしまつても思
う。が中堅里内閣になつ
て、マルクス疑惑を糾査す
る事件をはじめて見る。而
も続出する。決して問題
が解決せよとは言ひない
のだが、中堅里内閣は打
つたるが如きは、ほし。
なづ争ひがなづかよう
遣づまつてゐる感だ。
(ル・ライ)



西川潤

、農村と都市の「二重資本」と現状のバラバラな援助行政。援助政策を統合するためには、これまで、政府の進めてきた経済協力はモノ中心で、歩き向けは塗上の中近代的な貧しい国モノでもある。

いま日本の政府はODAは「商売の延長」「独裁政権援助」「米軍事援助」マルコス疑惑による戦略援助に反対する立場を取る。

歪んだ外交援助の修正

を一本化すべきだ。

朝日新聞 '86・7・8

国会の新勢力分野

衆院選の確定得票

<資料5>

福島県

◇1区(4-8)

亀岡	高夫⑩自回前	76,897(18.5)
天野	光晴⑪自回前	65,529(15.8)
佐藤	徳雄②社前	61,927(14.9)
粟山	明③自回元	58,430(14.1)
安田	純治無元	47,073(11.3)
増子	輝彦無新	42,575(10.3)
石原健太郎	眞前	41,544(10.0)
池田	敏博無新	21,109(5.1)

◇2区(5-8)

渡部	恒三⑦自回前	104,300(24.1)
伊東	正義⑧自回前	99,187(23.0)
穂積	良行①自回新	77,067(17.8)
滝沢	幸助②民前	46,524(10.8)
渡部	行雄⑤社前	41,672(9.6)
志賀	一夫社新	41,145(9.5)
三富	要共新	13,130(3.0)
星	雅之無新	9,061(2.1)

◇3区(3-5)

田中	直紀②自回前	92,507(30.9)
斎藤	邦吉⑪自回前	70,949(23.7)
上坂	昇⑥社前	64,225(21.4)
坂本	剛二自回新	61,517(20.5)
佐藤	敏彦共新	10,342(3.5)

茨城県

◇1区(4-7)

中山	利生⑤自回元	122,384(23.2)
額賀福志郎	②自回前	111,933(21.2)
葉梨	信行⑧自回前	98,314(18.7)
塙田	延充②民前	88,479(16.8)
天野	等社前	83,310(15.8)
関戸	秀子共新	20,182(3.8)
久保田	孝無新	2,481(0.5)

◇2区(3-4)

梶山	静六⑥自回前	116,830(35.9)
城地	豊司③社前	109,863(33.8)
塙原	俊平⑤自回前	84,147(25.9)
海老沢文範	共新	14,356(4.4)

◇3区(5-7)

中村喜四郎	⑤自回前	124,880(25.2)
丹羽	雄哉④自回前	102,583(20.7)
二見	伸明⑥公前	71,844(14.5)
竹内	猛⑥社前	63,104(12.7)
赤城	宗徳⑯自回前	62,625(12.6)
森	茂自回新	51,494(10.4)
奈良	達雄共新	19,686(4.0)

栃木県

◇1区(5-9)

渡辺美智雄	⑨自回前	133,035(27.4)
船田	元④自回前	83,339(17.2)
広瀬	秀吉⑨社前	62,002(12.8)
稻葉	誠一⑥社前	59,459(12.3)
森山	欽司⑬自回前	55,710(11.5)
蓮実	進無新	52,808(10.9)
水本	務民新	26,163(5.4)
滝	友二共新	11,407(2.4)

当	小野	信一③社元	73,678(17.4)
△	小川	仁一社前	63,291(15.0)
△	齊藤	信共新	18,781(4.4)

当	◇2区(4-6)	
△	小沢	一郎⑦自回前
△	椎名	素夫④自前
△	沢賀	礼次郎①社新
△	志賀	節⑥自回前

△	菅原喜重郎	民前
△	伊藤	司男共新
△	小野	信一③社元

宮城県

当	◇1区(5-8)	
△	三塚	博⑥自回前
△	愛知	和男⑥自回前
△	伊藤宗	一郎⑨自回前
△	武田	一夫⑥公前

△	戸田	菊雄③社前
△	庄司	幸助③共前
△	太田	幸作社新
△	平沢	暁男無新
△	佐立	昭共新

△	◇2区(4-6)	
△	大石	正光①自回新
△	菊池	福治郎⑥自回前
△	長谷川	峻⑫自回前
△	内海	英男⑧自回前

△	日野	市朗社前
△	佐立	昭共新
△	大石	正光①自回新

栃木県

当	◇1区(4-7)	
△	野呂田	芳成②自回前
△	佐藤	敬夫①自回新
△	佐藤	敬治⑥社前
△	二田	孝治①自回新

△	中川	利三郎共前
△	高橋	久也社新
△	小畠	元無回新
△	佐立	昭共新

△	◇2区(3-6)	定数1減
△	村岡	兼造⑤自回前
△	笛山	登生③自回前
△	川俣	健二郎⑦社前
△	御法川	英丈無回新

△	細谷	昭雄社前
△	最上	健造共新
△	鷲谷	道彦⑤自回前
△	佐藤	敬夫④自回新

山形県

当	◇1区(4-8)	
△	鹿野	道彦⑤自回前
△	近藤	鉄雄⑦自回前
△	遠藤	武彦①自回新
△	榎本	和平②自回前

△	五木	千鶴⑤自回前
△	渡辺	三郎無前
△	塙田	武無新
△	我妻	勇一共新
△	加藤	紘一⑧自回前

△	◇2区(3-5)	定数1減
△	近岡	理一郎③自回前
△	阿部	昭吾⑧社前
△	佐藤	謙社前
△	若林	喬二共新

当	高橋 一郎①自④新	84,109(17.9)
当	松本 善明②共 前	73,239(15.6)
当	金子 みつ②社 前	69,606(14.8)
当	大久保直彦⑦公 前	65,418(13.9)
当	藤原哲太郎 民 前	45,574(9.7)
当	岩附 茂 嘉 新	22,812(4.8)
当	日高 達夫 無 新	12,643(2.7)
当	松田 幸子 諸 新	5,574(1.6)

△	◆ 5 区 (3-5)	
当	中村 靖⑤自④前	97,338(26.1)
当	長田 武士⑥公 前	75,770(20.3)
当	高沢 寛男⑥社 前	71,505(19.2)
△	小林 興起 無④新	69,322(18.6)
△	木谷 八士 共 新	58,758(15.8)

△	◆ 6 区 (4-6)	
当	柿沢 弘治③自④前	89,166(23.5)
当	有島 重武⑧公 前	72,250(19.1)
当	不破 哲三⑦共 前	70,120(18.5)
当	天野 公義①自④元	62,224(16.4)
△	伊藤 昌弘 民 前	60,191(15.9)
△	鮫島 将夫 社 新	24,725(6.5)

△	◆ 7 区 (4-6)	
当	小沢 漢④自④前	173,623(25.9)
当	菅 直人③地 前	136,482(20.3)
当	大野 漢⑧公 前	115,383(17.2)
△	工藤 晃④共 前	106,060(15.8)
△	常松 裕志 社 新	87,515(13.0)
△	大松 明則 民 新	51,750(7.7)

△	◆ 8 区 (3-4)	
当	鳩山 邦夫④自④前	65,008(27.8)
当	深谷 隆司⑤自④前	62,984(27.0)
当	金子 満広④共 元	55,098(23.6)
△	中川 嘉美 公 前	50,485(21.6)

△	◆ 9 区 (3-5)	
当	中島 武敏⑥共 前	95,881(24.1)
当	中村 巍②公 前	92,005(23.2)
当	浜野 刚④自④前	89,872(22.6)
△	前田福三郎 自④新	76,573(19.3)
△	山崎 芳子 無 新	42,896(10.8)

△	◆ 10 区 (5-6)	
当	竹入 義勝⑧公 前	149,594(22.4)
当	鯨岡 兵輔⑨自④前	126,993(19.0)
当	島村 宜伸④自④前	118,555(17.7)
当	渋沢 利久④社 前	96,382(14.4)
△	佐藤 祐弘②共 前	91,004(13.6)
△	田島 鶴 嘉 新	86,613(12.9)

△	◆ 11 区 (5-9) 定数 1 増	
当	石渡 照久①自④新	136,449(16.6)
当	石川 要三⑥自④前	136,067(16.5)
当	山花 貞夫⑤社 前	132,939(16.2)
当	齊藤 節②公 前	122,847(14.9)
当	岩佐 恵美③共 元	116,996(14.2)
△	伊藤 公介 嘉 前	113,056(13.7)
当	山本 忠雄 民 新	36,235(4.4)
当	吉田 勉 サ 新	26,437(3.2)
当	末岡 健一 諸 新	1,735(0.2)

△	◆ 12 区 (4-6)	
当	小此木彥三郎⑦自④前	136,108(26.4)
当	伏木 和雄⑧公 前	94,001(18.2)
当	伊藤 茂⑤社 前	90,147(17.5)
当	鈴木 恒夫①鈴 新	70,793(13.7)
△	三浦 隆 民 前	67,838(13.1)
△	齊藤 淑子 共 新	57,529(11.1)

△	◆ 13 区 (5-10)	
当	小泉純一郎④自④前	167,838(20.8)
当	市川 雄一⑥公 前	128,381(15.9)

当	沢田 広⑤社 前	105,376(22.5)
当	和田 一仁④民 前	99,802(21.3)
当	上田 清司 嘉 新	69,595(14.8)
△	飯塚 博之 共 新	64,687(13.8)

△	◆ 14 区 (5-8) 定数 1 増	
当	白井 日出男③自④前	124,074(16.8)
当	江口 一雄①自④新	119,055(16.1)
当	鳥居 一雄⑥公 前	114,824(15.5)
当	岡島 正之①自④新	98,276(13.3)
当	柴田 鹿夫⑥共 前	97,900(13.2)
当	上野 建一 社 前	92,993(12.6)
当	小島 孝之 民 新	88,557(12.0)
△	脇本 和 無 新	4,382(0.6)

△	◆ 15 区 (4-7)	
当	水野 七郎⑦自④前	101,494(26.0)
当	山村 新治郎⑧自④前	86,838(22.2)
当	小川 国彦⑥社 前	72,938(18.7)
当	林 大幹⑤自④前	61,624(15.8)
当	角田 邦男 無 新	38,260(9.8)
当	関 一夫 共 新	15,197(3.9)
△	宇野 裕 無 新	14,542(3.7)

△	◆ 16 区 (5-8)	
当	浜田 幸一①自④前	105,908(23.1)
当	石橋 一弥⑤自④前	75,275(16.4)
当	森 美秀⑦自④前	75,089(16.4)
当	中村正三郎④自④前	66,689(14.5)
当	吉浦 忠治④公 前	61,615(13.4)
当	辻田 実 社 新	54,896(12.0)
△	丹下 敬二 共 新	12,146(2.6)
△	細木 久慶 無 新	7,371(1.6)

△	◆ 17 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,089(7.6)
△	小山善次郎 民 新	38,887(5.7)

△	◆ 18 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,089(7.6)
△	小山善次郎 民 新	38,887(5.7)

△	◆ 19 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,089(7.6)
△	小山善次郎 民 新	38,887(5.7)

△	◆ 20 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,089(7.6)
△	小山善次郎 民 新	38,887(5.7)

△	◆ 21 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,089(7.6)
△	小山善次郎 民 新	38,887(5.7)

△	◆ 22 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,089(7.6)
△	小山善次郎 民 新	38,887(5.7)

△	◆ 23 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,089(7.6)
△	小山善次郎 民 新	38,887(5.7)

△	◆ 24 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,089(7.6)
△	小山善次郎 民 新	38,887(5.7)

△	◆ 25 区 (4-7)	
当	友納 武人④自④前	145,962(21.3)
当	染谷 誠⑤自④元	142,752(20.9)
当	森田 景一③公 前	118,546(17.3)
当	新村 勝雄⑤社 前	105,963(15.5)
当	吉野 幸子 共 新	79,864(11.7)
△	岡戸 光雄 サ 新	52,08

▽ 下平 正一 社 元 57,685(19.7)
福元 博 共 新 15,316(5.2)

岐 鹿 県

◇ 1 区 (5-7)
大野 明⑧自⑨元 130,707(19.2)
武藤 嘉文⑧自⑨前 110,591(16.2)
松田 岩夫①無⑨新 107,657(15.8)
松野 幸泰⑧自⑨前 89,632(13.2)
伏屋 修治④公 前 87,437(12.8)
渡辺 鳩藏 社 前 78,228(11.5)
▽ 篠輪 幸代 共 前 76,481(11.2)

◇ 2 区 (4-7)
渡辺 栄一⑨自⑩前 98,616(22.8)
金子 一義①自⑨新 89,772(20.8)
古屋 亨⑧自⑨前 88,961(20.6)
山下八洲夫②社 前 70,658(16.3)
▽ 村井 勝喜 民 新 55,844(12.9)
永江 正道 共 新 18,153(4.2)
山本 鉛 無 新 10,563(2.4)

青 争 鹿 県

◇ 1 区 (5-8)
大石 千八⑧自⑨前 135,018(18.7)
原田昇左右⑤自⑨前 124,453(17.3)
松前 仰②社 前 106,384(14.8)
薮仲 義彦⑥公 前 101,671(14.1)
戸塚 進也②自⑨前 101,079(14.0)
栗田 翠 共 元 79,640(11.0)
牧野 聖修 無 新 70,989(9.8)
大村 忠 無 新 1,938(0.3)

◇ 2 区 (5-7)
杉山 恵夫①自⑨新 109,778(18.0)
栗原 祐幸⑦自⑨前 102,273(16.7)
斎藤斗志二①自⑨新 98,994(16.2)
前島 秀行①社 新 97,616(16.0)
木部 佳昭⑦自⑨前 95,767(15.7)
渡辺 朗 民 前 88,863(14.5)
鶴谷 鉄男 共 新 17,591(2.9)

◇ 3 区 (4-6)
塙谷 一夫⑦自 元 128,644(23.7)
柳沢 伯夫②自⑨元 119,915(22.1)
熊谷 弘②自⑨前 114,067(21.0)
安倍 基雄②民 前 80,862(14.9)
元信 究 社 前 79,460(14.6)
中村 敏隆 共 新 19,910(3.7)

矢 口 県

◇ 1 区 (4-8)
今枝 敬雄②自⑨元 92,175(20.9)
柴田 弘④公 前 73,116(16.6)
春日 一幸⑥民 前 72,346(16.4)
田中美智子⑥無 前 66,649(15.1)
横山 利秋 社 前 66,564(15.1)
田辺 広雄 無⑨新 59,407(13.5)
丹羽 章夫 無 新 7,200(1.6)
秋山 秀男 諸 新 3,171(0.7)

◇ 2 区 (4-8)
丹羽 兵助①自⑨前 124,960(19.2)
久野 忠治⑪自⑨元 113,772(17.4)
青山 丘⑥民 前 108,553(16.6)
草川 雄 社 前 93,991(14.4)
網岡 諸 共 新 38,355(5.9)
鵜飼 裕之 無⑨新 37,963(5.8)
森田 義尚 無⑨新 32,737(5.0)

◇ 2 区 (3-7)
綿貫 民輔⑦自⑨前 75,711(24.8)
片岡 清一⑨自⑨前 59,448(19.5)
木間 章④社 前 51,479(16.9)
▽ 萩山 敦巖 無 新 42,369(13.9)
吉田 力 無 新 38,811(12.7)
▽ 橋 康太郎 無 新 32,582(10.7)
川崎 伸一 共 新 4,987(1.6)

◇ 1 区 (3-5)
森 喜朗⑦自⑨前 147,768(39.1)
奥田 敬和⑦自⑨前 98,666(26.1)
島崎 譲⑥社 前 78,846(20.9)
宮本 一二 民 新 35,533(9.4)
内藤 英一 共 新 16,828(4.5)
◇ 2 区 (2-3) 定数 1減
瓦 力⑨自⑨前 88,629(46.1)
坂本三十次⑧自⑨前 86,198(44.8)
大川 末男 共 新 17,537(9.1)

◇ 全県区 (4-7)
牧野 隆守③自⑨元 101,106(21.6)
辻 一彦②無 前 96,949(20.7)
福田 一④自 前 95,104(20.3)
平泉 渉④自⑨前 81,960(17.5)
横手 文雄 無 前 56,489(12.1)
館山不二夫 無 新 24,687(5.3)
南 秀一 共 新 12,311(2.6)

◇ 全県区 (5-7)
金丸 信⑪自⑨前 112,530(22.8)
堀内 光雄⑥自⑨前 82,388(16.7)
中尾 栄一⑦自⑨元 79,517(16.1)
田辺 国男⑦自⑨前 72,384(14.7)
上田 利正①社 新 66,013(13.4)
田中 克彦 社 前 61,128(12.4)
石丸あきじ 共 新 19,218(3.9)

◇ 1 区 (3-5)
若林 正俊②自⑨前 78,631(23.9)
清水 勇⑤社 前 77,602(23.6)
小坂善太郎⑥自 元 75,299(22.9)
田中 秀征 自⑨前 73,301(22.3)
石坂 千穂 共 新 24,101(7.3)
◇ 2 区 (3-5)
羽田 孜⑦自⑨前 88,908(34.1)
井出 正一①自⑨新 60,328(23.1)
中村 茂⑥社 前 58,537(22.4)
平野 成基 無 新 38,354(14.7)
藤原 超 共 新 14,712(5.6)

◇ 3 区 (4-6)
宮下 創平④自⑨前 92,783(26.7)
中島 衛④自⑨前 77,128(22.2)
小川 元①自⑨新 62,833(18.1)
串原 義直③社 前 53,075(15.3)
木島日出夫 共 新 44,210(12.7)
今村 忠雄 民 新 17,446(5.0)
◇ 4 区 (3-5)
唐沢俊二郎⑦自⑨前 80,554(27.5)
村井 仁①自⑨新 78,802(26.9)
小沢 貞孝⑦民 前 60,555(20.7)

田川 誠一⑩自 前 121,641(15.0)
岩垂寿喜男⑩社 前 117,543(14.5)
中路 雅弘④共 元 102,731(12.7)
小川 泰 民 前 96,557(11.9)
河野 鉄雄 無⑨新 32,270(4.0)
原田 義昭 無 新 31,671(3.9)
山本 正治 諸 新 5,486(0.7)
宮崎 欣子 無 新 4,453(0.6)

◇ 3 区 (4-6) 定数 1増
橋本 文彦②公 前 140,930(20.8)
加藤 万吉⑥社 前 136,369(20.1)
甘利 明②自 前 125,563(18.5)
戸沢 政方④自⑨元 121,846(18.0)
藤井 裕久 自⑨新 95,331(14.1)
河野 幸司 共 新 56,971(8.4)

◇ 4 区 (4-6)
大出 俊⑨社 前 176,254(24.0)
一郎④自⑨前 156,101(21.3)
佐藤 草野 咲⑤公 前 128,100(17.5)
田中 麗秋②民 前 125,661(17.1)
小泉 初恵 共 新 91,351(12.5)
新堀 豊彦 無 新 55,703(7.6)

◇ 5 区 (3-5)
亀井 善之⑧自⑨元 145,553(29.1)
河野 洋平⑨自 前 125,043(25.0)
河村 勝⑦民 前 110,197(22.0)
富塚 三夫 社 前 97,762(19.5)
熊田 和武 共 新 21,895(4.4)

◇ 1 区 (3-5)
小沢 辰男⑩自⑨前 118,771(32.2)
近藤 元次④自⑨前 104,267(28.3)
閑山 信之②社 前 66,699(18.1)
山本悌二郎 民 元 58,376(15.8)
相沢 朝子 共 新 20,555(5.6)
◇ 2 区 (3-7) 定数 1減
佐藤 隆⑤自 前 74,084(23.1)
渡辺 紘三⑥自⑨前 64,785(20.2)
稻葉 修④自⑨前 58,928(18.4)
吉田 正雄 社 新 52,690(16.5)
斎藤 一保 社 新 32,842(10.3)
栗原 博久 無 新 28,251(8.8)
小日向昭一 共 新 8,554(2.7)

◇ 3 区 (5-7)
田中 角栄⑥無⑨前 179,062(40.0)
坂下 富男①社 新 72,729(16.3)
渡辺 秀央⑤自⑨前 63,554(14.2)
桜井 新③自 前 62,189(13.9)
村山 達雄⑨自⑨前 49,692(11.1)
丸山 久明 共 新 16,332(3.7)
西川 攻 無 新 3,758(0.8)

◇ 4 区 (2-6) 定数 1減
高島 修⑦自⑨前 71,780(28.6)
白川 勝彦④自⑨前 65,488(26.1)
筒井 信隆 社 新 57,560(22.9)
宮越 馨 無⑨新 30,906(12.3)
佐藤 節夫 無 新 20,401(8.1)
田中 徳光 共 新 4,700(1.9)

◇ 1 区 (3-5)
住 栄作⑨自⑨前 99,420(28.1)
安田 修三⑤社 前 84,028(23.7)
玉生 孝久④自⑨元 83,562(23.6)
野上 徹 自⑨前 77,053(21.8)
田中 高良 共 新 9,780(2.8)

冬柴 鉄三	①公 新	126,882(15.7)
土井たか子	⑦社 前	121,594(15.1)
鴻池 祥鑑	①自⑩新	111,013(13.7)
堀 昌雄	⑩社 前	95,050(11.8)
藤木 洋子	共 前	93,339(11.6)
宮本 一三	無⑩新	66,423(8.2)
辻 泰弘	民 新	47,886(5.9)
◇ 3 区(3-6)		
井上 喜一	①自⑩新	112,508(24.1)
渡海紀三郎	①自⑩新	88,735(19.0)
永井 孝信	③社 前	85,088(18.2)
駒谷 明	公 前	78,154(16.7)
塙田 晋	民 前	74,954(16.0)
石井 晋	共 新	27,845(6.0)
◇ 4 区(4-6)		
松本 十郎	⑥自⑩元	101,673(22.2)
河本 敏夫	⑯自⑩前	95,593(20.9)
戸井田三郎	⑤自⑩前	81,953(17.9)
新井 彰之	⑥公 前	76,734(16.7)
後藤 茂	社 共	72,704(15.9)
友久 裕美	共 新	29,693(6.5)
◇ 5 区(2-6) 定数1減		
谷 洋一	⑤自⑩前	65,181(30.9)
佐々木良作	②民 前	55,125(26.2)
西山敬次郎	自⑩前	51,689(24.5)
吉岡 賢治	社 新	31,624(15.0)
前田 均	共 新	6,379(3.0)
岡本憲太郎	無 新	620(0.3)

奈良県

◇ 全県区(5-7)		
奥野 誠亮	⑨自 前	126,605(19.2)
前田 武志	①自⑩新	115,848(17.6)
森本 晃司	②公 前	97,905(14.8)
辻 第一	④公 前	89,269(13.5)
吉田 之久	⑦民 前	78,583(11.9)
川本 敏美	社 元	78,176(11.8)
鍛田忠三郎	自⑩前	73,529(11.1)

和歌山県

◇ 1 区(3-4)		
中西 啓介	④自⑩前	119,331(36.4)
坂井 弘一	⑦公 前	77,398(23.6)
野間 友一	⑥共 前	75,786(23.1)
玉置 裕康	自⑩新	55,032(16.8)
◇ 2 区(3-5)		
玉置 和郎	②自 前	77,053(27.9)
二階 俊博	②自⑩前	58,722(21.2)
東 力	②自⑩前	57,313(20.7)
野田 実	無⑩新	50,371(18.2)
井上 敦	共 元	33,172(12.0)

鳥取県

◇ 全県区(4-8)		
平林 鴻三	②自⑩前	71,015(18.6)
相沢 英之	⑥自⑩前	69,933(18.3)
野坂 浩賢	⑥社 元	66,067(17.3)
石破 茂	①自⑩新	56,534(14.8)
熊谷 信孝	公 新	51,632(13.5)
武部 文	社 前	46,917(12.3)
島田 充	無 新	11,307(3.0)
保田 駿美	共 新	8,097(2.1)

兵庫県

▼ 竹村 幸雄	社 元	32,263(8.9)
▼ 加地 和彌	元	25,911(7.2)
△ 2 区(5-7)		
寺前 巍	⑥共 元	155,817(20.6)
野中 広務	③自⑩前	143,809(19.0)
谷垣 賞一	⑨自⑩前	137,705(18.2)
西中 清	⑥公 前	115,516(15.2)
玉置 一弥	⑥民 前	100,620(13.3)
山中 未治	社 前	100,333(13.2)
由良 隆	諸 新	4,026(0.5)

大阪府

△ 1 区(3-6)		
小谷 輝二	②公 前	81,743(25.5)
正森 成二	⑥共 前	77,751(24.2)
湯川 宏	⑤自⑩前	73,989(23.0)
大矢 卓史	民 新	43,407(13.5)
柳本 卓治	無 新	37,974(11.8)
西川 英二	諸 新	6,182(1.9)
△ 2 区(5-6)		
中山 正暉	⑦自⑩前	135,312(24.7)
浅井 美幸	⑧公 前	121,827(22.3)
東中 光雄	⑦共 前	105,300(19.3)
左近 正男	②社 前	70,952(13.0)
中村 正雄	⑥民 前	61,220(11.2)
前田 正	無 新	52,126(9.5)
△ 3 区(5-6) 定数1増		
原田 憲	⑫自⑩前	173,947(22.9)
井上 一成	⑤社 前	145,068(19.1)
近江江口記	⑦公 前	137,575(18.1)
村上 弘	④共 元	122,051(16.1)
中野 寛成	⑤民 前	104,006(13.7)
阿部 令子	無 新	75,749(10.0)

△ 4 区(4-5)		
塙川正十郎	⑧自⑩前	203,387(30.5)
上田 卓三	⑥社 前	144,265(21.7)
矢野 純也	⑧公 前	140,553(21.1)
経塚 幸夫	②共 前	111,400(16.7)
中田 昌秀	民 新	66,427(10.0)
△ 5 区(4-6)		
中山 太郎	①自⑩新	153,550(20.5)
正木 良明	⑧公 前	149,484(19.9)
藤田 スミ	④共 前	137,274(18.3)
西村 章三	⑤民 前	119,476(15.9)
和田 順子	社 前	107,522(14.3)
木野 雅夫	自⑩新	82,337(11.0)
△ 6 区(3-4)		
左藤 恵	⑦自⑩前	102,200(31.2)
矢追 秀彦	②公 前	79,672(24.3)
石井 郁子	①共 新	76,197(23.3)
中馬 弘毅	身 前	69,603(21.2)
△ 7 区(3-4)		
中村 正男	②社 前	147,638(27.7)
北川 石松	⑤自⑩前	143,191(26.8)
春田 重昭	⑥公 前	129,815(24.3)
四ツ谷光子	共 元	113,250(21.2)

滋賀県

△ 1 区(5-6)		
石井 一郎	⑧公 前	107,321(17.6)
渡部 洋	⑦共 前	97,710(16.0)
河上 民雄	⑦社 前	97,588(16.0)
砂田 重民	⑦自⑩前	95,561(15.7)
永江 仁	民 前	80,210(13.2)
△ 2 区(5-8)		
原 健三郎	⑦自⑩前	145,311(18.0)

△ 3 区(3-5)		
海部 俊樹	⑩自⑩前	133,829(28.1)
江崎 真澄	⑩自⑩前	131,763(27.7)
佐藤 観樹	⑦社 前	94,912(19.9)
森 治男	民 新	83,575(17.5)
祖父江義男	共 新	32,335(6.8)
△ 4 区(4-8)		
伊藤 英成	②民 前	155,972(26.1)
浦野 依興	④自⑩前	120,599(20.2)
杉浦 正健	①自⑩新	99,774(16.7)
稻垣 実男	⑥自⑩前	96,830(16.2)
川島 康	社 新	52,512(8.8)
八田 広子	共 新	45,978(7.7)
中原 義正	無 新	16,033(2.7)
藤川 千秋	無 新	9,749(1.6)
△ 5 区(3-7)		
村田敬次郎	⑦自⑩前	93,618(26.6)
上村千一郎	⑩自⑩前	74,837(21.2)
早川 勝	①社 新	56,918(16.1)
近藤 豊	無⑩前	52,370(14.9)
浅野 勝人	無⑩新	52,244(14.8)
三浦 敬三	共 新	19,578(5.6)
中島 治彦	無 新	3,032(0.9)
△ 6 区(4-6)		
塙本 三郎	⑧民 前	103,398(23.2)
片岡 武司	①自⑩新	91,540(20.5)
石田幸四郎	⑦公 前	74,885(16.8)
安藤 巍	巖④共 元	71,619(16.1)
横江 金夫	社 前	65,755(14.7)
細野 純子	無 新	38,927(8.7)

△ 1 区(5-8)		
川崎 二郎	②自⑩元	124,800(19.5)
山本 幸雄	⑦自⑩前	110,525(17.3)
北川 正志	②自⑩前	105,683(16.5)
坂口 力	⑥公 前	97,835(15.3)
伊藤 忠治	②社 前	90,204(14.1)
中井 治	民 前	84,573(13.2)
馬場 久勝	共 新	24,290(3.8)
板倉 重永	諸 新	2,082(0.3)
△ 2 区(4-5)		
田村 元	⑫自⑩前	104,966(32.6)
藤波 孝生	⑧自⑩前	91,515(28.4)
角屋堅次郎	⑪社 前	60,669(18.8)
野呂 昭彦	②自⑩前	48,338(15.0)
大東 政司	共 新	16,618(5.2)
△ 3 区(5-8)		
武村 正義	①自⑩新	125,220(20.2)
山下 元利	⑧自⑩前	102,474(16.5)
宇野 宗佑	⑩自⑩前	90,071(14.5)
野口 幸一	⑤社 前	82,711(13.3)
川端 達夫	①民 新	80,432(13.0)
瀬崎 博義	共 前	77,142(12.4)
川島 信也	自⑩新	61,707(10.0)
△ 4 区(5-8)		
△ 4 区(5-8)		
奥田 幹生	③自⑩前	58,861(16.3)
伊吹 文明	②自 前	51,514(14.2)
竹内 勝彦	⑥公 前	51,315(14.2)
藤原ひろ子	④共 元	49,739(13.7)
永末 英一	⑨民 前	46,160(12.8)
梅田 勝	共 前	46,099(12.7)

当	神崎 武法②公 前	135,536(14.4)
当	河野 正⑧社 前	108,952(11.6)
▽	吉村剛太郎 自⑩新	79,748(8.5)
▽	津野 嘉代 共 新	58,563(6.2)
▽	薦野 健 自⑩新	47,370(5.0)
◇ 2 区(5-6)		
当	麻生 太郎③自⑩元	134,179(23.7)
当	多賀谷真穂②社 前	97,965(17.3)
当	北橋 健治①民 新	93,981(16.6)
当	三原 朝彦①自⑩新	83,204(14.7)
当	大橋 敏雄⑧公 前	82,561(14.6)
当	小沢 和秋 共 前	75,373(13.8)
◇ 3 区(5-10)		
当	古賀 正浩①自⑩新	96,950(20.2)
当	古賀 誠⑨自⑩前	92,807(19.4)
細谷 治崩⑨社 前	77,065(16.1)	
権藤 恒大④公 前	72,426(15.1)	
山崎平八郎⑦自⑩前	67,107(14.0)	
島津 尚純 民 新	34,922(7.3)	
久後 勝幸 共 新	16,642(3.5)	
櫛橋 進 元	16,344(3.4)	
川口 穂無 新	3,983(0.8)	
大倉 英生 諸 新	1,077(0.2)	
◇ 4 区(4-6)		
当	自見庄三郎②自⑩前	100,591(21.7)
当	鍛治 清④公 元	89,171(19.2)
当	尾形 智矩①自⑩新	88,326(19.1)
当	中西 繁介⑥社 前	82,381(17.8)
当	三浦 久 共 前	73,412(15.8)
▽	村田 直治 民 新	29,496(6.4)

佐賀県

◆ 全県区(5-7)

当	大坪健一郎⑧無⑩元	96,815(19.1)
当	保利 耕輔④自⑩前	91,114(18.0)
当	山下 徳夫⑦自⑩前	91,018(18.0)
当	愛野興一郎⑥自⑩前	83,264(16.4)
当	緒方 克陽①社 新	76,791(15.2)
当	坂井 隆憲 自⑩新	53,351(10.5)
当	平林 正勝 共 新	14,172(2.8)

長崎県

◆ 1 区(5-8)

当	西岡 武大⑧自 元	122,412(23.7)
当	倉成 正⑪自⑩前	84,356(16.4)
当	田口 健二①社 新	77,712(15.1)
当	小淵 正義④民 前	76,370(14.8)
当	久間 章生⑧自⑩前	71,737(13.9)
当	宮崎 角治 公 前	65,068(12.6)
当	五島 久嗣 共 新	13,638(2.6)
当	中根 寛 諸 新	4,244(0.8)

◆ 2 区(4-9)

当	金子原二郎②自⑩前	62,102(17.6)
当	石橋 政嗣②社 前	60,625(17.2)
当	松田 九郎②自⑩前	50,367(14.3)
当	虎島 和夫①自⑩新	49,880(14.1)
当	光武 順 無 新	48,276(13.7)
当	山田 正彦 無⑩新	39,634(11.2)
当	北村 誠吾 無 新	22,147(6.3)
当	近藤 恵一 無 新	13,829(3.9)
当	清家 宏 共 新	5,821(1.7)

貞本県

◆ 1 区(5-10)

当	野田 純⑧自⑩前	90,029(15.4)
当	魚住 汎英①無⑩新	86,344(14.8)

加藤 碩 共 新 17,308(3.7)

徳島県

◆ 全県区(5-8)

当	後藤田正晴⑥自⑩前	109,468(25.7)
当	三木 武夫⑩自⑩前	73,834(17.3)
当	遠藤 和良②公 前	60,321(14.1)
当	森下 晴⑧自⑩前	60,212(14.1)
当	井上 普方⑧社 前	59,448(13.9)
当	岸 正 無⑩新	31,494(7.4)
当	神野 美昭 共 新	19,605(4.6)
▽	清水 良次 民 新	12,041(2.8)

香川県

◆ 1 区(3-7)

当	藤本 孝雄⑧自⑩前	62,227(21.7)
当	三野 優美①社 新	60,976(21.3)
当	木村 義雄①自⑩新	53,762(18.8)
当	福家 俊一⑩自⑩前	52,741(18.4)
▽	真鍋 光広 無⑩新	46,414(16.2)
当	松原 昭夫 共 新	9,424(3.3)
当	木村 吉夫 無 新	821(0.8)

◆ 2 区(3-5)

当	森田 一⑧自⑩前	78,583(29.5)
当	大野 功統①自⑩新	65,788(24.7)
当	月原 茂皓②自⑩前	65,394(24.6)
当	藤井 賢 社 新	50,932(19.1)
▽	野角 满昭 共 新	5,304(2.0)

愛媛県

◆ 1 区(3-7)

当	閔谷 勝嗣⑥自⑩前	74,026(27.1)
当	塙崎 潤⑦自⑩前	59,711(21.8)
当	井上 和久①公 新	50,649(18.5)
当	佐伯 嘉三 社 新	40,285(14.7)
当	宮崎 貞 無⑩新	20,686(7.6)
当	渡部 浩三 無 新	19,210(7.0)
当	山崎 尚明 共 新	9,032(3.3)

◆ 2 区(3-5)

当	越智 伊平⑦自⑩前	79,795(25.3)
当	村上誠一郎①自⑩新	79,171(25.1)
当	森 清④自⑩前	77,963(24.7)
当	藤田 高敏 社 前	70,259(22.2)
当	大河内一郎 共 新	8,599(2.7)

◆ 3 区(3-4)

当	西田 司④自⑩前	91,909(38.2)
当	今井 勇⑥自⑩前	88,657(36.8)
当	田中 恒利④社 前	52,700(21.9)
当	稻垣 豊彦 共 新	7,625(3.2)

高知県

◆ 全県区(5-6)

当	田村 良平⑦自⑩元	79,537(18.3)
当	平石哲作太郎⑤公 前	77,342(17.8)
当	山原健二郎⑦共 前	71,008(16.3)
当	井上 泉⑦社 前	70,872(16.3)
当	大西 正男⑧自⑩前	69,808(16.1)

◆ 1 区(5-8)

当	山崎 拓⑥自⑩前	188,279(20.0)
当	柄崎弥之助⑨元	179,066(19.1)
当	太田 誠一⑧自⑩前	141,730(15.1)

島根県

◆ 全県区(5-7)

竹下	登⑪自⑩前	139,903(27.9)
義雄	登⑩自⑩前	80,384(16.1)
細田	吉蔵⑩自⑩前	75,629(15.1)
石橋	吉原①社 新	53,707(10.7)
吉原	米治⑥社 前	52,686(10.5)
中林	佳子 共 前	50,363(10.1)
龜井	久興 無⑩新	48,146(9.6)

山口県

◆ 1 区(5-7)

江田	五月②母 前	87,815(17.2)
逢澤	一郎①自⑩新	84,814(16.6)
大村	斐治⑧自⑩前	80,509(15.8)
平沼	日笠③自⑩前	72,673(14.2)
日笠	勝之②公 前	71,489(14.0)
矢山	有作 社 前	66,458(13.0)
則武	真一 元	47,106(9.2)

◆ 2 区(5-6)

谷川	六月⑧自⑩元	142,609(28.3)
橋本	竜太郎⑨自⑩前	132,067(26.2)
林	保大⑧民 元	68,943(13.7)
水田	稔④社 前	68,232(13.5)
貝沼	次郎⑥公 前	65,659(13.0)
田中	政利 共 新	26,252(5.2)

広島県

◆ 1 区(3-5)

栗屋	敏信①自⑩新	168,201(29.7)
岸田	文武④自⑩前	129,949(22.9)
大原	亨⑪社 前	117,801(20.8)
福岡	康夫 公 前	115,261(20.4)
高村	是懿 共 新	35,060(6.2)

◆ 2 区(4-6)

谷川	和穂⑧自⑩元	93,578(23.8)
増岡	博之⑦自⑩前	75,188(19.1)
中川	秀直④自⑩前	72,114(18.4)
池田	行彦⑤自⑩前	71,130(18.1)
森井	忠良 社 前	69,160(17.6)
藤谷	恵三 共 新	11,462(2.9)

◆ 3 区(5-7)

龜井	静香④自⑩前	116,514(22.5)
宮沢	喜一⑧自⑩前	106,660(20.6)
佐藤	守良⑦自⑩前	75,944(14.7)
古川	雅司⑥公 前	68,372(13.2)
岡田	正勝④民 前	66,487(12.8)
小森	龍邦 社 新	63,657(12.3)
村井	明美 共 新	19,798(3.8)

山口県

◆ 1 区(4-6)

安倍晋太郎⑩自⑩前	139,123(34.7)	
義郎⑦自⑩前	81,312(20.3)	
田中	竜夫⑩自⑩前	70,093(17.5)
浜西	鉄雄②社 前	54,951(13.7)
安広	欣記 民 新	30,411(7.6)
山本	丈夫 共 新	25,279(6.3)

沖縄県

△全県区(5-7)
小渡 三郎②自@元 現 108,995(18.5)
上原 康助⑦社 前 99,873(16.9)
宮里 松正①自@新 99,104(16.8)
玉城 栄一⑥公 前 95,837(16.3)
瀬長亀次郎⑦共 前 91,685(15.6)
仲村 正治 自@前 91,583(15.5)
伊差川 昇 無 新 2,444(0.4)

村山 智 共 新 8,802(3.5)
△ 3 区(2-4) 定数1席
中山 貞則⑩自@前 87,672(40.4)
二階堂 進⑪自@前 76,898(35.5)
上西 和郎 社 前 50,304(23.2)
柴立 俊明 共 新 2,006(0.9)
△ 奈美群島区(1-3)
保岡 興治⑨自@前 50,965(51.2)
徳田 虎雄 無 新 47,424(47.6)
島長 国積 共 新 1,235(1.2)

朝日新聞 '86・7・8

〈資料6〉

参院選の確定得票

選挙区

八百板 正②社 現 325,386(29.1)
△ 阿部裕美子 共 新 135,242(12.1)
▽ 土田 充 民 新 100,803(9.0)

関東

△ 茨城県(2-4)
当 岩上 二郎③自@現 439,197(33.6)
当 矢田部 理③社 現 400,512(30.6)
▽ 狩野 明男 自@新 397,486(30.4)
当 山田 節夫 共 新 71,836(5.5)

△ 栃木県(2-4)
当 森山 真弓②自@現 321,777(35.7)
当 大島 友治③自@現 293,511(32.6)
▽ 吉田 晴保 社 新 254,671(28.2)
当 亀田 和東 共 新 31,747(3.5)

△ 群馬県(2-4)
当 中曾根弘文①自@新 364,103(34.4)
当 福田 宏一②自@現 354,964(33.5)
▽ 角田 義一 社 新 302,159(28.6)
吉村金之助 共 新 37,065(3.5)

△ 埼玉県(2-9)
当 濱谷 英行⑤社 現 698,600(29.7)
当 名尾 良孝②自@現 563,504(23.9)
▽ 清水堅次郎 自@新 546,807(23.2)
▽ 藤野 泰弘 共 新 299,426(12.7)
二宮 咲子 諸 新 81,408(3.5)
石井 正弘 諸 新 63,248(2.7)
渡辺 宜信 諸 新 46,877(2.0)
宮部 寛 諸 新 33,897(1.4)
相原 徳寿 諸 新 21,624(0.9)

△ 千葉県(2-8)
当 井上 裕②自@現 1,067,890(51.6)
当 赤桐 操③社 現 616,764(29.8)
▽ 大原昭三郎 共 新 227,960(11.0)
高木 政広 諸 新 64,080(3.1)
野坂 倫生 諸 新 32,115(1.6)
堀 昭二郎 諸 新 22,534(1.1)
高橋 洋一 諸 新 21,098(1.0)
矢田 良彦 諸 新 17,503(0.8)

北海道

△ 北海道(4-8)
当 対馬 孝且③社 現 640,834(22.6)
当 岩本 政光②自@現 582,975(20.5)
当 高木 正明②自@現 574,787(20.3)
当 小笠原貞子④共 現 495,148(17.4)
当 土田 弘 無 新 462,963(16.3)
野上ふさ子 諸 新 33,986(1.2)
合田 純二 諸 新 24,539(0.9)
戸辺 利平 無 新 22,737(0.8)

東北

△ 青森県(1-4)
当 山崎 竜男④無@現 309,178(39.4)
当 脇川 利勝 自@新 272,713(34.8)
△ 佐川礼三郎 社 新 155,723(19.9)
堀 幸光 共 新 46,609(5.9)

△ 岩手県(1-4)
当 高橋 清孝①自@新 288,697(38.2)
当 増田 盛 無@現 222,205(29.4)
当 菊池 雄光 社 新 195,562(25.9)
牛山 雄夫 共 新 49,066(6.5)

△ 宮城县(1-4)
当 遠藤 要③自@現 530,547(51.3)
当 三浦 秀夫 社 新 264,143(25.5)
当 遠藤いく子 共 新 174,133(16.8)
鈴木 精紀 無 新 65,723(6.4)

△ 秋田県(1-3)
当 佐々木 滉③自 現 357,693(50.1)
当 石川綾治郎 社 新 295,818(41.4)
児玉 金友 共 新 60,298(8.4)

△ 山形県(1-3)
当 鈴木 貞敏①自 新 428,990(59.8)
当 遠藤 文雄 社 新 218,564(30.5)
太田 俊男 共 新 69,505(9.7)

△ 福島県(2-4)
当 鈴木 省吾④自@現 555,089(49.7)

当 北口 博④自@前 85,443(14.7)
当 沼川 洋一②公 前 78,795(13.5)
当 松野 賴三⑩自 新 64,565(11.1)
当 魚返 正臣 社 新 49,433(8.5)
当 藤田みどり 無 新 36,464(6.3)

当 加藤 修 共 新 12,325(2.1)
中川 周三 諸 新 2,081(0.4)
△ 2 区(5-10)
園田 博之⑦無@新 73,252(17.0)
坂田 道太⑫自 前 64,038(14.9)
福島 誠二⑥自@前 59,594(13.8)
東家 朝幸④自@前 58,750(13.6)
馬場 異⑩社 前 57,032(13.2)
井上 竜生 無 新 41,433(9.6)
福永 浩介 無@新 31,664(7.4)
園田天光光 無@元 27,594(6.4)
江副 水城 無 新 12,375(2.9)
久保山啓介 共 新 4,801(1.1)

大分県

△ 1 区(4-6)
当 村山 富市⑤社 前 107,988(22.5)
当 畑 英次郎④自@前 103,639(21.6)
当 木下敬之助④民 前 91,085(19.0)
当 衛藤征士郎②自@前 88,509(18.5)
当 衛藤 崇一自@新 78,166(16.3)
当 住吉 茉三 共 新 10,201(2.1)
△ 2 区(3-4)
当 田原 隆④自@前 84,940(34.5)
当 佐藤 文生⑧自@前 75,166(30.5)
当 阿部未喜男⑥社 前 72,287(29.3)
当 平野 文活 共 新 14,008(5.7)

宮崎県

△ 1 区(3-6)
当 江藤 隆美⑦自@前 124,557(29.3)
当 米沢 隆⑤民 前 104,577(24.6)
当 大原 一三⑨自@元 97,280(22.9)
当 松浦 利尚 社 前 89,820(21.1)
当 浜田 浩二 共 新 8,527(2.0)
当 出先 司 無 新 382(0.1)
△ 2 区(3-8)
当 堀之内久男⑥自@前 66,350(25.1)
当 中山 成彬①自@新 64,866(24.5)
当 持永 和兒①自@新 50,618(19.2)
当 尾玉 未男 社 前 49,991(15.5)
当 濱戸山三男 無@元 32,553(12.3)
当 中野 健 共 新 3,971(1.5)
当 薙 幸男 無 新 3,208(1.2)
当 佐沢 利和 無 新 1,710(0.6)

鹿児島県

△ 1 区(4-9)
当 長野 祐也③自@前 82,569(19.2)
当 宮崎 茂一④自@前 73,920(17.2)
当 川崎 寛治⑧社 前 66,197(15.4)
当 新盛 辰雄④社 元 65,535(15.2)
当 山崎武三郎 自@前 63,650(14.8)
当 尾辻 秀久 無 新 32,600(7.6)
当 宮路 和明 無@新 22,670(5.3)
当 平田辰一郎 無 新 13,895(3.2)
当 丸野 武人 共 新 9,362(2.2)
△ 2 区(3-4)
当 小里 貞利④自@前 101,317(40.7)
当 村山 喜一⑩社 前 73,156(29.4)
当 有馬 元治⑩自@前 65,560(26.3)

中 音

▽ 中村	現	549,508(14.0)	
▽ 荒木	現	274,420(7.0)	
小林	義昌	8,282(0.2)	
鯉江	繁	5,485(0.1)	
森山	春夫	3,619(0.1)	
塙	妙子	3,220(0.1)	
長谷川	喜久江	2,794(0.1)	
中村タヌコ	諸	2,492(0.1)	
植松	諸	2,481(0.1)	
前田	米実	2,403(0.1)	
高橋	いく子	1,643(0.0)	
平井	匡介	1,497(0.0)	
戸谷	鉛木	1,490(0.0)	
聖進	登	1,169(0.0)	
加藤	諸	1,031(0.0)	
高橋栄一郎	諸	809(0.0)	
赤石真一郎	諸	793(0.0)	
◇ 兵庫県(3-6)			
中西	一郎	776,416(31.3)	
本岡	昭次	502,591(20.2)	
片上	公人	485,588(19.6)	
安政	ひろ子	430,547(17.3)	
柄谷	道一	263,494(10.6)	
里見	申一	24,887(1.0)	
◇ 奈良県(1-3)			
当	服部	安司	326,183(54.5)
当	西販	善治	145,691(24.3)
当	今井	光子	126,694(21.2)
◇ 和歌山県(1-3)			
当	前田	寅男	345,827(67.1)
当	橋爪	利次	89,445(17.4)
当	笛田	治人	79,749(15.5)

中 国

当	坂野	重信	③自@現	190,141(53.8)
当	吉田	達男	社 新	145,126(41.0)
当	宅野	亮介	共 新	18,281(5.2)
当	青木	鷲雄	①自@新	289,294(61.5)
当	福田	幹雄	①自@新	130,678(27.8)
当	渡部	節雄	共 新	50,214(10.7)
当	加藤	武徳	⑤自@現	456,255(47.1)
当	一井	淳治	①無 新	228,121(23.5)
当	高原	勝哉	無 新	180,395(18.6)
当	武田	英大	共 新	94,141(9.7)
当	岡田	定見	諸 新	10,602(1.1)
◇ 広島県(2-4)				
当	宮沢	弘	②自@現	762,524(53.1)
当	小西	博行	②民 新	324,935(22.6)
当	藤崎	徳雄	社 新	237,538(16.5)
当	森脇	勝義	共 新	112,039(7.8)
◇ 山口県(1-4)				
当	江島	淳	②自@現	429,670(52.3)
当	山本	進	社 新	201,658(24.6)
当	上村	輝雄	民 新	108,281(13.2)
当	山本	晴彦	共 新	81,329(9.9)

四 國

当	松浦	孝治	①自@新	224,668(58.8)
当	佐藤	祐次	社 新	113,914(29.8)
梯	和夫	共 新	43,283(11.3)	

近 畿

当	滋賀県	(1-3)		
当	山田	耕三郎	②無 現	330,991(55.0)
当	上田	茂行	自@新	187,138(31.1)
当	林	俊郎	共 新	83,753(13.9)
当	京都府	(2-4)		
当	林田	悠紀夫	④自@元	544,647(51.5)
当	神谷	信之助	③共 現	271,508(25.7)
当	斎藤	俊治	社 新	125,997(11.9)
当	畠	昭三	民 新	114,720(10.9)
◇ 大阪府(3-21)				
当	西川	きよし	①無 新	1,022,120(26.1)
当	峯山	昭範	④公 現	734,907(18.8)
当	沓脱	タケ子	③共 元	697,901(17.8)
当	京極	俊明	自 新	600,854(15.3)

当	東京都	(4-50)	
当	忠雄	④公 現	851,217(16.8)
当	清子	①自@新	850,441(16.8)
当	哲夫	①自@新	742,766(14.7)
当	千夏	無 社	584,167(11.5)
当	豊	民 稅	351,529(6.9)
当	里	諸 諸	327,444(6.5)
当	敏	諸 諸	25,307(0.5)
当	孝	正 宏	15,994(0.3)
当	正	万 年	14,792(0.3)
当	下	是 滑	11,937(0.2)
当	友	部 是	8,781(0.2)
当	伊	酒 井	8,340(0.2)
当	田	町 有	7,788(0.2)
当	川	田 岸	6,855(0.1)
当	福	井 有	6,374(0.1)
当	熊	谷 有	6,139(0.1)
当	石	川 有	6,031(0.1)
当	波	多 野	5,902(0.1)
当	森	脇 九 男	5,872(0.1)
当	田	村 光 男	5,202(0.1)
当	栗	原 光 一	4,901(0.1)
当	木	兼 4,813(0.1)	
当	矢	部 4,462(0.1)	
当	松	沢 4,179(0.1)	
当	渡	辺 4,158(0.1)	
当	山	口 4,101(0.1)	
当	山	山 3,588(0.1)	
当	山	口 3,347(0.1)	
当	山	山 3,040(0.1)	
当	山	山 2,992(0.1)	
当	木	山 2,918(0.1)	
当	松	木 2,673(0.1)	
当	浜	田 2,337(0.0)	
当	児	島 2,305(0.0)	
当	橋	本 2,119(0.0)	
当	深	作 1,633(0.0)	
当	木	木 1,627(0.0)	
当	松	田 1,508(0.0)	
当	渡	辺 1,467(0.0)	
当	横	山 1,302(0.0)	
当	高	橋 1,258(0.0)	
当	桑	野 1,154(0.0)	
当	姫	野 1,084(0.0)	
当	城	下 895(0.0)	
当	小笠	原 846(0.0)	
当	大	阿 蘭 833(0.0)	
当	神	奈 川 2-14)	806,519(26.2)
当	文	大 777,298(25.2)	
当	景	子 568,382(18.4)	
当	増	男 514,155(16.7)	
当	剛	雄 325,733(10.6)	
当	樹	二 14,392(0.5)	
当	茂	三 13,078(0.4)	
当	正	周 12,351(0.4)	
当	平	二 12,239(0.4)	
当	崎	山 10,639(0.3)	
当	重	松 9,889(0.3)	
当	喜	代 7,915(0.3)	
当	作	雄 5,965(0.2)	
当	大	庭 4,064(0.1)	

◇ 長崎県(1-4)	
当 初村満一郎④自@現	409,065(49.2)
▽ 速見 魁 社 新	200,385(24.1)
▽ 浅田 五郎 無 新	174,896(21.0)
田中 康 共 新	47,113(5.7)
◇ 熊本県(2-4)	
当 田代由紀男③自@現	324,661(33.9)
当 守住 有信②自 現	315,654(32.9)
▽ 紀平 悅子 無 新	278,237(29.0)
粟田 一哉 共 新	39,493(4.1)
◇ 大分県(1-3)	
当 後藤 正夫③自@現	347,447(49.1)
▽ 羽田野 尚 社 新	311,298(44.0)
田口とし子 共 新	48,890(6.9)
◇ 宮崎県(1-4)	
当 上杉 光弘①無@新	290,537(43.3)
▽ 上条 勝久 自@現	198,207(29.5)
▽ 藤原 文明 社 新	156,987(23.4)
佐藤 誠 共 新	25,495(3.8)

九州

◇ 福岡県(3-7)	
当 福田 幸弘①自 新	591,554(24.8)
当 渡辺 四郎①社 新	502,735(21.1)
当 本村 和喜①自@新	485,397(20.4)
▽ 桑名 義治 公 現	477,325(20.0)
▽ 有馬 和子 共 新	290,757(12.2)
城戸 康孝 諸 新	23,451(1.0)
和智 正行 無 新	13,879(0.6)
◇ 佐賀県(1-3)	
当 大塚清次郎①自@新	307,532(63.4)
▽ 占野 秀男 社 新	143,533(29.6)
閑家 敏正 共 新	34,204(7.0)

◇ 香川県(1-3)	
当 平井 卓志④自@現	326,446(64.2)
▽ 喜岡 淳 社 新	155,522(30.6)
田村 守男 共 新	26,511(5.2)
◇ 鹿児島県(1-3)	
当 仲川 幸男②自@現	466,901(60.4)
▽ 神内 久綱 社 新	221,626(28.7)
木山 隆行 共 新	84,935(11.0)
◇ 高知県(1-3)	
当 谷川 寛三②自@現	200,045(50.3)
▽ 栗生 茂也 社 新	131,805(33.1)
上岡 辰夫 共 新	66,053(16.6)

による議席配分

〈資料7〉

民社 3 3,940,325 6.87	新自ク 1 1,367,291 2.38	二院ク 1 1,455,532 2.54	サラ新 1 1,759,484 3.07					
⑩ 橋本孝一郎①新 ⑪ 田淵 哲也④現 ⑫ 勝木 健司①新 ⑬ 伊藤 郁男①現 中村久瑠美 新 佐々木秀隆 新 青木 清 新 橋口 啓 新 前山 茂 新 森木 亮 新 植村 信蔵 新 御室 啓一 新 梅沢 昇平 新 加藤 綾子 新 遠藤 寛 新 遠藤欣之助 新 藤原 純典 新	宇都宮徳馬②現 石川 達男 新 清水 三雄 新 古柴 和子 新 吉田 良雄 新 藤田 政久 新 山口太佳子 新	青島 幸男④現 いずみたく 新 山田 俊昭 新 小長井雅晴 新 奥中 悠夫 新 大黒 章弘 新 加納 将光 新 辺見 広明 新 三崎 信芳 新 多代田 至 新	平野 清①新 陣内照太郎 新 門田 正則 新 青木 淑子 新 宮川 滉 新 大月 守徳 新 芝 ミイ子 新 富塙 正男 新 近江谷頼八郎 新					
⑭ 秋山 肇①新 星野 朋市 新 鬼束 幸良 新 白鳥早奈美 新 池中万吏江 新 藤村 光司 新 水野 豊藏 新 綱川 健一 新 谷島 悅雄 新	税金 1 1,803,051 3.14	福祉 0 570,995 1.00	（表の見方）各候補裏数を一から順に整数で割った数(商)を出し、数字の大きい順に番号を振る。印番までの合計が数字の差が當選となり、各候補の當選数が決定する。當選者は各候補の名簿に従って上から順に決まる。					
教正連 29,278 0.05	救国 17,827 0.03	社労 146,243 0.25	平和 109,607 0.19	民声 41,274 0.07	みどり連 60,488 0.11	世直し 68,972 0.12	協和 16,048 0.03	環境 31,464 0.05
29,278 14,639 9,759 7,319 5,855 4,879 4,182 3,659 3,253	17,827 8,913 5,942 4,456 3,565 2,971 2,546 2,228 1,980	146,243 54,803 36,535 27,401 21,921 18,267 15,658 13,700 12,178	109,607 54,803 36,535 27,401 21,921 18,267 15,658 13,700 12,178	41,274 20,637 13,758 10,318 8,254 6,879 5,896 5,159 4,586 4,127	60,488 68,972 68,972 16,048			

◇ 鹿児島県(2-4)		
当	井上 吉夫③自回現	325,469(33.7)
当	川原新次郎②自回現	316,883(32.8)
▽	上山 和人社 新	293,670(30.4)
	槐島 奉文 共新	30,899(3.2)
◇ 沖縄県(1-3)		
当	大城 真順②自回現	297,228(50.7)
▽	仲本 安一 諸新	281,419(48.0)
	古謝 馨 諸新	7,797(1.3)

朝日新聞 '86・7・8

比例代表区のドント式計算

	自民 22	社会 9	公明 7	共産 5					
	22,132,573 38.58	9,869,088 17.20	7,438,501 12.97	5,430,838 9.47					
÷ 1	堀山威一郎③現 22,132,573	福間 知之③現 9,869,088	広中和歌子①新 7,438,501	立木 洋③現 5,430,838					
÷ 2	長田 裕二④現 11,066,286	野田 哲③現 4,934,544	塙出 啓典④現 3,719,250	山中 郁子③現 2,715,419					
÷ 3	関口 恵造②現 7,377,524	鈴木 和美②現 3,289,696	太田 淳夫③現 2,479,500	近藤 忠孝③現 1,810,279					
÷ 4	大河原太一郎②現 5,533,143	松本 英一④現 2,457,272	鶴岡 洋②現 1,859,625	吉岡 吉典①新 1,357,709					
÷ 5	下稻葉耕吉①新 4,426,514	山本 正和①新 1,973,817	中野 鉄造②現 1,487,700	譚山 博①新 1,086,167					
÷ 6	村上 正邦②現 3,688,762	及川 一夫①新 1,644,848	猪熊 重二①新 1,239,750	林 紀子 新 905,139					
÷ 7	野沢 太三①新 3,161,796	山口 哲夫①新 1,409,869	及川 順郎①新 1,062,643	西沢 舜一 新 775,834					
÷ 8	井上 孝②現 2,765,571	田淵 黙二①新 1,233,636	針生 雄吉 新 929,812	有田 光雄 新 678,854					
÷ 9	梶原 港②現 2,459,174	船谷 照美③現 1,096,565	土師 造 新 826,500	三堀 雅志 新 603,426					
÷ 10	岡部 三郎②現 2,213,257	⑤ 谷本 錠 新 986,908	庭山 昌 新 743,850	雪野 敏新 543,083					
÷ 11	板垣 正②現 2,012,052	上坂 明 新 897,189	加藤 紀子 新 676,227	広井 賀子 新 493,712					
÷ 12	田沢 智治②現 1,844,381	堀 利和 新 822,424	奥山 卓郎 新 619,875	佐々木憲昭 新 452,569					
÷ 13	岡田 広③現 1,702,505	桜井 資浩 新 759,160	大須賀規祐 新 572,192	相馬 綾子 新 417,756					
÷ 14	山口 淑子③現 1,580,898	西川 進 新 704,934	田端 正広 新 531,321	伊藤 国男 新 387,917					
÷ 15	山東 昭子③現 1,475,504	新美美津子 新 657,939	橋本 立明 新 495,900	北田 寛二 新 362,055					
÷ 16	斎藤栄三郎③現 1,383,285	本田 茂樹 新 616,818	佐々木政俊 新 464,906	小笠原政之助 新 339,427					
÷ 17	松浦 功②現 1,301,916	山村ちづえ 新 580,534	佐々木宏文 新 437,558	松谷 好一 新 319,461					
÷ 18	宮崎 秀樹①新 1,229,587	鈴木 澄保 新 548,282		高柳 新 新 301,713					
÷ 19	久世 公亮①新 1,164,872			日隈 威德 新 285,833					
÷ 20	田中 正巳②現 1,106,628			植田 晃子 新 271,541					
÷ 21	永野 茂門①新 1,053,932			長住由美子 新 258,611					
÷ 22	宮田 邦③現 1,006,026			紙 智子 新 246,856					
÷ 23	清水嘉与子 新 962,285			加藤謙二郎 新 236,123					
÷ 24	井奥 貞雄 新 922,190			大塚 淳子 新 226,284					
÷ 25	山口 光一 新 885,302			林田 芳徳 新 217,233					
	みどり党 138,656 0.24	雑民 42,804 0.07	誠流社 14,010 0.02	教育 103,375 0.18	老福 247,559 0.43	全婦会 156,100 0.27	净靈会 18,025 0.03	年金 353,334 0.62	
÷ 1	138,656	42,804	14,010	103,375	247,559	156,100	18,025	353,334	
÷ 2	69,328		7,005		123,779	78,050	9,012	176,667	
÷ 3	46,218		4,670		82,519	52,033	6,008	117,778	
÷ 4	34,664		3,502		61,889	39,025	4,506	88,333	
÷ 5	27,731		2,802		49,511	31,220	3,605	70,666	
÷ 6	23,109		2,335		41,259	26,016	3,004		
÷ 7	19,808		2,001		35,365	22,300	2,575		
÷ 8	17,332		1,751		30,944	19,512	2,253		
÷ 9	15,406		1,556		27,506	17,344	2,002		
÷ 10					24,755		1,802		

得票数・得票率

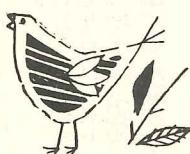
社民連	二院ク	サラ新	税 金	福 社	諸 派	無所属	
							北海道
	56,406 2.0	56,883 2.0	67,425 2.4	26,610 0.9	58,525 2.1	1 0 220,416 7.4	
					85,219 3.0	0 485,700 17.1	
	16,200 2.2	14,982 2.0	17,584 2.4	26,142 3.5		0 871 0.1	青森
						1 309,176 39.4	
	12,358 1.7	11,517 1.6	12,035 1.7	8,405 1.2	18,769 2.6	0 222,205 29.4	岩手
						0 2,205 0.2	宮城
	24,662 2.5	26,275 2.6	26,072 2.6	12,478 1.2	39,570 4.0	0 65,723 6.4	秋田
						0 93,167 12.5	
1 73,495 9.7	14,248 2.1	13,579 2.0	9,955 1.5	7,250 1.1	18,677 2.7	0 75,640 10.0	山形
	16,019 2.3	12,570 1.8	13,957 2.0	13,663 1.9	21,295 3.0	0 119,818 10.4	福島
	20,631 1.9	21,630 2.0	21,637 2.0	13,295 1.2	32,687 3.1	0 2,481 0.2	茨城
	26,896 2.2	37,869 3.0	48,315 3.9	10,301 0.8	34,655 2.8	0 81,542 8.9	栃木
	15,974 1.9	21,516 2.5	30,283 3.5	7,115 0.8	20,551 2.4	0 66,140 6.2	群馬
	17,779 1.7	24,068 2.4	34,072 3.3	10,146 1.0	23,309 2.3	0 3,154 0.1	埼玉
					0 247,054 10.5	0 96,087 3.7	
	85,782 3.4	126,577 5.1	133,903 5.4	21,531 0.9	76,876 3.1	0 64,555 2.8	千葉
	0 52,089 2.3						
1 159,294 3.0	73,907 3.4	123,867 5.7	153,177 7.1	24,863 1.1	0 157,330 7.6	0 86,177 4.0	
	0 26,437 0.5				0 10,598 0.2	0 124,861 2.4	東京
	229,002 4.4	204,519 4.0	327,444 6.5	44,200 0.9	0 194,385 3.8	0 599,473 11.8	
		357,352 6.9			0 123,011 2.4		
					0 5,466 0.2	0 124,097 3.8	神奈川
	106,418 3.4	151,224 4.8	208,857 6.6	24,454 0.8	0 90,532 2.9	0 514,155 16.7	
					0 86,510 2.8		
	19,841 1.5	24,501 1.9	18,859 1.5	9,740 0.8	0 17,676 1.4	1 32,333 2.5	
						0 113,762 17.3	富山
	11,865 1.9	14,819 2.4	17,272 2.8	6,805 1.1	20,322 3.3		
							石川
	11,520 2.1	11,526 2.1	7,841 1.4	4,990 0.9	12,182 2.2	1 178,125 38.0	福井
	10,501 2.4	11,660 2.7	7,035 1.6	5,812 1.3	14,467 3.3		山梨
	8,732 1.9	10,565 2.3	13,418 2.9	7,579 1.7	12,782 2.8	0 38,354 3.1	長野
						0 7,394 0.6	
	22,280 1.9	22,413 1.9	17,398 1.5	8,899 0.8	21,831 1.9	1 118,220 10.6	岐阜
	27,590 2.6	30,890 2.9	24,636 2.3	18,715 1.8	28,027 2.7	0 72,927 3.9	静岡
	42,455 2.4	60,826 3.4	71,988 4.0	13,727 0.8	51,521 2.9	0 3,171 0.1	愛知
					0 40,410 1.4	2 478,046 16.1	
	80,535 2.8	112,832 3.9	83,404 2.9	26,311 0.9	106,272 3.7	1 629,493 21.5	三重
					0 2,082 0.2		
	15,756 1.7	23,780 2.6	17,413 1.9	9,592 1.1	22,307 2.5		
							滋賀
	12,656 2.2	18,480 3.2	8,772 1.5	4,647 0.8	13,633 2.4	1 4,026 0.4	京都
					0		
	26,553 2.5	29,370 2.7	15,498 1.4	6,665 0.6	19,516 1.8	0 6,182 0.2	大阪
					0 39,206 1.5	0 165,849 4.2	
	87,334 2.3	133,838 3.5	77,931 2.0	37,401 1.0	109,275 2.9	1 1,571,628 40.1	兵庫
					0		
	57,257 2.4	82,485 3.5	41,041 1.7	18,201 0.8	24,887 1.0	0 67,043 2.6	奈良
					0 58,887 2.5		
	13,824 2.3	24,794 4.0	10,289 1.7	5,027 0.8	14,788 2.4		

両院選の都道府県別当選者数と

	定数	自民	社会	公明	共産	民社	新自ク
北海道	衆院	23	13 1,479,916 49.9	7 800,544 27.0	1 149,036 5.0	1 230,288 7.8	0 83,022 2.8
	選挙区	4	2 1,157,762 40.8	1 640,834 22.6	1 495,148 17.4	1 267,904 9.4	92,189 3.2
	比例区		996,585 35.0	805,771 28.3	347,180 12.2		46,270 1.6
青森	衆院	7	7 633,266 78.4	0 108,490 13.4	—	0 65,243 8.1	—
	選挙区	1	0 272,713 34.8	0 155,723 19.9	0 46,609 5.9	0 61,337 8.3	26,085 3.5
	比例区		337,531 45.5	116,692 15.7	89,208 12.0	0 30,293 3.9	0 54,044 6.9
岩手	衆院	8	6 492,131 63.1	2 203,167 26.1	—	0 49,066 6.5	11,222 1.5
	選挙区	1	1 288,697 38.2	0 195,562 25.9	1 58,921 8.3	0 52,403 7.4	38,371 5.4
	比例区		312,420 44.1	171,500 24.1	1 99,192 9.1	0 92,589 8.5	13,736 1.9
宮城	衆院	9	7 679,966 62.3	1 216,841 19.9	1 97,362 9.7	0 174,133 16.8	—
	選挙区	1	1 530,547 51.3	0 264,143 25.5	0 66,431 8.9	0 50,477 5.0	17,934 1.8
	比例区		396,478 39.6	201,578 20.1	0 60,298 8.4	0 27,727 4.1	9,695 1.4
秋田	衆院	7	5 371,291 49.8	2 214,086 28.7	1 61,561 9.0	0 69,505 8.7	—
	選挙区	1	1 357,693 50.1	0 295,818 41.4	0 20,707 2.7	0 42,702 6.1	9,188 1.3
	比例区		264,330 38.7	183,311 26.9	0 39,302 8.6	0 100,803 9.0	0 41,544 3.6
山形	衆院	7	6 481,340 63.6	0 105,068 13.9	72,288 10.6	0 23,472 2.0	1 9,695 1.4
	選挙区	1	1 429,890 59.8	0 218,564 30.5	0 37,065 3.5	0 135,242 12.1	0 22,935 2.1
	比例区		334,988 47.8	128,093 18.3	0 69,037 9.9	0 78,628 7.4	0 46,524 4.1
福島	衆院	12	8 706,383 61.6	3 208,969 18.2	1 117,071 11.0	0 100,803 9.0	0 41,544 3.6
	選挙区	2	1 555,089 49.7	1 205,522 19.3	0 205,522 19.3	0 67,079 6.3	0 22,935 2.1
	比例区		466,249 43.7		0 117,071 11.0	0 46,524 4.1	0 41,544 3.6
茨城	衆院	12	8 875,190 64.9	2 256,277 19.0	1 71,844 5.3	0 54,224 4.0	1 88,479 6.6
	選挙区	2	1 836,683 63.9	1 400,512 30.6	0 71,836 6.5	0 72,576 6.8	0 54,293 4.4
	比例区		547,544 43.9	233,113 18.7	1 145,246 11.7	0 31,747 3.5	35,345 2.8
栃木	衆院	10	5 491,846 52.5	3 190,146 20.7	1 61,504 6.7	0 19,808 2.2	1 82,795 9.0
	選挙区	2	1 615,288 68.2	0 254,671 28.2	0 40,591 4.7	0 31,747 3.5	—
	比例区		386,706 44.9	165,375 19.2	1 90,440 10.5	0 38,792 3.6	71,018 8.2
群馬	衆院	10	8 733,058 68.4	2 234,215 21.8	—	0 63,790 6.3	12,340 1.4
	選挙区	2	2 719,067 67.9	0 302,159 28.6	1 203,212 19.9	0 49,410 4.8	19,685 1.9
	比例区		453,552 44.5	120,985 11.9	0 326,633 12.7	0 299,426 12.7	0 256,671 10.0
埼玉	衆院	17	9 1,054,357 41.0	2 424,758 16.8	3 120,985 11.9	1 312,028 12.1	1 99,802 3.9
	選挙区	2	1 1,110,311 47.1	1 698,600 29.7	1 326,633 12.7	0 264,306 10.6	0 132,601 5.3
	比例区		847,872 34.0	334,985 13.4	0 264,306 10.6	0 127,444 5.6	136,693 5.5
千葉	衆院	18	12 1,203,036 52.9	2 326,790 14.4	3 294,985 13.0	1 205,107 9.0	0 227,980 11.0
	選挙区	2	1 1,087,890 51.6	1 616,764 29.8	0 177,009 8.2	0 123,798 5.7	59,201 2.7
	比例区		767,862 35.4	287,551 13.2	0 293,554 13.5	0 127,444 5.6	—
東京	衆院	44	19 1,913,947 36.6	5 669,711 12.8	10 951,803 18.2	8 813,019 15.6	1 278,031 5.3
	選挙区	4	2 1,593,207 32.4	0 449,142 8.9	1 851,217 16.5	1 702,232 13.9	0 351,529 6.9
	比例区		1,666,239 32.4	612,537 11.9	1 793,544 15.4	0 682,522 12.8	276,457 5.4
神奈川	衆院	20	5 822,777 25.4	4 618,075 19.1	4 491,412 15.2	1 330,477 10.2	2 400,253 12.4
	選挙区	2	1 806,519 26.2	1 771,298 25.2	0 325,733 10.6	0 568,382 18.4	4 443,040 13.7
	比例区		830,237 26.2	498,845 15.7	0 291,462 9.2	0 269,618 8.5	264,810 8.4
新潟	衆院	13	10 733,538 52.9	2 282,520 20.4	—	0 50,141 3.6	0 58,376 4.2
	選挙区	2	1 715,800 57.2	1 442,224 35.3	0 76,330 6.1	0 84,389 6.6	66,218 5.2
	比例区		610,278 47.6	278,484 21.7	1 123,506 9.6	0 44,767 2.2	12,685 1.0
富山	衆院	6	4 395,194 59.9	2 135,507 20.6	—	0 42,750 6.7	—
	選挙区	1	1 394,516 61.4	0 205,253 31.9	0 31,829 5.1	0 40,430 6.5	10,652 1.7
	比例区		306,013 49.2	115,810 18.6	1 46,576 7.5	0 44,144 8.2	—
石川	衆院	5	4 421,261 73.9	1 78,846 13.8	—	0 34,365 6.0	0 35,533 6.2
	選挙区	1	1 295,377 54.7	0 200,587 37.1	0 44,144 8.2	0 37,886 7.0	38,090 7.0
	比例区		95,854 17.7	95,854 17.7	1 48,094 8.9	0 52,277 11.6	6,587 1.2
福井	衆院	4	3 278,170 59.4	—	0 12,311 2.6	0 95,814 21.3	—
	選挙区	1	1 199,307 45.6	69,213 15.8	0 21,171 5.3	0 46,645 10.7	6,944 1.6
	比例区		320,454 67.1	41,942 9.6	0 19,218 3.9	0 122,858 26.7	—
山梨	衆院	5	4 346,819 70.3	1 127,141 25.8	—	0 98,339 8.0	0 12,800 2.8
	選挙区	1	1 338,016 73.3	0 82,225 19.1	1 61,599 13.5	0 98,339 8.0	4,881 1.1
	比例区		206,794 45.2	61,599 13.5	0 31,406 6.9	0 78,001 6.3	—
長野	衆院	13	9 768,567 62.5	3 246,899 20.1	—	0 96,369 8.0	0 93,882 7.8
	選挙区	2	1 650,855 64.2	1 351,937 29.3	1 121,974 10.4	0 79,838 6.8	12,633 1.1
	比例区		463,628 39.7	240,529 20.6	1 94,634 8.5	0 55,844 5.0	—
岐阜	衆院	9	6 608,279 54.6	1 148,886 13.4	1 87,437 7.9	0 120,382 11.3	—
	選挙区	1	1 497,877 47.5	1 155,207 14.8	1 104,061 9.9	0 80,585 7.7	60,686 5.8
	比例区		497,877 47.5	1 155,207 14.8	0 177,141 6.2	0 169,725 9.1	20,531 2.0
静岡	衆院	14	10 1,129,988 60.3	2 283,460 15.1	1 106,671 5.4	0 174,194 9.7	—
	選挙区	2	1 1,081,568 56.1	1 618,669 34.3	0 125,323 7.0	0 121,921 6.9	30,976 1.7
	比例区		809,295 45.5	288,276 15.1	1 182,608 10.3	0 207,865 7.0	4,523,844 17.7
愛知	衆院	22	11 1,173,697 39.6	2 430,652 14.5	2 148,001 5.0	1 276,601 9.4	1 621,530 21.2
	選挙区	3	1 833,975 28.5	0 526,324 18.0	1 94,634 8.5	0 42,888 14.1	42,785 1.5
	比例区		1,060,680 37.1	358,633 12.5	1 338,736 11.8	0 92,552 10.1	—
三重	衆院	9	6 585,827 60.9	2 150,873 15.7	1 97,835 10.2	0 84,573 8.8	9,387 1.0
	選挙区	1	1 527,493 57.8	0 293,124 32.1	0 40,908 4.3	0 78,849 8.7	—
	比例区		375,223 41.5	193,611 21.4	1 97,256 10.8	0 60,184 6.7	—
滋賀	衆院	5	3 379,472 61.2	1 82,711 13.3	—	0 77,142 12.4	1 80,432 13.0
	選挙区	1	0 187,138 31.1	0 99,241 17.1	0 46,215 8.0	0 83,753 13.9	—
	比例区		225,565 39.0	1 125,937 11.8	2 166,831 14.9	0 78,548 13.6	61,480 10.6
京都	衆院	10	4 391,889 35.0	0 128,596 11.8	2 125,655 22.5	1 251,908 26.7	0 24,842 2.2
	選挙区	2	1 364,911 33.7	0 128,265 11.8	1 142,707 13.2	0 229,248 21.2	0 25,911 2.3
	比例区		364,911 33.7	0 128,265 11.8	1 125,655 22.5	0 96,543 8.9	—
大阪	衆院	27	7 1,067,913 27.4	4 615,445 15.8	7 840,669 21.5	6 743,223 19.0	0 69,301 10.1
	選挙区	3	0 800,884 15.3	0 274,420 7.0	1 734,907 18.8	1 697,901 17.8	0 69,603 1.8
	比例区		1,088,684 28.4	476,166 12.4	1 725,242 18.9	1 641,293 16.7	—
兵庫	衆院	19	10 1,080,191 42.3	4 503,648 19.7	3 389,091 15.2	1 373,910 9.8	81,270 2.1
	選挙区	3	1 776,416 31.3	1 502,591 20.2	1 485,588 19.6	1 254,966 10.0	0 23,484 2.2
	比例区		763,429 32.2	429,119 18.1	1 372,247 15.7	0 258,175 10.1	—
奈良	衆院	5	2 326,183 54.5	0 145,691 24.3	1 97,905 14.8	1 269,176 11.4	0 42,140 1.8
	選挙区	1	1 326,183 54.5	0 92,600 15.1	1 76,233 12.4	1 75,474 12.3	10,736 1.7
	比例区		242,787 39.6	76,233 12.4	0 75,474 12.3	0 47,172 7.7	—

社民連	二院ク	サラ新	税 金	福 祉	諸 派	無所属	
						0 50,371 8.3	和歌山
	8,354 1.6	10,749 2.0	5,742 1.1	3,151 0.6	7,096 1.3	—	—
	6,622 1.9	4,853 1.4	4,514 1.3	2,631 0.8	6,847 2.0	0 11,307 3.0	鳥 取
1 87,815 8.7	8,814 1.9	6,310 1.4	5,618 1.2	3,523 0.8	9,691 2.1	0 48,146 9.6	島 根
	21,084 2.2	21,105 2.2	21,817 2.3	11,768 1.2	0 10,602 1.1	1 408,516 42.1	岡 山
1	31,211 2.3	42,282 3.1	31,115 2.2	13,523 1.0	38,287 2.8	—	広 島
	18,494 2.2	20,763 2.5	21,161 2.6	9,204 1.1	24,273 2.9	—	山 口
	8,863 2.3	9,569 2.5	6,064 1.6	3,769 1.0	13,147 3.5	0 31,494 7.4	徳 島
	10,325 2.0	9,962 1.9	7,389 1.4	3,229 0.6	6,895 1.3	0 47,235 8.6	香 川
	22,142 2.8	17,868 2.3	13,115 1.7	7,981 1.0	28,340 3.6	—	愛 媛
1 179,066 7.3	6,302 1.6	5,369 1.4	5,095 1.3	1,889 0.5	8,764 2.3	—	高 知
	69,390 3.0	62,807 2.7	47,189 2.0	22,914 1.0	0 1,077 0.0	0 20,327 0.8	福 岡
	7,757 1.7	13,859 3.0	7,103 1.5	6,181 1.3	0 23,451 1.0	0 13,879 0.6	佐 賀
	15,239 1.9	13,612 1.7	11,560 1.4	9,767 1.2	0 4,244 0.5	0 123,886 14.3	長 崎
	15,985 1.7	18,732 2.0	14,588 1.6	8,744 0.9	0 16,238 2.0	0 174,896 21.0	熊 本
	10,985 1.6	12,842 1.9	10,084 1.5	5,587 0.8	0 2,081 0.2	0 322,095 31.8	大 分
	8,289 1.3	9,348 1.4	7,256 1.1	6,330 1.0	0 19,259 2.1	0 278,237 29.0	宮 崎
	9,703 1.0	13,836 1.5	10,826 1.2	7,348 0.8	0 21,188 3.1	0 37,853 5.5	鹿児島
	10,992 2.1	5,763 1.1	5,396 1.0	8,892 1.7	0 16,578 2.6	0 290,537 43.3	沖 縄
4 499,670 0.8	0 78,526 0.1	—	—	—	0 116,589 11.7	—	合 計
3 381,045 0.7	—	0 327,444 0.6	—	—	0 2,444 0.4	—	
	1 1,455,532 2.5	1 1,759,484 3.1	1 1,803,051 3.1	0 570,995 1.0	0 42,101 0.1	9 3,515,043 5.8	
	1 1,142,349 2.5	2 1,999,244 4.3	—	1 1,577,630 3.4	0 62,323 0.1	16 2,768,735 4.9	
					0 1,193,283 2.1	6 6,032,683 10.4	
					1 598,689 1.3	1 1,768,021 3.8	
					0 1,595,064 2.8	—	
					0 1,179,997 2.5	—	

新自クの前回参院選の得票は、新自由クラブ民主連合の得票一本社集計



	定数	自民	社会	公明	共産	民社	新自ク
和歌山	衆院 6 選挙区 1 比例区 1	4 1 246,751 46.3	367,451 60.8 345,827 67.1 246,751 46.3	— 79,749 15.5 54,975 10.2	1 0 51,632 13.5 36,424 10.7	108,958 18.0 89,445 17.4 81,131 15.1	— 21,880 4.1 5,227 1.0
鳥取	衆院 4 選挙区 1 比例区 1	3 1 190,141 53.8 146,391 43.1	197,482 51.8 146,391 43.1	1 0 112,984 29.6 95,798 28.2	0 0 51,632 13.5 36,424 10.7	8,097 2.1 18,281 5.2 19,507 5.7	— — 12,841 3.8 3,524 1.0
島根	衆院 5 選挙区 1 比例区 1	3 1 289,294 61.5	295,916 59.1 211,776 45.9	2 0 106,393 21.2 90,899 19.7	0 2 51,300 11.1 137,148 13.5	50,363 10.1 50,214 10.1 37,180 8.1	— — 28,561 6.2 6,948 1.5
岡山	衆院 10 選挙区 2 比例区 1	5 1 512,672 50.5 386,106 40.0	512,672 50.5 456,255 47.1	1 0 134,690 13.3 153,497 15.9	2 1 130,819 13.6 183,633 12.4	73,358 7.2 66,320 4.5 79,670 8.3	1 1 68,943 6.8 91,716 9.5 66,487 4.5
広島	衆院 12 選挙区 2 比例区 1	9 1 762,524 53.1	909,278 61.6 575,606 41.6	1 0 250,618 17.0 235,392 17.0	1 0 156,998 11.3 226,226 14.0	112,039 7.8 110,956 8.0 67,911 7.8	1 1 324,935 22.6 120,567 8.7 81,329 9.9
山口	衆院 9 選挙区 1 比例区 1	6 1 547,146 62.8 429,670 52.3	547,146 62.8 348,893 42.3	2 0 201,658 24.6 131,103 15.9	0 0 42,587 4.9 103,712 12.6	91,546 10.5 81,329 9.9 63,492 7.7	0 0 108,281 13.2 72,414 8.8 11,734 1.4
徳島	衆院 5 選挙区 1 比例区 1	3 1 157,144 41.6	243,514 57.1 224,668 58.8	1 0 113,914 29.8 68,488 18.1	1 0 60,321 14.1 55,318 14.7	19,605 4.6 43,283 11.3 32,218 8.5	0 0 12,041 2.8 18,158 4.8 4,651 1.2
香川	衆院 6 選挙区 1 比例区 1	5 1 328,446 64.2	378,495 68.5 236,493 46.3	1 0 111,908 20.3 106,730 20.9	0 0 72,014 14.1 50,649 6.1	14,728 2.7 26,511 5.2 30,099 5.9	— — 21,846 4.3 6,133 1.2
愛媛	衆院 9 選挙区 1 比例区 1	7 1 551,232 66.4	466,901 60.4	1 0 163,244 19.7 221,626 28.7	1 0 103,909 13.3 145,699 18.7	25,256 3.0 84,935 11.0 48,978 6.3	— — 37,355 4.8 10,989 1.7
高知	衆院 5 選挙区 1 比例区 1	2 1 215,480 49.6	200,045 50.3	1 0 70,872 16.3 131,805 53.1	1 0 77,342 17.8 54,972 14.3	71,008 16.3 69,053 16.8 55,459 14.4	— — 10,416 2.7 3,185 0.8
福岡	衆院 19 選挙区 3 比例区 2	9 2 1,120,291 45.7	1,076,951 45.2	4 1 366,363 15.0 502,735 21.1	4 0 379,694 15.5 477,325 20.0	223,990 9.1 290,757 12.2 356,211 15.3	1 1 158,399 6.5 137,439 5.9 37,514 1.6
佐賀	衆院 5 選挙区 1 比例区 1	3 1 307,532 65.4	318,747 62.9	1 0 76,791 15.2 143,533 29.6	0 0 48,548 10.4 65,068 7.5	14,172 2.8 34,204 7.0	— — 19,462 4.2 6,655 1.4
長崎	衆院 9 選挙区 1 比例区 1	6 1 440,854 50.8	409,065 49.2	2 0 138,337 15.9 200,385 24.1	0 0 85,702 10.5 166,507 20.5	22,035 4.7 19,459 2.2 47,113 5.7	1 1 76,370 8.8 64,465 7.9 7,277 0.9
熊本	衆院 10 選挙区 2 比例区 2	6 2 435,323 43.0	640,315 66.8	1 0 158,061 15.6 78,795 7.8	1 0 78,795 7.8 17,126 1.7	39,015 4.8 39,493 4.1	— — 37,734 4.0 12,299 1.3
大分	衆院 7 選挙区 1 比例区 1	4 1 478,644 51.4	430,420 59.3	2 0 174,880 18.8 311,298 44.0	2 0 110,609 11.9 80,082 11.7	40,414 4.3 24,209 3.3 48,890 6.9	1 1 91,085 12.5 104,577 15.2 6,340 0.9
宮崎	衆院 6 選挙区 1 比例区 1	5 0 403,671 58.6	198,207 29.5	0 0 130,811 19.0 156,987 23.4	0 0 78,921 12.2 123,594 19.1	36,285 5.3 25,495 3.8 12,498 1.8	— — 49,701 7.2 104,577 15.2 7,910 1.2
鹿児島	衆院 10 選挙区 2 比例区 1	7 2 602,551 60.5	299,159 46.2	3 0 255,192 25.6 293,670 30.4	0 0 110,981 11.9 99,873 16.9	21,405 2.1 30,899 3.2	— — 59,550 9.2 33,707 3.6 7,941 0.9
沖縄	衆院 5 選挙区 1 比例区 1	2 1 468,573 50.4	299,682 50.8	1 0 207,853 22.4 221,048 41.7	1 0 95,837 16.3 100,618 19.0	91,685 15.6 72,115 13.6	— — 16,695 3.1 5,163 1.0
合計	衆院 512 (前回は511)	300 250	29,875,501 49.4 25,982,785 45.8	85 112 10,412,584 17.2 11,065,082 19.5	56 58 5,701,277 9.4 5,745,751 10.1	5,313,246 8.8 5,302,485 9.3 3,2,549,037 4.4	26 38 3,895,858 6.4 4,129,907 7.3 4,617,742 11.4
	選挙区 76 (前回)	50 49 22	26,110,458 45.1 19,975,033 43.2 22,132,132,386 38.6	11 13 12,464,216 21.5 11,217,515 24.3 9,869,088 17.2	0 0 36,424 10.7 6,3,615,994 7.8 7,7,438,501 13.0	2,2,643,370 4.6 2,485,933 10.5 5,5,430,838 9.5	0 1 0 2,638,780 5.7 3,3,940,325 6.9 4,3,888,429 8.4
	比例区 50 (前回)	19 16 14,441,437	246,751 46.3 35.3	246,751 46.3 16,441,437 35.3	7 8 7,590,331 16.3 7,314,465 15.7	5,4,163,877 8.9	6 1,114,800 1.8 8 1,341,584 2.4 0 0.0 1 563,811 1.2 1,136,291 2.4 1 1,239,169 2.7

<注> 各党派の数字は当選者数、得票数、得票率の順。一は候補者のないところ。

社会党の衆院選得票数・率の推移

<資料9>

注: 得票率は小数第2位を四捨五入

県名	33回(72年)	(%)	34回(76年)	(%)	35回(79年)	(%)	36回(80年)	(%)	37回(83年)	(%)	38回(今回)	(%)
北海道	883,874	33.4	959,746	33.5	928,969	33.0	978,353	33.9	942,072	32.9	932,104	31.5
青森	106,496	15.2	107,967	14.7	84,135	11.3	87,651	11.3	92,083	12.4	108,490	13.4
岩手	203,771	29.5	229,278	30.9	204,679	28.5	218,201	29.7	195,893	26.5	203,167	26.1
宮城	214,668	22.1	239,910	22.6	207,985	20.5	179,266	16.9	243,891	23.4	216,841	19.9
秋田	204,823	31.9	252,146	37.0	264,579	37.9	257,981	36.0	249,451	36.7	214,086	28.7
山形	196,957	27.9	199,835	27.6	152,677	21.5	137,597	18.8	127,025	18.1	105,068	13.9
福島	241,450	22.5	245,576	23.3	203,394	19.7	193,911	17.2	200,653	18.2	208,969	18.2
茨城	262,208	25.0	279,465	24.5	233,295	20.7	273,736	21.8	283,768	22.5	256,277	19.0
栃木	185,722	22.7	208,925	24.2	171,356	21.9	196,993	22.0	186,352	23.3	190,146	20.7
群馬	184,438	19.2	194,655	18.9	192,673	19.8	220,566	21.8	223,448	22.2	234,215	21.8
埼玉	418,350	22.9	416,668	18.6	344,119	16.7	416,859	17.1	398,490	16.9	424,758	16.5
千葉	273,506	16.0	343,203	16.9	270,599	14.7	338,408	15.7	374,122	17.6	326,790	14.4
東京	992,687	19.8	894,672	17.2	680,637	15.9	802,855	14.8	707,880	14.3	712,607	13.6
神奈川	571,388	22.7	520,720	17.4	483,993	19.3	627,888	19.4	586,265	19.5	618,075	19.0
新潟	343,967	26.4	344,964	24.8	353,810	25.7	359,366	25.6	285,099	20.5	282,520	20.4
富山	120,626	20.2	122,833	22.4	153,008	25.6	150,128	23.6	163,579	27.6	135,507	20.6
石川	123,761	21.2	120,344	21.9	102,722	20.8	116,525	19.8	101,474	19.2	78,846	13.8
福井	128,705	31.1	102,493	22.2	80,537	19.3	78,382	16.6	50,320	11.4	96,949	20.7
山梨	102,612	27.3	128,533	27.0	110,312	23.7	121,887	25.8	147,755	32.5	127,141	25.8
長野	265,271	23.3	289,672	24.2	242,630	21.3	268,012	23.2	251,406	21.9	246,899	20.1
岐阜	211,443	21.6	164,922	16.5	175,033	17.1	164,207	15.5	165,207	16.0	148,886	13.4
静岡	319,310	19.3	331,452	18.3	291,940	16.7	280,354	15.0	308,643	17.1	283,460	15.1
愛知	541,640	21.6	521,943	19.2	422,718	15.8	465,355	15.6	448,737	16.6	430,652	14.5
三重	136,655	16.3	134,921	15.3	147,679	16.8	142,463	15.5	214,475	23.5	150,873	15.7
滋賀	93,660	19.5	83,086	15.3	73,159	14.7	83,715	15.1	87,885	16.8	82,711	13.3
京都	206,545	19.0	165,746	14.8	142,116	13.5	132,672	11.4	136,818	12.8	132,596	11.8
大阪	565,742	17.3	636,812	18.0	540,257	15.9	606,504	16.2	549,514	15.8	615,445	15.8
兵庫	459,985	21.9	466,772	19.5	449,171	19.9	496,218	19.8	500,514	20.9	503,648	19.7
奈良	103,010	19.9	81,546	14.5	65,186	11.8	89,152	15.2	76,378	11.9	28,176	11.8
和歌	99,438	18.8	85,991	14.9	49,570	8.7	47,994	8.8	41,694	6.7	—	—
鳥取	102,298	30.4	103,584	28.2	118,280	32.9	127,582	35.7	129,355	36.6	112,984	29.6
島根	142,589	30.4	120,103	24.7	111,503	23.2	127,741	26.0	132,551	28.1	106,393	21.2
岡山	249,255	27.6	241,217	25.2	201,030	20.2	217,694	21.2	150,183	14.9	134,690	13.3
広島	232,254	18.6	285,515	20.8	246,660	19.4	261,596	18.4	265,195	19.0	250,618	17.0
山口	132,584	16.3	133,968	16.5	136,983	16.6	138,653	16.2	149,977	17.8	122,226	14.0
徳島	56,669	13.4	54,136	11.6	74,187	16.4	67,127	14.9	102,601	22.8	59,448	13.9
香川	114,909	22.5	115,421	22.4	126,515	24.2	116,074	21.8	118,427	23.0	111,908	20.3
愛媛	164,429	20.6	180,453	21.0	190,804	24.9	233,238	28.5	189,875	24.9	163,244	19.7
高知	83,585	17.9	68,058	14.6	83,753	18.4	68,883	16.1	69,060	15.5	70,872	16.3
福井	488,837	23.3	506,340	22.9	406,696	18.0	427,839	18.4	429,295	18.6	366,363	15.0
佐賀	82,475	18.2	91,741	18.8	87,750	17.7	80,608	15.9	95,126	22.5	76,791	15.2
長崎	167,753	22.6	198,013	25.0	135,494	16.6	149,408	18.2	171,022	20.6	440,854	15.9
熊本	145,115	16.1	152,331	15.8	199,615	20.5	167,514	17.1	208,811	21.6	158,061	15.6
大分	143,228	22.1	170,258	25.6	208,763	29.3	201,604	27.2	195,222	28.4	180,275	24.8
宮崎	133,201	23.4	123,718	19.5	141,250	23.2	136,417	21.2	151,317	23.2	130,811	19.0
鹿児島	208,451	22.9	215,669	22.5	255,102	26.9	249,437	25.9	295,224	30.5	255,192	25.6
沖縄	68,999	15.8	77,685	15.8	96,126	17.7	96,132	17.9	95,460	16.6	99,873	16.9
合計	11,478,742	21.9	11,713,009	20.7	10,643,450	19.7	11,400,747	19.3	11,289,592	19.9	10,683,988	17.7

(注) 今回は北海道1区、東京9区、福井全県区の推論候補の得票を含む。

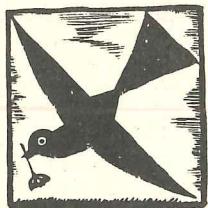
〔社会新報〕調べ

▼敗けるべくして敗けたという結果論が横行している。中には「同日選だから……」などという単純なものまである。いまさら言うまでもないが、選挙は政治家・政党と民衆との日常的政治回路の密度と、その蓄積の延長線上の相互信頼度であり、票数はその計数的結果である。したがって、それは戦略的運動論や、つけ焼きの政策論でもないし、資金の多寡のみでもないことは大衆のほうが熟知している。それにしても「恐怖さえ感じる」自社の明暗であり、盛衰だ。これは、あたかも党の基本性格と運動論、すなわち党体質が拒否された観感である。ここに至つては、「違憲合法と非武装論」「全方位外交と反米親ソ的遺産の未整理」「新宣言満場一致採択」とその代表選挙は今回限りなどと巷間ささやかれているが、そうなのだろうか。西欧政治史をヒモ解くまでもなく、この制度を不合理だというが、出直し的改革といわれる中のひとつに、これも不可避の要点だろう▼ところで比較する努力をしなければならないのではないか。出直し的改革といわれる中のひとつに、これも不可避の要素だろう▼ところで比較する

か、不公平であるとか、という論理は見つからないのである。だとすると、衆院選にも拡大適用してもよいのではないか。今回、自民党は“最良の好期”としてとらえ、衆院で空前の圧勝をもたらしたが、比例選挙では野党二八に対し、自民二二で「五・五対四・五」。衆院選の野党二〇八に対し、自民三〇四は逆に「四対六」。そこで、比例票合計五、七〇〇万票を衆院の政党別候補に配分すると、野党三、五〇〇万票で議席数約三一二、自民二、二〇〇万票で約二〇〇、その対比「野党六対自民四」だ。見事に逆転し、中曾根自民党は政権を投げ出すのである。したがって、少なくとも社会党は「比例代表制は今回限り」などとは口がさけてもいきべきではなく、むしろ積極的に衆院にも拡大することが妥当なのであって、これこそが来たるべき選挙制度の根本的改革の中心でなければならないのではなかろうか▼それとは別に、党の力量が低下していることも素直に認めないわけにはいかない。その力量を強化し、上昇ベクトルに乗せるには、なんといっても明年的統一自治体選挙に確実に取り組むことである。残された期間は僅か八カ月間であるから直ちに全国の全機関に「二四〇日活動日程表」を設定（掲示）し、一日一日、一週一週、そして月々に、着実に点検しながら勝利への展望を切り拓くことだ。また候補者選考の基準も安易であつ

てはならず、それは今日的政治、経済、社会、文化等諸状況になるべく適合できる資質（人格的財産の豊かな）の持主を掘り起こすことが緊要である。これらが可能かどうかが統一自治体選挙の勝敗のカギとなり、さらにはわが党のこんごのすべての分岐点になるものといえよう。

(S)



「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五〇円

年間購読料 四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願ひいたします。
郵便振替 東京8-180821

又は
大和銀行 衆議院支店
普通 2038888
日本社会党政策審議会

政策資料編集委員会	
委員長	嶋崎 譲
編集委員	細谷治嘉 武部文
兼事務局長	木島喜兵衛 岸田利春
会計監査	島田琢郎 佐藤觀樹
	戸田菊雄 佐藤忠良
	村沢牧 森井忠良
	安恒良一 清水利尚
	佐藤三吾 松浦利尚
	五十嵐広三 矢田部
	瀬尾忠博 高杉迪忠
	小林高摩三 日野市朗
	佐間田勝美 福間知之
	船橋成幸 押田三郎
	片山甚市 渡辺三郎
	渡辺 博

絶賛発売中

中期社会経済政策 —われわれならこうする—

~~~~~主な内容~~~~~

〈第一編・総論〉

完全就業と人権・福祉の二十一世紀をめざして

第一部 中期社会経済政策の目標と手段

第二部 中期社会経済政策の三つの基本手法

第三部 中期政策を具体化するための諸条件

〈第二編・重点課題〉

社会的成長をめざして——人間復権のために

第一部 福祉社会の創造

第二部 変化への挑戦

結び 自立——人間復権のために

価格 1,200円(送料1冊250円)

A5判 324頁

発行/日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第1議員会館内

電話 東京03(581)5111番(代表) 内線3880~4番

郵便振替口座 東京8-80821

昭和50年10月9日第三種郵便物認可  
1986年9月1日発行  
政策資料第240号  
毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)

---